



## 資料集の活用に当たって

「新潟県いじめ等防止のための資料集」作成委員長 秋山 正道

### 1 いじめ問題の経緯

いじめの問題が社会で大きく取り上げられるようになったのは 1980 年代に入ってからで、直接的には主に学校の荒れが誘因ともなった。1970 年代後半から全国的に校内暴力といわれる生徒指導上の問題が学校教育の大きな課題となった。特に深刻だったのは中学校で、多くの学校では力で抑え込むことによって暴力の鎮静化を図った。その中で顕在化してきたのがいじめ問題である。

象徴的ないじめは 1986 年（昭和 61）に起こった「葬式ごっこ」事件である。中学校で、いじめられていた生徒を死んだことにして、学級の生徒たちが追悼の色紙を作成してからかったのである。あろうことか、その中に教師の心ない寄せ書きまであった。深く傷ついた生徒は、父親の実家のある東北地方の市内で自死してしまった。また、1994 年（平成 6）には、いじめグループから暴力をふるわれたりズボンを下ろされたりしていた中学生が、総額で 100 万円を超すお金を取られたうえに川で溺れさせられるなど死の恐怖を体験させられるまでにいじめがエスカレートし、ついに追いつめられて自死してしまうという事件が発生した。新潟県でも 1995 年（平成 7）に中学生の自死事件が発生し、大きな衝撃を県民に与えた。

新潟県教育委員会ではこのような深刻な事態を受け、2000 年（平成 12）に『いじめ防止学習プログラム』を編集・配付し、「いじめの起きない学校づくりのために」すべての小・中学校でこのプログラムを実践するよう取り組んできた。しかし、2011 年（平成 23）に滋賀県大津市でいじめによる中学生の自死事案が起き、学校や教育委員会の隠蔽が大きく問われる事態となり、結果的にいじめ防止対策推進法が制定されることとなった。この後、学級担任など一部の教師に問題の解決を委ねるのではなく、学校教職員が一体となって、さらには関係機関や地域と連携して取り組むなど組織的な取組が重視されるようになって、現在に至っている。

### 2 いじめ問題をめぐる新たな動き

近年のいじめの発生件数は小学校で急増し、中 1 ギャップといえるような状況ではなくなってきた。また、いじめによる自死事案や集団による暴力行為などが SNS を介して発生するなど、新たな事態の中での対応を迫られている。一方、いじめを人権問題としてとらえ、県や各市町村単位で人権教育基本方針や指針あるいは啓発推進計画を作成し、その中に子どもの人権を位置付けるようになって

きた。行政機関では子どもの人権問題として「児童虐待」と「いじめ問題」の2つを取り上げ、相談窓口などを設置して問題解決に乗り出している。

### 3 集団を学校を中心に位置付ける

人は社会的動物である。そして、集団の中では一人一人は実に弱い存在でもある。であるからこそ、人格をもつ存在として人は尊重されなければならない。しかし、この自明の理は自然に理解・獲得されるものではなく、たゆまぬ努力によって一人一人が体得していくものである。学校はその大きな舞台でもある。なぜか。学校教育は、学習を成立させる基礎的な単位としての集団によって構成されているからである。その意味で、集団を生かす教育活動を展開できない学校は学校ではない、といっても過言ではない。

本書においては、学校教育の根幹ともいえる学習の場面における学級づくり、集団づくりを最優先課題として位置付けた。各教科の学習や「特別の教科 道徳」あるいは特別活動といった学習の中心に集団での学びの場を位置付けることが、いじめの未然防止に直結すると考えるからである。そして、そのような学びの場をつくるのは教師の指導力にかかっている。多くの教師が本書を手にして、様々な場面で集団学習場面を効果的に位置づけて成果を上げることを期待する。

### 4 いじめ問題を組織的に取り組む

いじめ問題の解決に向けて組織的に取り組む意識が高まっていることは、いうまでもなく「いじめ防止対策推進法」の制定によるところが大きい。県はこれを受けて「いじめ防止基本方針」を策定し、学校に「学校いじめ対策組織」を置くこととした。市町村においても同様の組織を置くことが義務付けられている。肝腎なことは、この組織をどのように実効ある組織にしていくかである。本書では、いじめの早期発見から再発防止に至るまで、いじめのアンケートの例や児童生徒への指導支援の在り方などを具体的に紹介している。

また、インターネットによるいじめ問題や重大事態への対応など、特に組織的な対応の充実を図る必要がある問題については様々なケーススタディを紹介するなどして、すぐに対応できるような内容構成にするとともに、相談窓口一覧などすぐに役立つ資料も最後に紹介した。

### 5 期待すること

一人一人の顔が異なるように、学校もまたそれぞれに異なった校風を有している。しかし、いじめのない学校を目指す気持ちはだれにもあるし、その気持ちは年々強いものになっている。本書は、学校教育に携わる人々のいじめをなくしたいという強い願いが結集してつくられたものである。

いじめを許さない児童生徒を育成する教育活動が展開されることを、そして本書がその営みに限りなく貢献できることを期待してやまない。

最後に、本書編纂にご協力を頂いた大勢の皆様に深く感謝申し上げます。



## 子ども主体で リアルに向かう

「新潟県いじめ等防止のための資料集」作成委員 橋本 定男

本事例集は、いじめの早期発見、未然防止、対応と再発防止など、いじめ問題対応のプロセスからネットいじめやケーススタディ、人権教育等々までカバーし、現場の喫緊のニーズに応えようとするものである。委員としてかかわってよく感じたことは、何としても実効性あるものにしたいという思いである。また、作成スタッフは応用の効く事例や提言を目指す、文の行間に各人の個性や信条がみえることである。人間が出る。いじめに取り組むとはそういうことだと納得する。

さて、ここでは担当した「いじめの未然防止」を取り上げる。委員会でも発言したが、いま強く思うことを述べたい。それは、防止するための方策をつくる、また具体化し実践を進める、そのときにしっかり自覚したい、2つのことである。1つはいじめ問題のリアル、1つは実践の主体についてである。

いじめ防止の基本は「やるべきことをやる」、基本中の基本だ。しかし、自覚としてはこれで半分である。もう半分ある。その半分をつなげるとこうなる。

やるべきことをやる。“それでもいじめ問題は起こる。”

それでも起こる、これがいじめ問題のリアルである。リアルに向かう自覚がある。「やるべきこと」に加えて、それでも起きる想定で「さらなるやるべきこと」を策定する、そこまで踏み出したい。未然防止策は、次のような足し算になる。

(やるべきことをやる) + (それでも起こる。そう想定し、さらに〇〇をする)

問題は、基本の「やるべきこと」が適切か。そして、従来が基本で終わっているならなおさら、1歩踏み出した「さらに〇〇をする」の内実があるか、である。

本事例集は「さらに〇〇をする」の参考になるはずだ。例えば、子どもが目標を共有し協力して生活を向上させていく取組がある。それをやればよしとせず、節目で現状を点検する場面を設定している。ポイントになる。が、その先がもっと大切だ。点検結果を「見過ごせない、よくない実態が起きている」と想定し、対策を打つのである。リアルに向かい「さらに〇〇をする」にあたる。やるべきことをやっても不合理や不公平を含む負の課題が生まれるリアルに正対したい。

ここで、もうひとつの未然防止にかかわる大切な自覚を考える。

上記の課題解決の主体はだれか。いじめにつながるかもしれない状況を改善する主体はだれか。子どもだ、言うまでもなく...か？実際に？生活上のリアルな問題に向かう子ども主体の実践を組織する自覚である。これを問いたい。大丈夫か。

むろん状況の質、重大さによるし、いじめ問題化したら教師主導になる。大

切なのはふだんの生活である。トラブルや言葉づかいなど問題が次々と生じてくる。これが生活のリアルだ。その問題解決の主体を子どもにし、危機に主体的に向かう「訓練」をしているだろうか。適切な範囲において、子どもが生活上の課題に正対する場をつくり解決する体験を積み重ねていくことで、状況がいじめ問題にまで悪化する以前に、いじめの芽を子どもが摘み取ることができる。これこそが、『最強の未然防止策』ではないだろうか。

子ども主体のリアルな諸問題を解決する実践を進める上で必要なことがある。子どもを信じることである。それが弱いと自覚が弱くなり、実践が弱くなる。いじめ防止の取組の深部基底は、子どもを信じることである。

# 第1章 実効性のあるいじめ防止の取組にするために

## 1 いじめの定義、対策等のポイント

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳及び平等性を損なう重大な人権侵害であるとともに、児童生徒の生命や心身及び人格の形成に重大な影響を及ぼす決して許されない行為である。学校はもとより、社会全体が強い使命感をもっていじめの防止に取り組んでいかなければならない。

各学校ではいじめ防止対策推進法の規定により、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取組を推進するとともに、取組に関する目標の達成状況を評価することにより、内容の見直し・点検・改善が進められている。しかし、いじめに関わる重大事態が後を絶たないことから、いじめ問題に対する組織的対応が形骸化し、十分に機能していない等の指摘がある。

学校は、いじめの問題に対して、実効性のある取組を展開していくために「いじめ防止対策推進法」及び「新潟県いじめ防止基本方針」等を踏まえ、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、いじめ防止対策を確実に推進していくことが必要である。

### ポイント1 いじめの正確な認知について —いじめの定義の正しい理解—

#### 【いじめ防止対策推進法 第2条 定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの「加害」「被害」は流動的であり、特定の児童生徒に焦点化した指導・支援では対応できないことから、いじめはどこでも誰にでも起こりうるという認識をもつこと。
- 法律上のいじめの定義は、社会通念上のいじめの観念よりも広範であることを理解し、児童生徒の被害性に着目して認知すること。
  - 行為の継続性や反復性、被害の軽重、力関係はいじめの認知に無関係
  - 心身の苦痛を感じているものは全ていじめ
- ※加害者の動機は問わないことから、無自覚や善意による行為でもいじめと認知されることがあるが、「いじめ」という言葉を用いずに柔軟な対応も可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するため、いじめ事案として適切に対処する。

### ポイント2 いじめのサインを見逃さない —教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知—

- 全ての教職員が「いじめの定義」を正しく理解し、いじめが疑われる行為は、軽微なものも見逃さずに積極的にいじめとして対処すること。
- 日ごろから教職員は、いじめのサインを察知する「感性」を磨き、行為の背景にいじめがあるのではないかと受け止める「想像力」を鍛えることで、豊かな人権感覚を身に付けること。

### ポイント3 教職員による抱え込みの防止と組織的対応 —協働的な指導・相談体制の構築—

- 「いじめ対策組織」の役割や情報共有の仕方等を明確にし、全職員へ周知すること。
- 教職員は組織への報告・連絡を躊躇することなく行い、一人で抱え込まないこと。
- 初期対応を迅速に行い、いじめの問題が長期化・複雑化することを防ぐこと。
- 学校はあらゆる方法を駆使して組織的にいじめの兆候等の状況を把握し、対応策の検討や役

割分担などを決定し、全ての職員が情報を共有して対応すること。

※「学校全体で児童生徒を教育している」という認識の共有。

#### ポイント4 相談しやすい環境づくり —教育相談体制の充実—

- いじめは大人に相談しづらいという児童生徒の心理的負担を考慮し、児童生徒が教職員を信頼して相談できる関係を築いていくこと。
- 日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒がいじめを訴えやすい環境や体制を整えること。

#### ポイント5 いじめ問題について考え、主体的に行動する態度の育成

- 児童生徒がいじめを自分たちの問題として主体的に捉え、考え、議論することを通して「いじめをしない、許さない、見逃さない」意識や態度を育成すること。
- 道徳や特別活動を中心として、全ての教育活動を通じて児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、「居場所づくり※1」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり※2」に努め、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。（※1、2 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ 平成24.2発行参照）  
※自主的・主体的な活動を通じて互いを認め合う体験や協力して問題を解決する体験を生み出す、教職員による意図的・計画的な場と機会の設定。
- 学校生活の大半を占める日々の授業の中で未然防止の取組も含め、いじめに関わる指導事項の内面化を図っていくこと。  
※分かる授業づくりや全ての児童生徒が参加・活躍できる授業の工夫。

#### ポイント6 保護者の理解と協力による連携の構築 —信頼関係に基づく対応—

- 被害と加害の双方の保護者に「学校いじめ対策組織」としての解決に向けた方針を伝え、信頼関係のもとに理解と協力を得られるように対応すること。
- 日ごろから全ての保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」の具体的な内容を周知しておくこと。  
※相談窓口やいじめの対応マニュアル等の周知

#### ポイント7 外部機関の力を結集し、いじめ問題に取り組む —地域・関係機関との連携—

- 専門的な知識や技能をもつ外部の人材や関係機関による支援を得ながら、複雑化・多様化・潜在化するいじめを迅速かつ適切に解決すること。
- 日ごろから定期的な会議や事例検討等の会議を通して、教職員、保護者、地域住民、警察、児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が役割を分担するなど、適切に連携しながら対応すること。

#### ポイント8 記録の重要性 —管理の徹底—

- いじめ問題への対応に関わる記録は学校いじめ対策組織で適切に共有・管理するとともに、過去の教育相談の記録やアンケート等も含め、教職員であれば閲覧が可能であり、指導の参考にすることができるように管理すること。
- 記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとること。

## 2 学校のいじめ防止基本方針に基づく組織的な対応

### いじめをしない、許さない、見逃さない学校づくり

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくく、起こったとしても適切な対応がなされる学校や学級の実現を追求することが、学校のいじめ防止対策の基本である。

そのような学校や学級にするためには、教職員と児童生徒とが信頼関係によってつながり、学校での体験を通じて人権感覚や規範意識が育まれるとともに、自己有用感が高まる経験が得られるように支援がなされていくことが重要である。

### いじめ問題の解消に向けた継続的な取組の推進 —重大事態に発展させない対応—

いじめは単に謝罪をもって解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。

#### 【いじめの解消の要件】

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

#### (2) いじめを受けた児童生徒がすでに心身の苦痛を感じない状態となっていること

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為から感じていた心身の苦痛から解放され、安心して過ごせている状態であることを、本人及び保護者に面談等で確認する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発し、重大事態へとつながる可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童生徒の様子を日常的に注意深く観察することが必要である。

### 実効性のある「学校いじめ防止基本方針」を策定し、みんなのものとする

学校には、いじめ防止のための取組や、早期発見・早期対応の在り方等について定めた「学校いじめ防止基本方針（基本方針）」を策定する義務が法律で定められている。この方針の中では、取組のビジョンや意義、目的について示すとともに、年間計画では取組のステップや防止プログラムの内容について具体的に示し、年度当初に教職員及び保護者への周知を図ることが重要である。

計画の作成に当たっては、児童生徒の社会性や道徳性にかかわる実態など、学校の実態に即した到達目標を設定することが求められる。誰が、何を、どのようにして行い、いつまでに、どこまで達成するのかといった到達目標へとつながる具体的な教育活動や役割等を明らかにしておくことが重要である。

基本方針を実効性のあるものとするためには、基本方針やいじめ防止学習プログラムの策定・見直しに児童生徒や保護者、地域等が参画できる仕組みをつくり、関わる者すべてに共有されることが大切である。

また、全ての教職員が実行可能なルールを定めて基本方針に盛り込むことや、基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを学校評価に位置付けるなどして定期的に点検し、問題が見つかれば見直しを行うなど形骸化させない工夫をすることも必要である。

## いじめ問題の解決に組織的対応が求められる背景とは

これまでに発生した事案で長期化・深刻化・複雑化した例では、教職員による抱え込みが多く見られる。「自分が解決しなければ…」「周囲には迷惑は掛けられない…」等の思いから、熱心な教師であればあるほど「落とし穴」にはまることがある。いじめ問題に対応するために組織をつくるのが法で決められているのは、こうした抱え込みを防ぐためである。いじめの認知や対応方針の決定、児童生徒への指導・支援を組織として行うことにより、的確で実効性のある取組が可能となる。

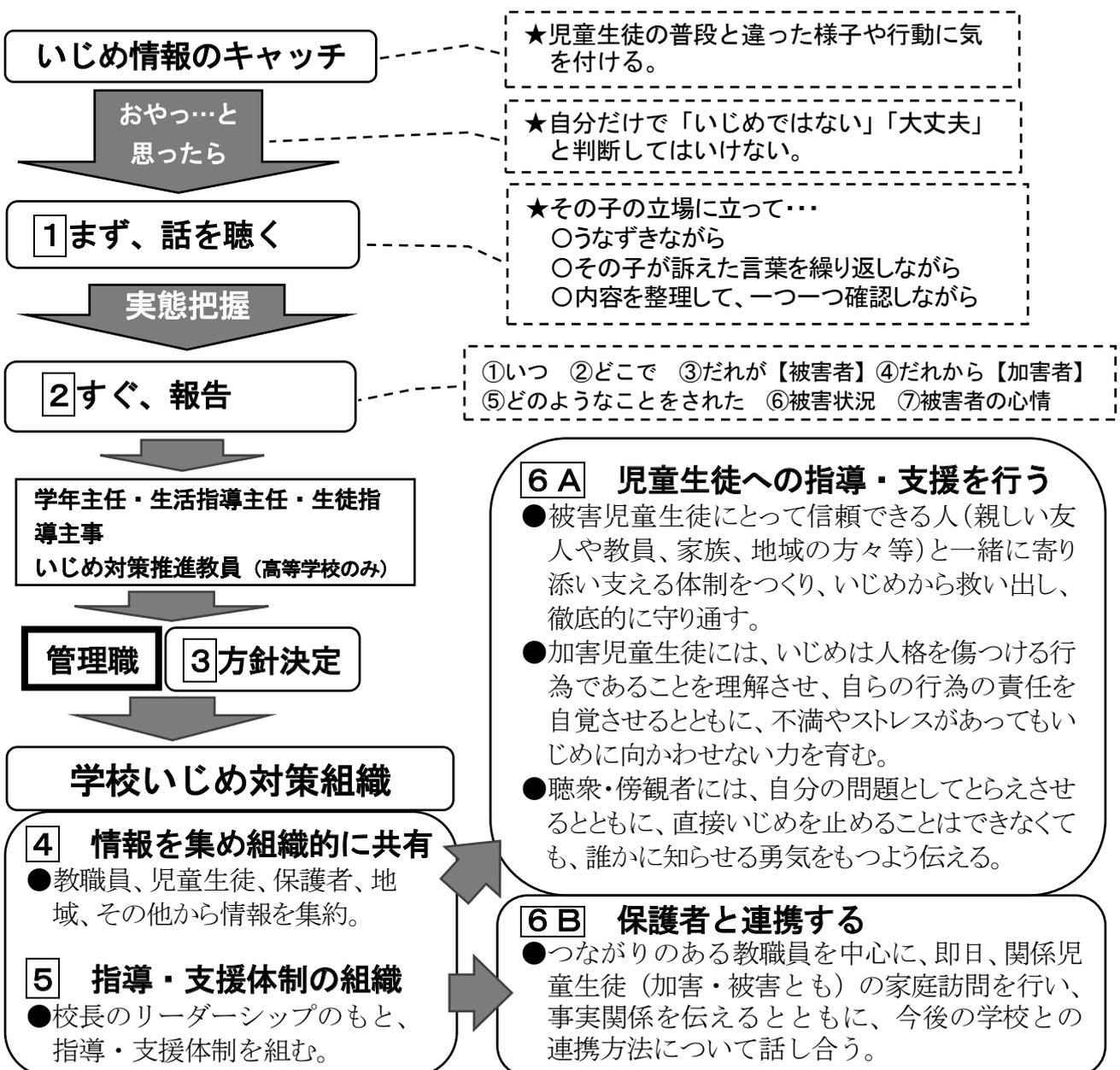
### 【学校いじめ対策組織の役割】

- いじめの事実の有無を判断
- 情報の収集と記録、共有

- 未然防止・早期発見の取組、事案への対処
- 基本方針の見直しや校内研修等の実施

## 初期対応の基本と組織的ないじめ対応の流れの例

㊟ 最悪を想定して   ㊤ 慎重に   ㊤ 素早く   ㊤ 誠意をもって   ㊤ 組織で対応



## ズボン下ろしの初期対応事例

ズボン下ろしは、人権を侵害し、被害児童生徒に大きな精神的ダメージを与える行為である。親しい間柄であってもズボン下ろしは人格や人間の尊厳を否定する「決して許されない行為」であり、重大事態につながる可能性もある「被害児童生徒の生命の安全を脅かす事案である」という受け止めで対応しなければならない。

### <事例>

小学4年生のCさんは、遊びや悪ふざけの延長でズボン下ろしが常態化していることがとても気になっていた。昼休み、体育館で「大根抜き」遊びをしていた時、明らかにAさんがBさんのズボンのすそを引っ張り、ズボンを脱がせようとしていた。周囲の友人はその様子を見てニヤニヤしていた。とうとうBさんのズボンが下がり、下着が見えた。その瞬間に、笑いが起こった。Bさんは恥ずかしさから顔を伏せた。その様子を見ていたCさんは担任の先生に伝えた。

#### ①当該行為を止める

- ・学級担任は、居合わせた職員とともに体育館へ行き、「大根抜き」遊びをやめさせる。

#### ②被害者・通報者を守る

- ・その後、学級担任は養護教諭や教育相談担当等とともに、Bさんの心理的ストレスや不安を和らげるため別室へ連れて行き、辛い気持ちを受け入れ、共感的に話を聴く。
- ・いじめを訴えたCさんの行為を褒め、報復のいじめから守ることを伝える。

#### ③管理職への報告 事実の確認・情報共有・方針の決定

- ・学年主任は、事実を教頭に報告する。
- ・直ちに、いじめ対策組織を招集し、事実の概要を共有する。生活指導主任を中心に複数の職員で、Aさん、Bさん一緒に遊んでいた児童等から個別に聴き取りをする。聴き取った情報を基に、事実関係や矛盾点を確認し、矛盾点についてはさらに聴き取りを行う。情報がそろった後、役割分担を含む指導方針を決定する。

#### ④加害者と観衆の指導

- ・Aさんへは、被害者の気持ちを認識させ、反省を促す。教育的配慮のもとに、毅然とした態度で自分の行為の責任をとる方法（謝罪等）を指導する。
- ・観衆へは、「はやしたてること、面白がって見ていることは加害行為を助長してしまうこと」であることを伝え、自分がいじめに無関係ではないことを認識させる。いじめをやめさせる、いじめを知らせる勇気がもてるように支援する。

#### ⑤保護者からの理解

- ・(例)校長と担任がBさん宅を家庭訪問して謝罪し、事案の概要と学校の対応について保護者に説明し、見守りの依頼をするとともに、保護者の思いや要望を聴き取る。
- ・(例)教頭と学年主任がAさん宅を家庭訪問して、保護者に確認された事実を伝え、指導方針や指導方法を説明し、理解と協力を得る。

#### ⑥学級・学年全体への指導

- ・遊びの延長や悪ふざけ等の軽い気持ちからズボン下ろしをすることがないように、ズボン下ろしは「人権侵害」であり、「生命」に関わる許されない行為であることを丁寧に指導する。

## 児童生徒・保護者からの訴えに対する初期対応事例

いじめを把握した場合には、「被害者保護」を最優先し、不登校や仕返し行動等の二次的問題の発生を防ぐため、早期解決に向けて取り組むことが重要である。被害児童生徒及び保護者の辛い気持ちを共感的に受け入れるとともに、丁寧な聴き取りに基づいた学校としての具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝え、安心感を与えることが重要である。

いじめの問題が複雑化・深刻化する原因の一つに、初期対応でのつまずきがあげられる。被害児童生徒、加害児童生徒、すべての児童生徒の立ち直りを支援するためには、保護者の理解と協力が必要である。十分な意思疎通を行い、信頼関係の構築を図ることが大切である。

### <事例>

中学3年生のAさんの保護者から、担任に「最近、家族の財布から金を抜き取っている。お金の使い道を聞いたが言わない。何かトラブルに巻き込まれているのではないか、心配だ。」との連絡が入った。翌日、担任が本人に事情を聞いたところ、「同じクラスのBさんからお金を要求されている。これまでに5万円ほど渡している。先生に言うとBさんから暴力を振るわれるので黙っていた。」と要求されるままに金銭を渡していたことを話した。Bさんとは小学校からの遊び仲間であり、これまで本人及びクラスの他の生徒のアンケートでは、いじめについての記述はなかった。

#### ①受容的態度で被害者に接する

- ・Aさんが勇気を出して打ち明けてくれたことを褒め、辛かった気持ちを共感的に理解する。全職員で守り抜くことを約束して、安心して相談できるようにする。

#### ②管理職への報告 事実の確認・情報共有・方針の決定

- ・担任は学年主任及び管理職へ聴き取った内容を報告する。
- ・直ちに、いじめ対策組織を招集し、事実の概要を共有する。生徒指導主事を中心に複数の職員で役割分担を含む取組方針を決定する。

#### ③被害生徒からの聴き取り

- ・複数の職員で金銭要求や暴力行為についてAさんから聴き取り、事実を一つ一つ丁寧に記録する。(5W1H)
- ・Bさんにも事情を聴くことについて、Aさんの意思を確認する。拒否することも考えられるが、説得して理解を求める。

#### ④加害生徒や他の生徒からの聴き取り

- ・複数の職員でBさんへの聴き取りを行い、事実を一つ一つ丁寧に記録する。初めは「いじめ」という言葉を用いずに、中立的な立場で行う。いじめに至る背景や心情の理解に努めるが、Bさん自身の行為の正当化や責任転嫁は認めない。
- ・金銭の要求は犯罪行為であることや、自身の行為がAさんに与える影響について自覚させ、責任の取り方(謝罪・弁償)を考えさせる。
- ・秘密は守ることを伝え、安心して話ができるようにする。観衆や傍観者であったことを責めず、自身の言動や態度を考えさせ、いじめを許さない気持ちをもたせる。

#### ⑤保護者からの理解

- ・(例)校長と担任がAさん宅を家庭訪問して、事案の概要と安全安心の確保に向けた学校の対応について保護者に説明する。家庭での見守りの依頼をするとともに、保護者の思いや要望を聴き取る。
- ・(例)教頭と学年主任がBさん宅を家庭訪問して、保護者に確認された事実を伝え、指導方針や指導方法を説明し、理解と協力を得る。

#### ※【関係機関との連携】

金銭の要求は犯罪行為が疑われる重大な事案であることから、警察への情報提供を行い、連携した対応を行うことが大切である。

## 第2章 いじめの未然防止

### 1 学級づくり、集団づくり（小学校編）

1 学級目標づくりと学級ルールづくり ～温かい人間関係・支持的風土のある学級をベースに～  
いじめを生まない学校にしていくには、全ての学校で温かな人間関係に支えられた支持的な風土を醸成することが重要である。

学級目標や学級ルールには、学習規律や基本的なあいさつ、話す・聞く態度など教師が指導するものと、よりよい学級（目の前の諸問題を解決できる学級）にするために主体的に考えるルールや係活動、イベント活動など児童から生まれるルールがある。

学級目標づくりにおいて教師が児童に伝え、必ず確認する必要があるものとして、

①友達を大切にす → 「いじめは犯罪であり、人権侵害である」ことを確認する。

②命を大切にすして行動す → いじめや危険な行動をしない・させない・見逃さない。

の2つがある。これは折に触れ、教師が児童に繰り返す、指導する内容でもある。

こうした指導のもと、児童がよりよい、そしていじめを生まない学級にするために学級目標やルールについて話し合い、確認し合うことが望ましい。また、つくって終わるのではなく、学級が目標に近づいているかどうかを定期的に学級会や自他評価等で点検すること、何か問題が起こった時には、学級の実態に即してルールを改善する機会を設けることが必要不可欠である。自治的な力を高める学級活動を行うことが、児童の規範意識や責任感を醸成する。

そのためにも、児童自身の問題への気付きから、現状を確認し合い、話し合い、主体的にルールを見直す活動が必要である。

定期的に目標やルールを振り返る学級会を実施。提案は児童と共に検討し、議題にする。

#### 活動例 定期的に学級のルールを振り返ろう

	学習活動	留意点等
準備活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校行事、イベント、日常活動等を通して、気付いたことを記述し、議題箱に入れたり、アンケートを実施したりする。</li> <li>○話し合う内容の柱を学級に伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートや児童の気付きから議題が生まれる。</li> <li>・準備期間に、配慮すべき児童に寄り添い、思いや願いを丁寧に聞き取る。</li> </ul>
本時	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アンケート結果から「これっていじめかもしれない」という気付きが生まれた。</li> <li>①議題とめあての確認、提案理由の説明。</li> <li>②学級目標と学級のルールの確認。</li> <li>③小グループでの話し合い。 解決策をミニボードに書き出す。</li> <li>④全体での話し合い。</li> <li>⑤話し合いや自分の行動について振り返り、一人一人が新しいめあてを書く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実の確認と解決に向けた意思や行動の確認を事前に行う。</li> <li>・良し悪しだけでなく、それぞれの立場に寄り添いつつも、学級目標に立ち戻るように声かけする。</li> <li>・児童から「いじめは犯罪であり、人権侵害であること」「いじめをしない、見逃さない」につながる気付きが出ることを期待する。</li> <li>・教師は、児童の気付きや話し合いの流れを大切にすし、価値を押し付けることはしない。</li> <li>・誰もが加害者、被害者になってしまう可能性があることを確認し、自分事として記述する。</li> </ul>
事後活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り活動や事後の活動の中で、自分や友達のよさを見つけ、称賛する。</li> <li>○係活動等において、めあて達成のためのイベントや取組を考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認された目標やルールを、個人のめあてや今後の活動における目標、次回学級会へとつなげていく。（PDCA）</li> <li>・配慮すべき児童の見取りや相談活動を継続して行う。</li> </ul>

## 2 よりよい人間関係の形成を目指す学級づくり

学級においては、日々の教育活動の中で「自分が大事にされている、認められている」等の存在感が実感でき、かつ精神的な充実感を得られることが重要である。そのためにも、児童一人一人が自らの役割や存在感を実感したり、豊かな人間関係の中で互いのよさを見いだしたりすることのできる学級づくりが必要である。「ハッピーバースデー」の活動は、学級の一人一人の児童が主役となる日であり、命の大切さ



について考え、実感する時間となる。また、「いいところさがし」で互いに認め合う活動を繰り返す中で、友達よさに目を向け、それを日常的に伝え合う風土が醸成される。

### 活動例(1) ハッピーバースデー ～一人一人が特別な存在～

	学習活動	留意点等
準備活動	①バースデー自己紹介カードの作成 ②係活動；誕生日係 →誕生日カレンダーや掲示物の作成、誕生日会の内容の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誕生会の様子を随時、写真とともに便りや連絡帳などで保護者に伝える。</li> <li>・学級全員の誕生日が掲示してあることで、次は誰への言葉がけを準備するのかが等、見通しが立てやすい。</li> <li>・家庭環境への配慮が必要となるが、事前に保護者からメッセージをもらっておき、教師が代読することも効果的である。</li> </ul>
給食時	①給食の時に、誕生日係が黒板にお祝いのメッセージを書いたり、紙製のバースデーケーキを用意したりする。 ②誕生日の歌の後に全員で「おめでとう!! ～乾杯～」 「ありがとう。これからもよろしくね」をして、拍手をする。 ③誕生日の児童は、牛乳で一人一人と乾杯し、お祝いのメッセージをもらう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休み中に誕生日が来る場合には休み前に実施する。</li> <li>・お祝いメッセージの例文やふわふわ言葉を学級に掲示しておく。</li> </ul>

### 活動例(2) いいところさがし ～自己理解と他者理解～

	学習活動	留意点等
1次	①自分のよいところを5つ書く。 ②ふわふわ言葉集め ③リフレーミング辞書づくり ④いいところリストを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかなか書けなかった体験が友達や自分のよさへ目を向ける意欲や活動後のより深い自己理解へとつながる。</li> <li>・長所を表現する言葉を増やす活動を多く取り入れることが重要。</li> <li>・③の「リフレーミング辞書」とは短所や気になる点を、視点を変えて長所やよさを表現する言葉にするもの。 例) さわがしい→元気がよい、おしゃべり→人付き合いが上手 等々</li> </ul>
2次	①4人グループとなり、リストやリフレーミング辞書を使いながら自分たち以外のグループのメンバーのよいところ探しをする。 ②書いてもらった自分のよいところを読んだ感想や活動全体を通しての気づきを書き、発表する。活動内容と感想を便りなどで配付し、保護者と共有する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで活動することで、安心感や積極性が高まる。また、同じFさんのよさを考える中で、友達との違いや共通点などを感じることが出来る。</li> <li>・保護者からも「お子さんのよさ」として記述してもらうことも効果的。</li> </ul>

\*参考文献 「エンカウンターで学級が変わる 小学校編」国分康孝監修 岡田弘他編集 (図書文化)

「エンカウンター学級づくりテキスト2 よりよいかかわりを生むエクササイズ集」八巻寛治・吉澤克彦編 (明治図書)

- 学級目標やルールは、PDCAのCが大切。定期的に振り返りを行う場を設定し、担任が臨機応変に、そして全力で取り組む。
- 学級に温かな人間関係に支えられた支持的な風土を醸成する。そのためには、意図的・計画的に児童生徒に働きかけ、具体的な活動を起こすことが必要。

## 第2章 いじめの未然防止

### 1 学級づくり、集団づくり（中学校編）

#### 1 「学級開き」 ～規律の根幹づくりと期待づくりを～

入学、進級による新しい「出会い」を大切に、学級や学年の基盤づくりを円滑に行いたい。しかしながら、不安を感じながら登校してくる生徒も少なからずいるだろう。

不安を軽減するためにも、いじめやトラブルが起きにくい健全な集団を築くための学級経営の方針を明示したり、教師が生徒一人一人に寄り添い、守り通す意志を表明したりすることも大切である。

学級開きでは、次の3つのことを重視したい。

- ①教師が願いや方針、「話の聞き方」など規律の根幹としたいものも明確に示す。
- ②生徒同士の相互理解や認め合い、人間関係づくりが促進されるような活動を行う。  
(例「1分間耐久インタビュー」「新聞紙パズル」等)
- ③活動後の感想を生かし、「よい仲間がくれそうだ。」「楽しいクラスになりそうだ。」といった期待感を高める。

これらのことは年度当初だけでなく、学期の初めなど、折に触れて繰り返し行い、規律の確認や人間関係の構築・調整・修復を図りたい。



【学級開きでのインタビュー活動】

「話の聞き方」については、この時期に定着させることが重要であり、その後の学級経営にとって大きなプラスとなる。学級開きでペアワークやグループワークなどを行う際も、前述の学級担任の願いや方針、「話の聞き方」に配慮して活動できているかを見守る。「誰もが安心して発言できる教室」＝「差別のない平等な学級」を築き、持続させるには必要不可欠な要素であり、その後の授業規律の根幹をなすものでもある。

#### 2 「学級目標」を活用し、「クラスルール」を決めよう

「学級目標」には生徒の思いや願い、理想の学級像が盛り込まれ、生徒が主体的に学級づくりを進めていく際の指針となる。楽しみながら学級づくりに参画できるようにするため、「学級目標」は親しみやすく、スローガンのような面白みのあるものでもよい。しかし、抽象的な「学級目標」は、その達成に向けて具体的にどのような行動をしたらよいかが生徒には想起しづらい。



【親しみやすい学級目標】

そこで、次のような流れを意識して、より具体的な「クラスルール」を設定したい。

- ①日頃の学校生活や様々な行事で、みんなのどんな表情や言動が見られたら学級目標が達成され、なおかつみんなが安心・安全に学校生活を送り、楽しめるのかということを生徒自身が考え、共有する。(この段階で「いじめ」は許されることではないということを大前提としておく。)
- ②そのための具体的な行動目標や守るべきルールやマナーなどを学級全員で話し合っ  
て創り出す。
- ③行動目標をスモールステップで達成させていくことで、生徒が自信をもち、やりがいや楽しみを感じながら学級づくりに参画するようになる。

※行動目標が達成されなかったり、マナー、ルールを守れなかったりする場合は、学級全体で、なぜその目標やルールを設定したのかという意義を再確認したり、その後の行動を改善する意志決定を行ったりして、丁寧に仕切り直すことが肝要である。

以下のワークシートで示すように、行事に合わせて具体的な行動目標を決定する方法や定期的に「学級目標」を振り返り、「クラスルール」を更新していく方法などがある。このことを繰り返し行うことで、生徒自身が学級の課題やいじめの前兆に気づき、正対し、自主的に問題解決する力も養いたい。

合唱前(準備や朝練、各係活動)

練習のときに早く並ぶ。(強)  
(練習時間を確保する)  
パートごとの話し合いは必ず参加。ふざけない。  
心の中で自分のその日の目標をたてる。(強)  
歌詞の意味を理解して心をこめて歌う。  
とにかく笑顔!(強)  
全ての係が責任を持って役割をこなす。  
(仕事を忘れない・活動する)

合唱当日(午前中、本番直前、本番)

・本番前に黙想をする(強)  
・本番前に陣取り組む(強)  
・笑顔!(36)  
・Kの音をしっかりと出す(敵)  
・はずかしがらない(敵)  
・入場から真実に(最)  
・ふくらみをていねいに(敵)

合唱前(準備や朝練、各係活動)

・陣取り組む(最)  
・最後まで係活動をする(強)  
・合唱で、助け合う(強)  
・歌詞をしっかりと確認する(敵)  
・声を出さず(敵)  
・心をこめて歌う(36)  
・歌う時もふざけない(最)  
・指揮者をよく見る(強)  
・歌詞の意味を考えて歌う(強)

合唱当日(午前中、本番直前、本番)

・もくろをする(強)  
・入場の時下手を向かない(強)  
・笑顔で歌う(強)  
・指揮者をよく見る(強)

↑「学級目標『最強無敵』を達成するには」(合唱祭前) ↓  
【月に一度行う学級目標振り返りシート】→

学級目標振り返りアンケート ( ) 月

2年2組 番 氏名

○学級での生活を振り返って、次の質問に答えて下さい。  
「はい」=3 「どちらかと言えば はい」=1  
「どちらかと言えばいいえ」=-1 「いいえ」=-3

	質問内容	自己評価
F	学級の雰囲気は良い(楽しい)ですか。	3 1 -1 -3
	男女仲良く、みんなが笑顔していますか。	3 1 -1 -3
	友達が良いことにできていたら、みんなが注意し合っていますか。	3 1 -1 -3
M	学級での活動の時間、メリハリがつけられていますか。	3 1 -1 -3

(略)

44	学習でも、友達関係でも、係活動でも、校外活動でも、委員会活動でも、なんでも良いので、「私は〇〇を頑張っている」と言えますか。	3 1 -1 -3
----	--	-----------

学級での問題点

例：チャイムスタートができていない。...

問題点に対して、あなた自身が努力すること

例：時計を見て行動する。次の授業準備をしてから休憩する。3分前行動を心がける。...

問題点に対して、クラスのみんなが努力すること

例：注意し合う。誰かが1分前に呼びかける。...

<2年2組学級目標>  
**FM東中44ちゃんねる**  
F:友達(friend)を大切にするクラス  
M:メリハリあるクラス

3 「問題解決力」と「自己有用感」を高める係活動

一般的な当番活動が軌道に乗り、スムーズに活動ができるようになったら、さらにプラスして「創造的な係活動」にも取り組みたい。「創造的な係活動」とは学級全体を楽しくするために、また、活動する生徒自身も楽しみながら行う活動である。生活班を解体し、仕事内容や係のネーミングも生徒の発想に任せる。各係の構成人数も制限をせずに、その仕事をやりたいメンバーが集まって活動を進めていく方法もある。

こういった係活動は、多くの生徒が小学校でも経験しており、比較的スムーズに取り組むことができる。活動をより充実したものにするためには、仕事内容を可視化して常に仲間から称賛や評価を受け、活動を改善していけるようにすると良い。さらに、学年づくりにも生徒が主体的に参画するという観点から、学級の垣根を超えて学年全体を向上させる「創造的な活動」に発展させ、自治的な力を一層高めて広い範囲で作用させたい。

しかし、このように工夫を凝らしても、係内の人間関係上の課題や活動のマンネリ化・停滞といった現象がみられることがある。そんな時こそチャンスと捉え、係ごとに活動を振り返り、成果や課題、悩みを共有して改善策を探るように促す。さらに、メンバー以外の仲間に相談して解決策を一緒に考えたり、学級全体に活動への協力を依頼したりする場を設け、活動が活性化するように、また、係内や学級全体の絆が深まるよう後押ししていく。

そうすることで、生徒が自分たちの学級のこと、より関心をもつようになり、様々な行事や活動において主体的に行動できるようになり、いじめ防止の観点からも欠かすことのできない「問題解決力」が向上することが期待できる。さらに仲間を笑顔にすることで、自身の取組に大きな達成感が得られ、「自己有用感」の向上にもつながる。

- <創造的な係> (例)
- ・Are you hungry? 係 (給食のメニューを紹介する)
  - ・ランチトーク係 (給食時に班で会話するテーマを提案する)
  - ・青春係 (レクリエーションを企画、運営する)
  - ・ハッピーバースデー係 (短学活や給食時に誕生日を祝う)
  - ・みんなのいいところ見つけ係 (学級メンバーのよさを紹介する)
  - ・学級年表係 (学級の出来事を年表に記録する)
  - ・今日のMV P係 (活躍やよい行動、学習等での頑張りを紹介する) など



【仕事内容の可視化】

- 学級目標の達成に向けて具体的な行動目標を共有し、どのように振る舞えば仲間や学級のためになるかということを確認することで、生徒は目的をもって主体的に諸活動に取り組むようになる。
- 学級活動の中に生徒のアイデアがダイレクトに活かされる枠組を用意することで、生徒は自主的・主体的に活動を創り出すようになり、学級に活気が生まれ、さらには生徒の「問題解決力」や「自己有用感」が高まることが期待できる。

## 第2章 いじめの未然防止

### 1 学級づくり、集団づくり（高等学校編）

#### 1 「集合」から「集団」へ

新学期、期待と不安が入り交じる中、生徒がホームルームに「集合」する。とりわけ新入生の中には、ほとんど知らない人ばかりの環境に相当のストレスを感じることもあろう。

この集合状態をいかに生徒にとって安心かつ機能的な「集団」にしていくかが、いじめの未然防止において重要となる。さらに、生活環境の変化を踏まえ、高等学校でも、人間関係づくりのスキル獲得やトレーニングの機会を、意図的・計画的に提供していくことが重要である。

#### 2 集団づくり（学級づくり）における大切な視点

集合状態にいる生徒がまず不安と覚えることは、①関わり合いをもてるか、②自分のことを受け入れてもらえるか、③自分は何をしたらよいのか、ということである。この不安をできるだけ早く解消させるため、次の3点に取り組む。

##### (1) 人間関係づくりの機会を設定する

ア 出会いの日から早い段階で関わる機会を設定する

特に新入生には、出会いの日からできるだけ早い段階で、周囲の生徒と話す機会を設定できるとよい。「また明日ね」「明日からよろしく」といった入学に伴う不安解消につながる言葉がけができればなおよい。短時間で出来るアイスブレイキングの実施も念頭に、触れ合いの時間の捻出を心がけたい。

イ 自己紹介は「相手に受け入れてもらった」と実感できる機会にする

新学期早々のホームルームで自己紹介を実施することが多い。単に全員の前で氏名や出身中学校名を話すだけで終わるのではなく、「友達になれそうな人がいた」「自分のことを受け入れてもらった」と実感できる大切な機会として重視したい。

##### 【活動例】

①導入（5分）：アイスブレイキング 「バースデーチェーン」

- ・誕生日の早い順に輪になって並ぶ。（無言でジェスチャーを用いて確認し合う）
- ・輪ができれば、答え合わせをする。（順番に月日を言ってもらう）

**ポイント** 正しい順番になっていたら全員でハイタッチ、同月日の生徒同士で握手するなど、全体の雰囲気盛り上げる。

②展開1（15分）：グループで自己紹介

- ・バースデーチェーンを生かしてグループ分けをし、グループごとに席に着く。
- ・誕生日の早い順に自己紹介を行う。（名前・出身中学校・趣味・一言など）

**ポイント** グループメンバーの自己紹介を聞くときは、笑顔と相槌を。

- ・自己紹介を踏まえてお互いの理解を質問で深め、他己紹介ができる準備をする。

**ポイント** グループメンバーの魅力を引き出そうとすることで、お互いのよさを共有する雰囲気を醸成する。

③展開2（30分）：グループごとにメンバーの他己紹介を行う。

「私は〇〇といます。よろしくお願いします。さて、私は、A中学校出身の□□さんを紹介します。□□さんは中学校でバスケット部に所属し、毎日欠かさず朝練を頑張ってきたそうです。高校では新しい部活にチャレンジしたいとのことなので、放課後の部活動見学で見かけたら声をかけてみてください。」

④活動後の振り返り：活動を通してよかったことを、周囲の人と話してみる。

## (2) 他者との関わり方を学び、集団の力を育む

インターネット空間のコミュニケーションに馴染んでいる多くの生徒が、現実空間のコミュニケーションに苦手意識や困難を感じている。このような状況の中で、対人関係スキルの獲得に向けた取組や、互いに思いやり、支え合う集団の育成活動を高等学校でも積極的に実施することが求められる。具体的な取組例を次に紹介する。

### ア SEL (Social and Emotional Learning 社会性と情動の学習)

表情や仕草から「相手がどのような気持ちなのか」を推測するなど、他者を理解する力を育む。現実空間の対人スキルの獲得に繋がるとともに、顔の見えないインターネット空間のコミュニケーションの難しさや怖さを伝えることもできる。

#### 【活動例】表情・態度から相手を理解する (10分)

##### ①導入 (3分)：情報の提示

様々な様子の写真を基に、「この人は今どのような気持ちなのか」を具体的に考える。

##### ②展開 (5分)：理解の共有

写真の人にどう接してあげたいか、どう振る舞えばよいか、グループで意見交換する。

##### ③まとめ (2分)：振り返り

活動を通して感じた自分の変化をまとめる。

#### 【提示する写真の例】

- ・悔しそうな顔や姿
- ・泣きそうな顔や姿
- ・ショックを受けたような顔や姿
- ・無表情の顔
- ・うつむいて歩く後ろ姿

### イ グループワーク・トレーニング

自分の情報と他者の情報を正確に伝達・理解し、その集められた情報を皆で協力してまとめることで、集団の中で役割を果たすことの達成感や自己有用感が得られ、協力することの大切さを学ぶことができる。

#### 【活動例】「先生ばかりが住んでいるマンション」

##### ①準備：5～6人のグループを作る。

##### ②導入：取組内容の説明 (5分)

- ・マンションの図を配付し、課題を読み上げる。

「先生ばかりが住んでいる3階建てのマンションがあります。どの部屋にどの先生が住んでいるかを考えます。これから配るカードをもとに、みんなで話し合っ、図に先生の名前を書き入れましょう。」

- ・次のように説明し、<情報カード>を配付する。【次ページ参考】

「これから配るカードは、トランプのように切ってみんなに全部配ってください。カードに書かれていることは、自分の口で他の人に正しく伝えるようにしてください。他の人に見せたり、取り替えたりしてはいけません。また、他のグループの人とは話さないでください。」(質問があったら受ける)

##### ③展開：グループ活動 (20分) →終了後、正解の図を配付する。【次ページ参考】

**ポイント**：自分が発言することが課題解決の突破口になることを実感できる。  
：声を掛け合うことや傾聴することの大切さに気づくことができる。

##### ④まとめ：振り返りシートの記入とグループ内発表 (5分)

「今日の活動で自分が果たした役割や自分自身の変化を記入してください。」

「それぞれのグループで、誰がどんなことをしたことが課題解決のために役立ったか、発表し合ひましょう。」

\* 『改訂 学校グループワーク・トレーニング』(坂野公信監修、遊戯社) より

1. 近藤先生は、1階の一番はじに住んでいる。	2. 中森先生の両どなりには、近藤先生、武田先生が住んでいる。	3. 大竹先生は、エレベーターの左どなりに住んでいる。
4. 小森先生、安村先生、武田先生の部屋は、ななめに一直線に並んでいる。	5. 南野先生と北野先生は、エレベーターをはさんで、となり同士である。	6. 田原先生と小森先生は、同じ階に住んでいる。
7. 北野先生の部屋は、渡辺先生と田原先生の部屋に上下ではさまれている。	8. 松田先生の右ななめ上に、宮尾先生が住んでいる。	9. 中森先生の1つ上に安村先生が住んでいる。
10. 宮尾先生と大竹先生は、となり同士である。	11. 南野先生は、松田先生の2つ右に住んでいる。	12. 小森先生と松田先生と近藤先生は、同じ列に住んでいる。
13. 松田先生は、エレベーターから一番はなれた場所に住んでいる。	14. 田原先生は、近藤先生の部屋から離れた部屋に住んでいる。	

マンションの図 <正解>

小森先生	宮尾先生	大竹先生	エレベーター	田原先生
松田先生	安村先生	南野先生		北野先生
近藤先生	中森先生	武田先生		渡辺先生

(3) 集団の「目標」「規範」を設定し、個々の「役割」を明確化 ～PBISを参考に～

PBIS (Positive Behavioral Interventions Supports ポジティブな行動介入と支援) は、アメリカで開発された行動理論に基づく支援方法である。望ましい行動を先に提示することで、自分はどのような行動をとればよいかが明確化になり、その行動を互いに認め合うことで、結果的に集団全体の雰囲気よくなるという考えである。いじめ等の問題行動の未然防止において効果的であるとともに、自分の行動が誰かの役に立っていることを実感できることで自己有用感を高めることにもつながる。

【活動例】

- 各学期の最初に学級の行動目標を決める。  
例：「仲間を大切に」 「環境を美しく」 「時間を大切に」
- 学級の行動目標に基づいて、個人の行動目標を具体的に決める。  
Aさん：①毎朝学級であいさつをする ②換気の窓開けを率先して行う  
③授業開始3分前には席に座る  
Bさん：①休んだ人に授業ノートを見せる ②掃除で隅々まで水拭きする  
③朝の時間は30分読書に充てる
- 定期的に行動目標を振り返る。(用紙に記入)  
自己評価を記入するとともに、最近見かけた「仲間のよい行動」も記入する。

このように望ましい行動を積み重ねていくと同時に、生徒の規範意識を育てることも重要である。時に教師が生徒に「これはダメ」と毅然とした態度で指導し、「正義の空間」をつくり出すことも忘れてはならない。

### 3 問題の発生に備えて

#### (1) 定期的な評価で変化を把握し、手立てを講じる

##### ア アンケート調査やQ-Uの活用

生徒個々の特性や学級生活の満足度に加え、学級集団の状態を把握する手段として有効である。調査の実施については、少なくとも年間2回は実施して個や集団の変容を確認し、関係教師と情報共有しながら適切な指導を検討する。

なお、調査により学級集団の在り方に関わる諸問題や課題が明らかになった場合、それが生徒が解決するのに適切なものであれば、生徒による自主的・自治的な取組を組織するようにする。生徒による問題解決力を育てたい。

##### イ 個人面談の実施

教師は傾聴の姿勢を基本に、多くの情報を生徒から引き出すよう心がける。面談時間中に全ての悩みを解決する必要はないが、「学級に居場所がない」などの対人関係の悩み等においては、スクールカウンセラー等とも連携して、適切な期間内で生徒に指導・支援する。生徒同士の支え合いの雰囲気大切にしながら、関係教師で情報共有して当該生徒を見守るという姿勢も大切にしたい。

#### (2) 小さな問題でも抱え込まない

集団にはトラブルはつきものである。そのレベルが小さいうちに周囲の教師に悩みを打ち明けたり、管理職の助言を得たりすることで、早期の問題解決につながるケースが多い。

- 人間関係づくりの機会を積極的に生徒へ提供し、対人関係スキルの獲得や集団の望ましい変容を促す活動を展開することで、学級のよい雰囲気を醸成することができる。
- 望ましい行動目標を集団で共有し、生徒がその役割を果たすとともにお互い認め合うことで、自己有用感に満ちたいじめの起きにくい学級にすることができる。

#### \*参考文献

- 『マルチレベルアプローチMLA だれもが行きたくなる学校づくり』 栗原慎二編著 ほんの森出版
- 『改訂 学校グループワーク・トレーニング』 坂野公信監修 横浜市学校GWT研究会著 遊戯社
- 『月刊生徒指導』2017年8月1日発行 学事出版
- 『月刊生徒指導』2015年4月1日発行 学事出版
- 『生徒指導リーフ 特別活動と生徒指導』文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター編集
- 『生徒指導リーフ 「絆づくり」と「居場所づくり」』 文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター編集
- 『平成20年度研究紀要第22号』 川崎市総合教育センター
- 『PBI S実践マニュアル&実践集』 栗原慎二編著 ほんの森出版
- 『クラス担任のためのキャリアガイダンス vol.41』 リクルート

## 第2章 いじめの未然防止

### 2 「分かる授業」を通して（小学校編）～対話的な学び、自己有用感を促す授業づくり～

#### 1 授業を通じた学級づくり

児童にとって、学校生活の大半は授業である。一人一人が活躍する授業を行えば、児童は達成感・充実感をもち、一人一人の「居場所づくり」につながる。また、児童が相互に関わり、互いに認め合い、高め合う授業を行えば、児童同士の「絆づくり」につながる。日々の授業の中で、いじめを生まない風土が培われていく。

「勉強が分からない、つまらない」と感じる児童は、主体的に学校生活を送ろうとする意欲を失いがちになり、問題行動を生む一因にもなっている。小学校段階では、学習規律を示し、基本的な学習態度を身に付けさせることも大切であるが、何よりも「学習する楽しさ」、「友達と学ぶ楽しさ」を、授業の中で体験的に感じさせることが大切である。

#### 2 「分かる授業」づくり

全ての児童が参加し、活躍できる授業は、学力向上はもちろん、いじめの未然防止にもつながる。そのためには、生徒指導の3つの機能を重視した取組を基盤とし、グループ活動等の多様な学習形態を取り入れたり、他者と関わる言語活動を工夫したりして指導に当たることが大切である。

#### 生徒指導の3機能を重視した「分かる授業」

##### ①自己決定の場を与えるために

- ・課題設定の工夫 ・学習形態の工夫
- ・発表の場の設定 など

##### ②自己有用感を育むために

- ・発言の機会を増やす ・個に応じた言葉掛け
- ・一人学びの場を設定する など

##### ③共感的人間関係を育成するために

- ・話の聞き方の徹底 ・友達のよさを見付ける
- ・間違った応答でも笑わない など

#### 3 授業展開の例 ～5年 算数科「体積」～

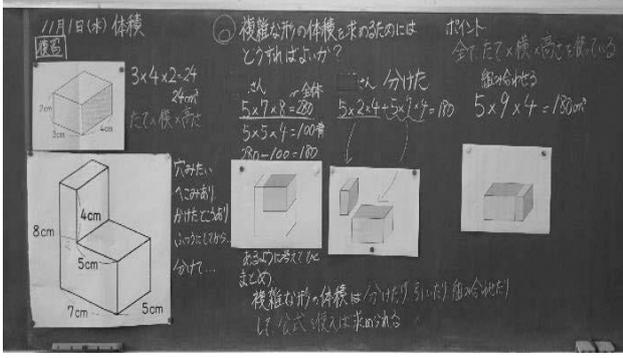
##### (1) ねらい

○複合図形の体積の求め方を考える活動を通して、分けたり、補ったりすれば直方体の求積公式が使えることに気付き、正しく体積を求めることができる。

##### (2) 展 開

学習活動	指導上の留意点
1 前時までの復習をする。 ・既習の課題について、直方体の体積を求める。	・これまでの学習内容を掲示し、自力で課題を解く手掛かりにする。 【②自己有用感を育む】
2 課題をつかむ。 ◎直方体でない立体の体積はどのように求めればよいか。 ・体積の求め方を、隣の人と確認する。	・児童のつぶやきを拾い、前時までの学習との違いを確認した上で、課題を提示する。 【②自己有用感を育む】 ・自分の考えをペアの相手に説明させる。 【①自己決定の場を与える】



<p>3 複合図形の体積の求め方を考える。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人で考える時間を確保する。</li> <li>解法のヒントとなる、視聴覚機器やワークシートを準備する。 【①自己決定の場を与える】</li> <li>机間指導し、一人一人のよいところや努力している点を具体的に褒める。 【②自己有用感を育む】</li> <li>1つの求め方を見つけた児童には、別の求め方も考えるよう指示する。 【①自己決定の場を与える】</li> </ul>
<p>4 自分の求め方を説明する。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に一人一人の求め方を把握し、発言の順番を決めておく。</li> <li>発表を聞く態度が優れた児童を全体で紹介する。(発表者の方に体を向けている、うなずきながら聞いている 等)</li> <li>多くの児童が活躍できるように、部分的な説明を促したり、理由を尋ねたりする。 【③共感的人間関係を育成する】</li> <li>視聴覚機器を使い、分かりやすく説明したり、思考過程が分かるように板書を工夫したりする。 【①自己決定の場を与える】</li> <li>解決途中で中断した求め方などを取り上げ、全体で考えを交流させる場を設けてもよい。(「〇〇さんの求め方の続きを考えたおかげで、みんなの学びが深まった」等のフォローをする。) 【③共感的人間関係を育成する】</li> </ul>
<p>5 本時の学習をまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の言葉を使ってまとめを書く。 【②自己有用感を育む】</li> </ul>
<p>6 本時の振り返りをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰の、どのような考えによって、自分の考えが深まったり、新たな考えを獲得したりできたか等を振り返る。</li> </ul> <p>(授業後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な求め方があることを確認し、互いのよさに気付くようにする。 【②自己有用感を育む】 【③共感的人間関係を育成する】</li> <li>ノートを点検し、コメントを書いたり、理解が不十分な児童には個別指導をしたりする。 【②自己有用感を育む】</li> </ul>

\*参考文献：生徒指導提要（文部科学省、平成 22 年 3 月）、「授業における生徒指導」（岩手県立総合教育センター、平成 19 年 5 月）

○「分かる授業」づくりは、児童の主体性、自己有用感を高め、よりよい人間関係の構築につながる。

## 第2章 いじめの未然防止

### 2 「分かる授業」を通して（中学校編）～対話的な学び、自己有用感を促す授業づくり～

#### 1 授業で取り組むいじめの未然防止

中学校生活の中で、一番多くの時間を過ごすのが「授業」である。授業は、年間を通じて同一学級、同一学年内で実施することがほとんどで、それだけに友人関係のもつれやいじめにつながる芽が生じやすい。授業の中で、いじめを生まない・許さない姿勢や、いじめにつながる芽を断ち切るため、授業のルールを生徒と共有し、対話を通して自己有用感を醸成することで、いじめの未然防止、早期発見・即時対応につなげたい。

#### 2 授業のルール

学級づくりと同様に授業においても集団を育成するためのルールが必要である。特に、複数の小学校から入学してくる中学校の場合、各小学校や学級担任によって様々なルールがあるため、生徒は入学当初の戸惑いから中学校の授業に適応できず、それが様々なトラブルの原因となる場合がある。

##### (1) 「対話」のルール

対話を取り入れた学び合いは、今後ますます必要になってくる。そのため、対話のルールを授業に取り入れ、相手を尊重して話す・聞く態度を養い、他者理解につなげることが大切である。特に、「聞き手」を育てることが重要であり、受容的に聞くことのできる学習集団をつくるのが、自己有用感を醸成することにつながる。授業を通して、適切なコミュニケーションの取り方を身につけさせることで、いじめ防止につながる。

	話し手	聞き手	話し合い
基礎 基本 ↑	相手に体を向ける	相手に体を向ける	目的を理解する
	相手の顔を見る	相手の顔を見る	すぐに否定しない
↓ 発展 応用	自分の考えをはっきり伝える	うなずく・相槌を打つ	全員が同じくらい話す
	まとまりを意識する	5W1Hを聞く	違いをはっきりさせる
	順番・個数を示す	要約して復唱する	合意形成する



※このような掲示物を用意し、ルールを「見える化」することで、生徒も教師も意識しやすくなる。

##### (2) 「対話」を行うためには

「対話」は目的ではなく、手段である。ただ「対話」を行わせればよいわけではなく、「何のために行うのか」という必然性が必要である。教材研究を十分に行い、必然性のある問いを

教師サイドが用意することが重要である。

また、「対話」には、「拡散（広げる）」のための対話と「収束（まとめる）」のための対話がある。特に、「収束」のためには「合意形成」が必要になるが、参加者全員が100%合意する状況は考えにくい。その際に、安易に多数決などで決定とせず、少数派の意見も尊重し、互いの意見の違いとそれぞれの思いを確認し、合意を図るプロセスを生徒に学ばせたい。また、「AかBか？」というような二者択一の問いに対して、ディベート的に反対意見を切り捨てるのではなく、逆の立場の意見を「もし自分がAの立場なら、〇〇が～～なのでよい」など立場を変えて考えさせることで、「Aだが一部Bに合意」のような一部合意や、「AとBから新たにC」のような包括・統合案ができることもあることも伝えておきたい。

これらの「合意形成」のプロセスを、授業を通して学ぶことは、日常生活の中で問題が発生した際、解決に向けて生徒自らが考え行動することにつながる。

○「対話」を意識した授業 ～中学校2年生国語「走れメロス」の実践から～

学習活動	
導入	1 学習内容を確認し、見直しをもつ。 2 前時の学習を振り返る。 ○それぞれの人物像を振り返る。
	3 課題を解決する。 「走れメロス」の主役は誰だろうか。 ※学習形態を工夫する。 (個人思考→グループ→全体交流→グループでの再検討→全体交流) ※既習事項などを想起させる。 ※ホワイトボードや模造紙などで、考えを可視化する。
展開	【目指す対話の姿】 SA：僕はディオニスが主役だと思う。なぜなら、ディオニスは物語の最初 は人を信じることができなくて言っていたけれど、最後には「真実とは 決して空虚な妄想ではなかった」と人を信じられるようになったから。 SB： <u>なるほど、心情が大きく変化しているね</u> 。でも、私は心情の変化の回 数の多いメロスが主役だと思うな。 SC：Aさん、Bさんともに <u>心情変化に注目しているのは一緒だね</u> 。(後略)
まとめ	4 まとめと振り返りを行う。 ※振り返りの際に、「気が付いたこと、分かったこと」や「どのような 力が付いたか」など、生徒自身の学びの自覚化を図ることはもちろん であるが、対話についても振り返りたい。その際に、対話の態度だけ を振り返るのではなく、「誰の意見が参考になったか」というような 影響・感銘・納得したことなどを書かせることで、他者理解、他者評 価による自己有用感の醸成にもつながる。

「対話」の大前提は個人の考えがあること。必ず、課題に対する考えをもつ時間を用意する。

進行役、記録役、発表者などの分担決めを生徒任せにしてしまうと、一方的に押し付けてしまうことも少なくない。あらかじめ教師サイドで人間関係を考慮して役割を決めておくことを基本に、グループエンカウンター的な要素を取り入れ、順番に役割を変えていく(例：「生年月日順に発表する」、「手のひらが2番目に大きい人が道具を取りに来る」)などの手法を取り入れると、班への所属感が高まり、他者理解にもつながる。

相手の意見を受け止めたり、共通点や相違点を見付けたりしながら、課題解決を目指す。

- 「対話のルール」を通して、受容的に聞くことのできる学習集団を育て、自己有用感を高める。
- “授業の中で人間関係をつくる”という視点を持ち、「合意形成のプロセス」を学ばせることで、“いじめにつながる芽”を生まないようにする。

## 第2章 いじめの未然防止

### 2 「分かる授業」を通して（高等学校編）～対話的な学び、自己有用感を促す授業づくり～

#### 1 高等学校での学びといじめ・問題行動

高等学校では、小・中学校に比べて学習内容が高度化し、複雑な思考を要することから、理解の速度や程度に差が生じ、学業不振に陥る生徒が増える傾向にある。学業不振がストレスとなり、学校生活全体への意欲が低下したり、問題行動につながったりすることは少なくない。

#### 2 「分かる授業」といじめ防止・生徒指導

いじめの未然防止には生徒の自己有用感の向上が重要である。そして、その向上を図るには、教員業務の中核を占める授業において「主体的な学び・対話的な学び」の要素を取り入れること、「分かる授業」を行うことが大切である。今後の授業改善において、次の3点に留意したい。

##### (1) 授業規律を共有する

授業を行う際に、教員で共通理解された授業規律があるだろうか。例えば、授業を妨害する生徒への対応はどうだろう。集団で取り組む学習の効果を高めるには規律は不可欠であり、教員間で「温度差」なく、一定の指導基準をもって指導することが大切である。なお、規律に反した生徒への指導については、次の点に留意する。

- ① 生徒の背景理解に気を配り、どうしていくことが望ましいか考えることを促す。
- ② 集団の中で注意する際は、アフターフォローをする。
- ③ 根気強く、粘り強く指導する。

##### (2) 「グループ」ではなく「チーム」を経験させる

今の生徒は「常につながっていたい」との意識が強く、このことがソーシャル・ネットワーク・サービス（以下、SNS）の流行につながっている。SNSでのやりとりは顔が見えず、軽薄な短文になりがちなので、配慮の足りない言葉で傷つけることも多い。一方、自己有用感の低さ等から、コミュニケーションを積極的にとろうとしない生徒がいる。学校ではそのような状況を踏まえ、目的をもった活動を通じて「グループ」から「チーム」へと変化する機会として授業づくりを行うことが大切であり、ペア・ワークやグループ・ワーク等の対話的な言語活動を充実させなければならない。

##### (3) 全員が参加できる授業

###### ア 主体的に学ぶ個人（アクティブラーナー）

生徒一人一人が授業のスタートとゴールを理解し、見通しももつこと。協働を仕組むとともに個々に考え、まとめる時間を確保すること。授業での学びを振り返る場を設定すること。

**ポイント** 振り返りの場を設定することで、何を理解できたかという点だけでなく、どう変わることができたか、周囲にどのような影響を与えたか、もしくは与えられたかを確認することができる。次の授業への前向きな姿勢を作ると共に自己有用感を高めることができる。

###### イ 対話的に学ぶ集団

ペア・ワークやグループ・ワークにより、自己の意見を表明し、他者の意見を尊重し、多様性にあふれた集団で学ぶことを心地よく感じられる雰囲気醸成すること。

**ポイント** 自己の意見を表明することで、ペア・ワークやグループ・ワークが円滑に進んだ経験や、他者によい影響を与えられた経験を積み重ねることによって、自己有用感を高めることができる。

### 3 いじめ防止を踏まえた「分かる授業」の展開例

	指導上の留意点
導入	<p>◎前時の振り返りの際に、<b>基本的知識や重要ポイントにつまずきがないか確認する。</b>  <b>【導入時における発問の留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問う内容は分かりやすく明確であること。(ノートから必ず答えが見つかるなど)</li> <li>・不安そうな表情の生徒がいれば、ペア・ワークで答えを確認させてもよい。</li> <li>・発表内容について認めるとともに、本時の学びにつなげられるとよい。</li> </ul> <p>◎<b>本時の目標を明確に示すとともに、興味・関心を高め、生徒自らが「問い」を設定したくなる工夫を用意する。</b>          例：本時を象徴するようなキーワードを示す。                ：本時の内容に関連した資料を提示する。</p>
展開	<p>◎<b>主体的・対話的に学ぶ前提として、答えを出したくなる「問い」を提示する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒一人では答えを出せない程度の難易度が望ましい。</li> <li>・多様な答えが許容される問いとなっていること。</li> </ul> <p>◎<b>「問い(課題)」に対する個人→集団の活動を仕組む。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは一人で考える時間を確保する。(主体的に学ぶ個人)</li> <li>・ペア・ワークやグループ・ワークで知識構成型ジグソー法を設定する。次の例のような工夫をすることで、話し合う必然性を作り出すこともできる。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例：絵や写真・グラフ・英文資料など、複数の資料を統合して答えにたどりつくように、グループ内の個々に異なる資料を分配し、「自分だけがそのことを知っている」状況を作り出し、協議が必要な場を演出する。</p> </div> <p>◎<b>机間指導をする中で、生徒と教師の対話的活動を行う。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中できず、イライラしている雰囲気のある個人や集団へ適切な支援(声かけ)を行う。</li> </ul> <p>◎<b>多様な考察や意見を教室全体で共有する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が発表内容を真摯に聞き、理解しようとしているかどうか観察する。</li> <li>・たとえ唯一解を間違えたとしてもそのことが許され、間違いから学びが深められるといった雰囲気をつくり上げる。</li> <li>・発表を聞いた感想や意見を生徒に出させ、肯定的に評価する。</li> </ul> <p>◎<b>生徒の多様な考察や意見を柔軟に生かしながら、助言・説明を行う。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が持ち寄った多様な考察や意見を尊重しつつ、電子黒板などICTを活用して視覚的に理解を促したり、要点を整理して示したりすることを心がける。</li> </ul>
まとめ	<p>◎<b>再度、問いに対する答えを一人で考えさせ、学びを振り返らせる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りシートで次のような記述項目を設定して、本時の内容が理解できたかを確認するとともに、どの生徒の考え方が参考になったか等もあわせて振り返らせる。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例：「今日の学びで、何が重要なポイントだったかを書いてください。」                ：「今日の学びで、自分の変化に影響を与えた考え方を書いてください。」                ：「グループの人から、『今日のあなたの活躍』を書いてもらってください。」</p> </div>

○授業規律や対話的な言語活動を前提とした「分かる授業」によって、生徒の自己有用感が高まるとともに、他者を尊重する集団や雰囲気生まれる。

#### \*参考文献

- 『アクティブラーニングを活かした生徒指導』 関田一彦・渡辺正雄編著 学事出版  
『教育と医学』平成28年10月1日発行 慶応義塾大学出版会  
『月刊生徒指導』2014年6月1日発行 学事出版  
『授業改善のためのセルフチェックシート』千葉県教育庁南房総教育事務所

## 第2章 いじめの未然防止

### 3 「道徳」を通して（小学校編）

#### 1 「考え、議論する道徳」への転換

これまでの「道徳」は、読み物の登場人物の気持ちを読み取ることで終わってしまっていたり、「いじめは許されない」ということを児童に言わせたり書かせたりするだけの授業になりがちだと言われてきた。

現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むためには、「自分ならどうするか」という観点から道徳的な価値と向き合い、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」へと転換することが求められている。

#### 2 「道徳」の授業の工夫

道徳の授業でいじめについて考えることは、いじめを未然に防ぐこと、仮に発生したときに児童が自分たちで解決する力をつけることにつながる。いじめについて具体的事例をもとに深く考え、議論する授業が求められる。例えば、

- ・どのようなことが、いじめになるのか。
- ・なぜ、いじめが起こるのか。
- ・なぜ、いじめはしてはいけないのか。
- ・なぜ、いじめはいけないと分かっているにもかかわらず、止められないのか。
- ・どうやって、いじめを防ぐこと、解決することができるのか。
- ・いじめにより生じた結果について、どのような責任を負わなくてはならないのか。

といったことについて、自分のこととして考え、議論して学ぶことが大切である。

具体例を扱う場合には、児童の発達段階を踏まえた資料を工夫し、実際にいじめに関係しそうな児童がいる場合には、その心情に配慮することも必要である。

#### 3 「考え、議論する道徳」の取組例

##### (1) 仲間外れや不公平をしないよさを学ぶ授業

教材：「およげないりすさん」（対象：低学年、B13「公正、公平、社会正義」）

〈問題場面〉

かめ・あひる・はくちょうは、池の中の島へ泳いで遊びに行こうとする。泳げないりすから「いっしょにつれて行ってね。」と頼まれるが断って行ってしまふ。

児童が物語の世界に入り込み、登場人物に自分を投影して考えられるようにする。

泳げないことを理由に仲間外れにしてしまったことに気付かせる。

本時の内容項目を想起させ、自分のこととして捉えられるようにする。

指導の構想

導入	○事前に実施した「仲間外れ」や「不公平」に関するアンケートの結果を基に、問題意識を高める。  ○教師が、黒板に、登場人物の絵を掲示しながら物語を読む。
展開	1 「りすさんは、だめ。」と言った時のかめ・あひる・はくちょうの気持ちを考える。

ひとりぼっちのりすの気持ちを考えさせ、仲間外れはいじめであることを確認する。	展開	2 りすの気持ちを考える。 ・ひとりぼっちでさみしい。 ・しょんぼりした気持ち。
どうして楽しくないのか考えさせ、助け合うことの大切さや、公正、公平に接するよさを児童から引き出す。		◎池の中の島で遊んでいるかめ・あひる・はくちょうの気持ちを、役割演技を通して考える。 ・あまり楽しくないね。 ・りすさんはどうしているかな。
導入で示したアンケートを掲示し、自分の行動を振り返る手掛かりとさせる。	まとめ	○これまでの自分を振り返る。

## (2) よりよい友人関係を築くためにどんなことが大切か考えを深める授業

教材：「知らない間の出来事」(対象：高学年 B9「友情・信頼」)

### 〈問題場面〉

主人公のみかが友達に「転校生のあゆみが携帯電話を持っていない」と伝えたら、「前の学校で仲間外れにされていた」と歪曲して伝言されてしまう。



メールの文章を例示し、自分の経験を想起させる。

### 指導の構想

導入	○メールやSNSで、友達とのやりとりがうまくできなかったことを思い出す。
展開	1 自分のことがメールで流されたことを知った時のあゆみの気持ちを考える。 2 なぜ、このような出来事が起きたのか、みかの立場で考える。 ・みかが勝手な推測をメールに書かなければよかった。 ・勝手に内容を変えた人にも原因がある。 ・仲良くなろうと、すぐに話し掛けることができてすごい。 ◎みかがどのように自分の気持ちを伝えたらよいか、役割演技を通して考える。
まとめ	○友達との付き合い方で大切なことを考える。 ・友達のことを考えて行動する。 ・直接、自分の思いを伝える。

転校して不安な気持ちを抱えているあゆみの気持ちを想像させる。

みかの行動だけが原因なのか、他に原因はないか話し合わせる。

みかの行動を批判するだけでなく、みかのよいところにも注目させる。

実際に話す活動を通して、自分の考えを深めさせる。

授業を通して学んだことを自分の言葉で表現し、実際の生活に生かすようにする。

※参考引用資料：「道徳の質的転換によるいじめの防止について」(H28.11.18 文部科学省)

「道徳教育アーカイブ 文部科学省HP」<https://doutoku.mext.go.jp/>

- 児童が自分自身の生活や行動を振り返ることができるよう導入やまとめを工夫したり、互いの気持ちや考えを聞き合うことができるよう話し合いの場を設定したりする。
- 低学年においては、「してはならないことがある」ことをまず理解させるようにする。中・高学年では、そうした理解を前提に、葛藤や衝突のある場面で「同調圧力に流されてしまう弱さ」、「寛大な心をもって他人の過ちを許す大切さ」などを学ぶようにする。
- 特別な支援が必要な児童も含め、一人一人の個性を受け入れ、集団としての高みを目指すことの大切さを「道徳」の授業を通して感じられるようにする。

## 第2章 いじめの未然防止

### ③ 「道徳」を通して（中学校編）

#### 1 いじめの芽を見逃さない

小さなトラブルがいじめに発展する前に、教師がいじめに対する認知力・感度を高めて、いち早くそれに気づき、適切に対応することはもちろん重要であるが、いじめの芽ともいえる小さなトラブルが発生しにくい雰囲気・文化を集団内に築いていくことも重要である。

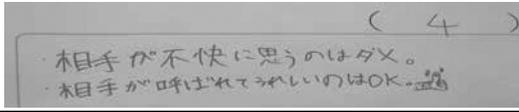
「あだ名」で呼ぶことは、生徒間でしばしばあり、次第にエスカレートしていじめに発展してしまうケースも少なくない。日頃から生徒が耳にしたり、口にしたりすることが多いと思われる「あだ名」について深く考えることで、生徒の人権感覚を高めていく。

#### 2 言葉のもつ力といじめとの関係について考える

(1) 主題名 「言葉の力 ～あだ名から考える私たちの心～」(C2「公正、公平、社会正義」)

(2) 展開例

時間	学習活動	留意点
導入 10分	1 あだ名で呼ばれて嫌な思いをしたことがあるか、ワークシートに記入する。 ・発表（できる生徒のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表したくない生徒に配慮する。</li> <li>・教師自身の体験談を語るのもよい。</li> </ul>
展開	<p>2 近年、児童生徒同士のトラブルやいじめを防止するために「あだ名」を禁止する学校が全国的に増えていることを知り、このことに対する自分の考えを、班でディスカッションする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">あだ名は禁止すべきか？</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【朝日新聞に寄せられたある主婦からの投稿】 小学校に「あだ名禁止」というルールがあると聞いた。仲良くなり始めは互いの呼び名を考えるのが楽しいだろうに。私は「ゆうっこ」と呼ばれ、<u>それが友達の証拠なんだ、とうれしかった。</u>でも、<u>呼び名を丁寧にする</u>ことで相手を尊重する気持ちが生まれるかもしれない。 (朝日新聞 2018 4/17)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成（禁止すべき）…「いじめにつながる。」「変なあだ名を付けられたら嫌な気持ちになる。」「名前は大切にすべきだ。」</li> <li>・反対（禁止すべきでない）…「相手との距離が縮まる。」「親しみを込めていればよい。」「よいあだ名もある。」</li> <li>・賛成意見と反対意見をそれぞれ用紙にまとめる。（ディスカッションシート）</li> </ul> <p>3 班で出た意見を学級全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4人班を構成し、ディスカッションシートを配付する。</li> <li>・中心発問</li> <li>*ここでの「あだ名」とは、本来の名前以外での呼び方で、愛称・ニックネームも含む。</li> <li>◆下線部の2つの視点に気付かせる。</li> </ul> <div style="text-align: right;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成意見と反対意見をそれぞれ黒板に掲示する。</li> </ul>

30分	<p>4 賛成意見、反対意見についてディスカッションし、あだ名についての班の考えをまとめる。(ディスカッションシート)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">あだ名についての考えをまとめよう。</p> <p>5 班で出た意見を全体で共有する。</p> 	<p>◆机間支援を行い、適切な助言をする。</p> <p>◆班の意見の「信頼関係」、「相手が嫌だと思えば…」、「思いやり」等のキーワードに注目させる。</p>
終末	<p>6 小森美登里さんの話を聞く。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <b>【小森美登里さんが中学生にした話】</b>  「…一人一人、みんな違う存在。傷つけられても仕方のない理由をもって生まれた命はありません。傷つけていい権利を持った命もありません…」  (「いじめで死に追いつめられた娘のメッセージを伝えたい」月刊清流 2005年 2月号) </p> <p>7 相手の心を傷つけるという視点から、言葉のもつ力について考える。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">小森さんのメッセージの[ ]に共通して入る言葉は何でしょう。(補助発問)</p>	<p>・小森美登里さんの経歴を紹介し、メッセージを提示する。(娘さんを言葉によるいじめで亡くし、現在全国で命についての講演会を行っている)</p> <p>◆[ ]をマスキングして類推させ、あだ名の良し悪しの境界を焦点化する。</p> <p>◆あだ名に限らず、よく吟味してから発話したり、行動したりしないと、相手を傷つけてしまうかもしれないことを示唆する。</p>
10分	8 自分の言葉の使い方を振り返りながら、思ったことや考えたことを書く。	(ワークシート)

**言葉の力 ～ あだ名から考える 私たちの心 ～**

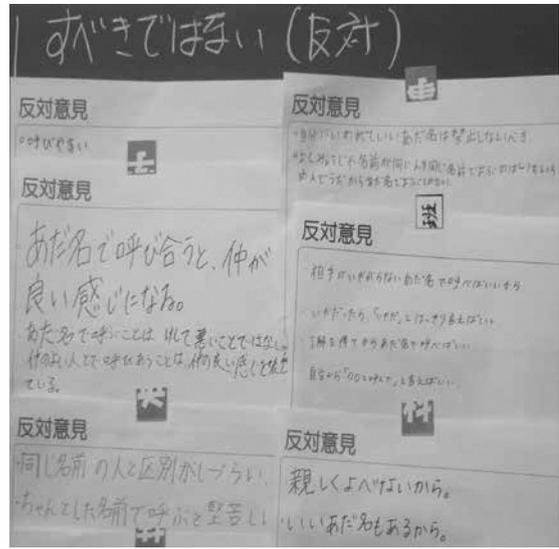
1年 組 番 氏名 \_\_\_\_\_

1 あなたは誰かにあだ名で呼ばれたことがありますか？  
もしくは、誰かをあだ名で呼んでいることを聞いたことがありますか？

呼ばれたことがある。	○か×	あだ名で呼ばれて嫌な思いをしたことがありますか？ (どのような気持ちになりましたか？)
誰かをあだ名で呼んでいることを聞いたことがある。	○か×	それを聞いたときどんな思いをしましたか？ (どのような気持ちになりましたか？)

2 今日の授業を通して、自分の言葉の使い方を振り返りながら、思ったことや考えたことを書きましょう。

自身の発した  
言葉が  
未来を作る



- 何気ない言動や親しみを込めたつもりの方の言動でも、時には相手の心を傷つけたり、それがいじめに発展したりしてしまうことを理解する。
- 言葉のもつ力を考え、相手を思いやった言動を心掛ける気持ちを養う。
- 自己を振り返り、自分の言動を改善しようとする態度につなげる。

## 第2章 いじめの未然防止

### 4 「学級活動」を通して（小学校編）

#### 1 学級活動といじめ防止

児童は学校生活の大半を学級で過ごす。自分を認めてくれる先生がいる、声を掛けてくれる友達がいる、教室では自分の役割がある…。学級活動を通して、一人一人が認められ、精神的な充実感の得られる学級をつくることはいじめの未然防止につながる。

いじめを発生させない学級をつくるには、学級生活の充実と向上という目標をもち、級友と協力したり、個人として努力したりしながら、自主的で実践的な取組が肝要である。

児童一人一人が安心感や自己有用感をもつことができる学級を土台とし、その上で、教室に起きるトラブルなど学級の課題に対して、みんなで知恵を出し合い、協力して解決する問題解決力のある学級にしていくことが大切である。

#### 2 学級活動の取組例 ～学級生活を豊かにする係活動（3年生）～

自発的、自治的な活動を通して、人間形成を図るためには、発達特性を十分に踏まえて指導する必要がある。また、学級の実態、児童一人一人の特性に合わせた指導を行うことが大切である。

中学年では、楽しい学級生活をつくるために工夫し、協力し合って意欲的に活動することができるようになる。その発達特性を踏まえた係活動のポイントは以下のとおりである。

係活動への意識付け

年度始めの時期に、学級生活を楽しく豊かなものにするために、係活動では創意工夫と協力が大切であることを確認する。

係活動	当番活動
学級生活を共に楽しく豊かにするために児童が仕事を見だし、 <u>創意工夫</u> して自主的、実践的に取り組む活動。	学級生活が円滑に運営されていくために、学級の仕事を <u>全員で分担</u> し、担当する活動。

創意工夫を促す働き掛け

#### (1) 学級会での話し合い

・係の種類や活動内容を話し合う。**どんな学級を目指すのか**、確認しながら話し合い活動を進める。

#### (2) 係活動を盛り上げる工夫

・教室の中に「係活動コーナー」や「アイデアポスト」を設置したり、朝の会や帰りの会で係の活動を報告する時間を設けたりする。

#### (3) 定期的な振り返り

・「係活動発表会」を行い、互いの係のよさを認め合ったり、係相互の交流や協力を促したりする。

係の例

- ・新聞係 ・バースデー係 ・音楽係
- ・めあて係 ・エンターテイメント係
- ・わくわく係 ・なぞなぞ係 など

主体的に活動できるよう、自分がやりたい仕事を選ぶようにする。また、希望があれば、複数の係に所属することも認める。

係活動を展開すると活動が停滞したり、しばしばトラブルが生じたりすることがある。それらは、児童が知恵を出し合ったり、協力して問題を解決したりする機会でもある。



「せっかく新聞を書いたのに、つまらないと文句を言う人がいます。がんばって書いたのに…」

トラブル発生

「全員遊びのときにふざける人がいて困っています。何度注意してもやめてくれません。」

問題解決力を高める働き掛け

教師は黒子になり、児童が自ら解決の方法を見つけ、実践に向かうよう支援する。学級や係の目標に照らし合わせて活動できるよう助言する。

- (1) **話し合いの場を設定する**  
係で相談したり、学級全体で話し合ったりできるような話し合いの場や時間を設定する。
- (2) **問題を整理する**  
トラブルの原因を確認し、児童一人一人の思いを聞き出し、話し合いに生かす。
- (3) **解決策を確認し、実践につなげる**  
児童が思いついた解決策を認め、話し合いで決めた方法で取り組むよう促す。



「新聞係さん、がんばって書いたのに文句を言ってごめんなさい。でも、男子も楽しめることも書いてほしいです。」  
「どんなことを書いたらいいか、みんなにインタビューします。」

「司会の声が小さくて、遊びのルールが聞こえません。」  
「小さい声の人もいるから、みんな静かにしよう。」  
「ルールを大きな紙に書いてもいいね。」

参考：生徒指導リーフ2「絆づくり」と「居場所づくり」、生徒指導リーフ6「特別活動と生徒指導」

楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（平成30年7月、平成25年7月）

- 児童の思いや願いを大切にして活動を始める。一人一人のよさや得意なことを生かしたり、互いに協力したりした取組になるよう、活動内容を工夫する。
- トラブルが起きた場合、児童自らが考え、解決する経験を重ねることで「問題解決力」を育てる。教師は水面下で支援を行い、児童の自主性・主体性を尊重する。
- 定期的に振り返りを行い、互いのよさを認め合ったり、活動の成果を確認したりする。協力や信頼の大切さを確認し、児童相互の信頼感を高める。

## 第2章 いじめの未然防止

### 4 「学級活動」を通して（中学校編）

#### 1 ソーシャル・スキル・トレーニング

生活様式の変化、価値観の多様性など、児童生徒を取り巻く環境は急速に、大幅に変化している。そのような環境の変化に伴い、家族、地域などの共同体のつながりが希薄化し、他者との生活経験が少ない児童生徒が増える傾向にある。人間関係調整力、困難に立ち向かう忍耐力の乏しさから、トラブルに直面した際の対応力が育たず、それがいじめ事案の増加の一因となっている。

そこで、人間関係調整力や対応力の向上を図る方策として、学級活動にソーシャル・スキル・トレーニング（以下、SST）を取り入れたい。

#### 2 SSTを学級活動で行う

##### (1) 年間行事と関連付ける

	月	行事等	SST
<div data-bbox="140 875 512 1010"> <p>出会い、絆の構築 → 関係を築くスキル</p> </div>	4 ・ 5	新任式・入学式 生徒会リエンション 遠足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつをする（1年）</li> <li>・自己紹介をする（1年）</li> <li>・仲間に誘う（2年）</li> <li>・仲間に加わる（3年）</li> </ul>
<div data-bbox="148 1070 520 1205"> <p>絆の深まり → 主張するスキル（※）</p> </div>	6 ～ 8	夏祭り・民踊流し 夏休み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はっきり伝える（1年）</li> <li>・きっぱりと断る（2年）</li> <li>・やさしく頼む（3年）</li> </ul>
<div data-bbox="140 1301 512 1435"> <p>絆の広がり → 関係を広げるスキル</p> </div>	9 ～ 12	体育祭 職業講話（1年） 職場体験（2年） 上級学校訪問（3年） 合唱コンクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかり話を聞く（1年）</li> <li>・上手に質問する（2年）</li> <li>・気持ちに共感する（3年）</li> <li>・あたたかい言葉をかける（3年）</li> </ul>
<div data-bbox="148 1509 520 1644"> <p>進級・進学、絆の確立 → 問題を解決するスキル</p> </div>	1 ～ 3	卒業集会 卒業式 修学旅行（2年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きちんと謝る（1年）</li> <li>・怒りをコントロールする（2年）</li> <li>・トラブルの解決策を考える（2年）</li> </ul>

行事とリンクさせるとともに、3年間で系統的に学習することが大切である。

##### (2) 2年生 「きっぱりと断る」SSTの授業～(1)の※を例に～

○ねらい 夏休みは祭りに出かけるなど生徒同士で遊ぶ機会が多い。そんな機会を通してお互いの絆を深めていく一方で、生徒の中には「断ることは友達に対してよいことではない」と思い、無理をして誘いに乗ってしまう場合がある。時と場合によっては「きっぱりと断る」ことがお互いのためになる「友達がいのちのある、自他を尊重する行為」であることを知り、相手を傷つけない適切な断り方を身に付ける。

○展開例

		学習活動
「なぜ、このスキルが必要なのか？」学ぶ意義を共有する。	導入	<p>1 断る場面・断り方について考える</p> <p>○断ったほうがよい場面はどんなときかを挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪い誘いを受けたとき</li> <li>・引き受けたら自分が困るとき</li> </ul> <p>○これまででうまく断れずに困ったときを具体例として挙げる。</p> <p>○「どうやったら相手を傷つけず、上手な断り方ができるか」について考えることを確認する。</p>
教師（代表生徒）のロールプレイを見て、不適切なモデルから、どうすればよかったのか？を考える。	展開①	<p>課題： 相手を傷つけない上手な断り方を身につけよう</p> <p>2 教師（代表生徒）のロールプレイを見る</p> <p>「放課後、友達が家に来ないかと誘ってきたよ。だけど、Aくんには歯医者さんの予定があるのですが…」</p> <p><b>B：帰ったら、僕の家で遊ばない？</b></p> <p><b>A：今日は無理っ！！（ぞんざいに断る）</b></p> <p><b>B：何だよっ。</b></p> <p>○モデルを見た後、どう感じたか感想を発表する。</p> <p>○どうすればよかったかを考える。</p> <p>①謝罪の言葉、②理由、③断りの言葉、④代わりの案</p>
生徒自身が実際にやってみる。	展開②	<p>3 実際にやってみる</p> <p>「それでは、次の場面を実際にやってみましょう。あなたが夏祭りに友達と出かけた時、友達が『ねえ、今日ちょっとお金を少ししか持ってきていないから、ちょっとお金貸してくれる？』とあなたに言いました。家の人がかくれたお小遣いですし、あなたは食べたい物や買いたい物があります。お金を貸してしまったらいろいろ買えなくなりますが…」</p> <p>○展開①をヒントに行う</p> <p>○グループで頼む人、断る人、それ以外は観察する人と役割を決め、見て気づいたことをアドバイスする。</p>
展開①をヒントにする。アドバイスでは、悪かったことを指摘するのではなく、よかったところを共有する。		<p>4 振り返り</p> <p>○学習の感想を書く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に断る場面があれば、学んだことを生かしてやってみよう。</li> </ul>
実際の場面でも活用してみようとする意欲の高まりがポイントとなる。	まとめ	

※日常生活の中で、SSTの成果が見られず、学級が落ち着かなくなったり粗野な言動が目立ったりすることがある。SSTは年間計画に位置付けて行うことを基本とするが、学年や学級の実態に応じて、SSTの学び直しや、実際の行動場面を取り上げて、「〇〇のときは、～～すればよい」など、振り返りを行うことも有効である。学年や学級で共有したスキルを、日々の学校生活で生かすことで、SSTは意義ある活動となる。

- 行事とリンクしたSSTを組み込み、3年間で系統的に学習するよう計画的に行う。
- SSTのポイントを押さえ、実際の場面で生きるスキルにする。

\*参考文献 「イラスト版子どものソーシャルスキル-友だち関係に勇気と自信がつく42のメソッド」相川充・猪刈恵美子（合同出版）  
「特別支援教育 実践 ソーシャルスキルマニュアル」上野一彦・岡田智（明治図書）  
「実践！ソーシャルスキル教育 中学校-対人関係能力を育てる授業の最前線」相川充・佐藤正二編集（図書文化社）

## 第2章 いじめの未然防止

### 4 「ホームルーム活動」を通して（高等学校編）

高等学校におけるホームルーム活動の内容は、学習指導要領においては中学校の学級活動の内容に加え、①自主的な活動、②役割の自覚と自己責任、③コミュニケーション能力の育成が求められている。この3点にいじめ防止の視点を加え、各自が役割をもって具体的な活動を進め、必要な場面における合意形成など他者と関わることを通して、ホームルームが生徒一人一人の「心の居場所」となることが大切である。

#### 1 学校行事を生かした自主的活動の実践例…文化祭のクラス企画を例に

ホームルーム活動における学校行事に関する自主的活動は、集団での大きな意思決定を通して人間関係を強化するという観点から、いじめの起こりにくい集団形成に大切な場面である。しかし、民主的な手続きや丁寧な合意形成を欠くことも多く、そのことがきっかけでトラブルやいじめの発展につながりやすく、教師の適切な指導・援助が必要となる。ここでは文化祭の企画決定までの話し合いを例に、いじめ防止のための人間関係形成と教師の援助の方法を示す。

##### (1) 指導目標

- ア 文化祭のクラス企画を通して集団の一体感が育まれるよう、自主的活動を尊重しながら、教師が適切な導きや支援を行う。
- イ 相互の受容と共感によるよりよい人間関係を醸成する。
- ウ 様々な問題や課題に自分達で取り組み、解決する態度を育成することで、トラブルに強い集団をつくる。



##### (2) 指導計画（放課後およびロングホームルーム等4時間分）

1時間目（本時）	クラス企画の検討	企画内容等の決定
2時間目	クラス企画の準備①	係分担の決定・打合せ
3時間目	クラス企画の準備②	準備作業・進捗状況確認
4時間目	クラス企画の準備③	準備作業・最終確認

##### (3) 本時の流れ

導入部分で、上記指導目標ア～ウを踏まえて、「他者を尊重する」「課題を自分達で解決する」などといった「クラス企画を通してどのような学級を目指すのか」という目標を提示し、生徒全員の合意形成を図り、イメージを共有する。その後のグループ協議や企画決定の話し合いの場面でも、常に「目指す学級の姿」に自分達の活動が合致しているか確認しながら、相互の受容と共感による人間関係を深め、社会性が育つ活動に導く。

##### 【展開（50分）】

	活動内容	指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級委員（責任者）から本時の内容の説明。</li> <li>・教師から本時の意義・目的の説明。そこで「クラス企画を通して学級が目指す姿」を提示。【5分】</li> <li>例：文化祭のクラス企画の話し合いや活動を通して「互いの意見に耳を傾けられる生徒」「全員が協力・協働して目的を達成する学級」を目指したいと考えています。皆</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の自主的・自治的活動の部分は尊重する。</li> <li>・「目指す姿」について生徒の合意を形成し、十分に理解できたと判断したら、自分達の活動と目指す姿が合致しているか常に振り返るよう指示する。</li> </ul>

	さんは賛成してくれますか？あるいは他によい意見はありますか？	【指導・観察】
展開①	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ協議①</li> </ul> グループ内で各人の企画アイデアの発表（1人1分程度→グループ内で1つの案に絞る。 【15分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループリーダーはファシリテーターとしての留意点を踏まえているか。また、自由に発表できる雰囲気はできているか。</li> <li>他者の発表をしっかりと聞いたり適切にまとめたりすることで、互いを尊重する態度が高まっているか。【観察】</li> </ul>
展開②	<ul style="list-style-type: none"> <li>各グループの協議内容を発表。その際に、企画案が「クラス企画を通して学級が目指す姿」にどのように結びついているかも発表に含める。（1分×8グループ）</li> </ul> 【10分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のグループの発表をしっかりと聞いているか。【観察】</li> <li>※各グループの発表ごとに拍手などを入れると、互いを尊重する雰囲気や自分達の意見が認められたという満足感につながる。</li> </ul>
展開③	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ協議②</li> </ul> 他のグループの発表を聞いた上、どの企画がよかったか、また実現可能なのか協議する。 【5分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループリーダーは全員から意見を述べてもらうよう促し、全員で企画に取り組む姿勢を確認する。</li> <li>クラス企画の案が「目指す学級の姿」の目標を達成するものとして適切かどうか観察し、必要な場合は助言する。【助言・観察】</li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラス企画の決定（学級委員もしくは責任者）</li> <li>次の時間（係分担の決定等）の説明</li> <li>教師が本時の評価と「学級が目指す姿」の再確認を行い、全員で協働することを指示する。</li> </ul> 【15分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数決や各アイデアを融合させた案の提示など、公正かつ丁寧に企画が決定されているか。【観察・生徒の振り返り】</li> <li>教師は各リーダーの進行や全員が意見を述べたことを評価し、今後の活動に向けた生徒の意欲を高める。【助言】</li> </ul>

## 2 指導のポイントと本時以降の留意点

本項では、学級での話し合いを通して、よりよい人間関係と団結する態度を育成する事例を示した。生徒が自分達の活動について様々な場面で振り返ることは、トラブルが生じた際に、それを乗り越え、一歩ステップアップした集団形成へと寄与することになり、いじめ防止につながっていく。その際に「学級の目指す姿」が示されていることで、立ち返るべき原点が明確化される。

なお、この後作業が進むと、人間関係のあつれきや仕事の遂行に伴うトラブルが発生することが予想されるが、これについては、第2章回「学校行事を通して」、第5章回「ネットいじめ」を参考にしてほしい。

- 集団への参加と相互理解、個々の考えを尊重した合意形成を通して、いじめやトラブルを集団の力で乗り越える学級が形成される。
- 学級の目指す姿をあらかじめ共有し合うことで、トラブルが生じた際にその原点に立ち返って考えることができる。
- 高等学校においては、各学級単位のホームルーム活動の時間を確保しづらい面もあるが、ホームルーム活動の重要性を学校全体の課題と捉え、時間の確保に努める。

## 第2章 いじめの未然防止

### 5 「学校行事」「児童会活動」を通して（小学校編）

#### 1 自己肯定感を高める縦割り班活動や異学年交流

各校においては様々な縦割り班活動や異学年交流が教育課程に位置付けられている。それらの中心的な目的は児童の人間関係形成やリーダーとなる上学年児童の問題解決力の育成である。活動をより効果的なものにするためには、事前事後の活動の充実が不可欠である。

##### 【事前活動のポイント】

- 児童一人一人が明確なめあてをもつこと（主活動を見通したもの）
- めあてを達成するために、どのようなスキルを身に付けることが必要か分かること（下級生への関わり方、話の聴き方、指示の伝え方、対立の解消など）
- スキルの習得のため、練習をしたり、互いに助言や称賛を伝え合ったりすること

##### 【事後活動のポイント】

- 個々の振り返りだけではなく、学級・学年集団についても振り返ること [自己評価]
- 他学年や保護者など、他者からの感謝の言葉（手紙）や評価を用いること [他者評価]
- 振り返りや成長を便りで保護者に発信したり、昼の放送等で全校に伝えたりすること [発信]

#### 活動例(1) 縦割り班活動 ～ みんなでちぎり絵（児1、図工2、児1）～

	学習活動	留意点等
事前活動	<b>【6年生】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・班のめあてを考える。</li> <li>・自分のめあてを考え、めあてに対する自分の課題を書き出す。</li> <li>・活動を見通し、自分たちが困る場面を想定して解決策を話し合う。</li> <li>・伝え方、聴き方のトレーニングを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分たちが低中学年だったころを思い出させる。（憧れる6年生の姿を可視化する）</li> <li>○話合いや指示を出すとき等、どのようなことに気を付けるとよいか考えさせる。</li> <li>○モデルになる児童だけでなく、一人一人のよさを丁寧に見取り、称賛する。</li> <li>○トレーニングとリハーサルでの気づきを交流させ、一人一人のよさにも焦点を当てる。</li> </ul>
実践活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>①活動の流れや休憩タイムについてリーダーが説明する。</li> <li>②リーダーが中心となり、役割や作業分担を話し合う。</li> <li>③ちぎり絵作りに取り組む。</li> <li>④完成したグループから絵を中心に、グループ写真を撮る。</li> <li>⑤廊下に作品を掲示する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高学年が自信をもって進行できるよう声掛けし励ます。</li> <li>○話の聴き方がよい児童をほめる。</li> </ul> 
事後活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低中学年は活動の振り返りと高学年にお礼の手紙を書く。</li> <li>・6年生は活動の振り返りや手紙ももらっての感想、次の活動への意気込み等を書く。</li> <li>・気づきや感想を学級・学年で交流する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の様子や振り返り文、手紙等を学校だよりや学年だよりで地域や保護者に伝える。</li> <li>○記述したものやもらった手紙などはファイルに綴る。（ポートフォリオ）</li> <li>○高学年のよさを教師間で伝え合い、共有し、学校全体で称賛していく。</li> </ul>

## 2 全校体制によるいじめを許さない心の醸成 ～いじめ見逃しゼロスクール集会を中心に

6月と10月の『いじめ見逃しゼロ強調月間』における「いじめ見逃しゼロスクール」では、児童会が中心となり、全校での集会、学級の代表を集めての代表委員会、各学級での話し合いなどが行われている。



「さべつをしないでみんなで仲よく遊ぶ」「ふわふわことばをつかう」「じぶんがされていやなことをしない、いわない」等のスローガンを話し合い、発表したり、掲示物を作ったりする活動や「ありがとうの花活動」「いいところさがし」など、各学級で取り組んだりする活動も多く行われている。

この取組の効果をさらに高めるためには、次のような取組が挙げられる。

- ①地域や保護者、近隣校園とともに行うスローガンづくり（小中連携、幼保小連携を含む）
- ②学級・学年ごとの発達段階に応じた「いじめ見逃しゼロ」の実践と実践紹介

既存の学校行事や児童会活動、日々の授業、そして幼保小連携や小中連携活動等とどのように関連付けていくのかについて、学校全体で合意形成を図ることが重要である。さらには、それぞれの小学校が、「いじめ見逃しゼロスクール」を取組の柱とした教育活動をP D C Aサイクルで見直していくことも重要である。

### 活動例(2) いじめ見逃しゼロスクール集会

	学習活動	留意点等
事前活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>①運営委員会が集会案内や各学級にスローガンづくりの依頼をする。</li> <li>②各学級で「いじめ見逃しゼロ」や学級の状態について話し合う。</li> <li>③スローガンを決め、学級ごとに活動に取り組み、成果と課題をまとめる。</li> </ol>	時数；児童会活動① ○学校・学年だよりなどで地域・保護者に集会への参加を呼びかける。 ○中学校や幼稚園、保育園と連携を図る。
実践活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>①縦割り班遊び</li> <li>②各学年からのスローガン発表</li> <li>③いじめ防止を訴える劇</li> <li>④幼保園、保護者からの感想発表</li> <li>⑤「〇〇小、なかよし宣言」</li> </ol>	時数；児童会活動① ○委員会の児童が会の進行を務める。 ○縦割り班遊びの中で交流すること、共に学ぶことの楽しさを学ばせる。 ○劇を行う場合には内容や演じる児童の指導に、細心の注意を払う。
事後活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>①事前活動、実践活動の感想を書く。</li> <li>②提示された学年や発達段階に応じた類似例を自分ごとに置き換えてみる。</li> <li>③解決方法を話し合ったり、練習したりする。</li> <li>④再度、学級の取組を話し合う。</li> <li>⑤互いのよさや努力を認め、いじめ見逃しゼロのめあてを立てる。</li> </ol>	時数；児童会活動①、必要に応じて+α ○各学年に応じた日常事例や紙芝居を用意し、学級や学年で学習を深める。 ○振り返りや感想を昼放送等で全校で共有したり、学校・学年だよりなどで地域、保護者に伝えたりする。 ○スローガンやめあての振り返り活動を、定期的に設定する。

○事前活動では、生活を見直し、課題をつかませ、改善の見通しをもたせ、課題解決に向かう力を醸成する。

○実践活動では、縦割り班遊びを充実させ、異年齢で交流する楽しさや役割遂行の大切さを実感させる。

○事後活動では、学級、学年全体で振り返り、互いのよさや努力を認め合うこと、課題を踏まえ、新たに歩み出す意欲をもつことができるように、場や内容を工夫する。

## 第2章 いじめの未然防止

### 5 「学校行事」「生徒会活動」を通して（中学校編）

1 いじめ見逃しゼロスクール集会 ～個人のルール、学級の課題解決、全校の行動宣言を結ぶ～  
 いじめの未然防止を図るには、生徒自らが課題を解決する力を高める必要がある。教師が適切に関わりながら、生徒が主体となる活動を仕組み、「〇〇中学校が最高だ！」と胸を張って言い切れる学校づくりを目指したい。やるべきことは、生徒が具体的な目標や目指す姿を定めて一丸となって取り組める活動づくりと、その継続による校風（精神的風土）づくりである。

#### ○学校生活上の問題点から行動宣言を作る活動

<p>事前の実態調査を行い、問題意識の醸成を図る。</p>	<p>事前</p>	<p>ア 全校アンケート（生徒会本部が趣旨説明、質問項目を作成）                  イ 学級討議Ⅰ（各学級で現状について話し合う）                  ウ 代表者の会での討議（イの結果を基に学級代表が意見交換）                  ※全校の実態を把握し、全校宣言文の材料を集める。</p>
<p>生徒一人一人に所属意識をもたせ、時間をかけて丁寧に討議を行い、行動宣言が実効力のあるものにする。</p>	<p>本活動</p>	<p>エ 本部による全校の課題提示                  【本部による課題例】無視・仲間外れ・嫌なあだ名 など                  オ 学級討議Ⅱ（学級課題決定→学級行動宣言→個人ルール）                  ※全校の課題を受けて、各学級の課題を克服する行動宣言をつくる。それを実現するために個人ルールを考える。                  【学級の行動宣言例】                  ・人の痛みが分かる学級にする                  ・人を思いやることができる学級にする                  ・みんなで仲間はずれをなくす                  【個人ルール例】                  ・一人でいる人がいたら必ず声をかける                  ・人と話すときには丁寧な言葉遣いをする                  ・毎朝、「おはよう」に一言添える                  カ 「全校の行動宣言（案）」の発表                  ※アンケートや学級討議を受け、代表者の会で協議、立案する。</p>
 <p>各学級の行動宣言発表</p>	<p>事後</p>	<p>キ 各学級の行動宣言掲示→各学級の取組を実施                  ※生徒会本部が学級代表者を定期的に集め、進捗状況を確認する。教師は各学級の取組に対して適宜、指導・助言する。                  ク 振り返りの実施（全校アンケートの再実施）                  ※同項目で良い方向にどれだけ動いたか、点検する。                  ケ 「全校の行動宣言」の採択                  （例）「あいさつ・認め合い・思いやりのあふれる〇中にしよう！」                  ※事後活動の成果によるアンケートや振り返りを踏まえて、宣言・採択し、「〇〇中は最高！」と思えるような場面にしたい。                  ※「全校の行動宣言」採択の際には、保護者や中学校区の小学生、地域にも呼び掛け、PRする。</p>

形式的な宣言ではなく、アンケートや振り返りを踏まえて、堂々と宣言、採択する。「〇〇中は最高！」と思えるようにしたい。

○「個人、学級集団、全校」を結ぶため、生徒会本部（役員）が一貫して活動をリードし、学級討議や学級代表者の会の討議を仕組む。  
 ○「全校の行動宣言」ありきではなく、個人・学級の取組を受けて実施する。  
 ○中学校区の小学校と連携して、課題設定の段階から共催することも可能である。

## 2 学校行事でのいじめの未然防止 ～自己決定の場をつくり、異学年交流を活性化する～

学校行事は、生徒の人間関係を醸成し、いじめの未然防止に生かしていくことのできる重要な機会となる。上級生と下級生がかかわり合い（異学年交流）、行事に主体的に取り組む中で、リーダーやメンバーの役割、望ましい集団のあり方などについて主体的に考え、決定し、行動する場（自己決定）を大切にする。その際、表面的な関わりや平易な取組で収束させるのではなく、高い目標設定と困難や問題に正対し克服する場の設定、困難や問題を乗り越えて相互に讃え合う場の共有を大切にする。これらの経験は、望ましい集団への実感や、いじめをしない・生まない・見逃さない集団の形成へとつながっていく。

### (1) 望ましいリーダーシップ・メンバーシップの醸成

リーダー選出に際して、ただ単に立候補、推薦を募って役割を当てはめるだけでなく、以下の役割を周知した上で、「自分はどのような学校行事にしたいか」を生徒一人一人が考え、それぞれの立場でどう集団に関わるかを相互に共有する機会とする。

- ①リーダーは、仕事を完成させることだけにとらわれるのではなく、活動過程における一人一人の積極的な関わりを促し、互いの良さを引き出すこと。特に困難やトラブルに直面した時、メンバー同士の理解や協力を生み出すよう働きかけること。
- ②メンバーは、リーダーの指示に従って自分の分担を果たすだけでなく、積極的に自分は何ができるかを考え、意見を出し行動に示すこと。自分と他者の意見の違いを考え、分かり合い、よりよい解決方法や折り合いの付け方を考えること。

<p><b>チームリーダー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• どの軍よりも、どの人よりも運動会を最高に楽しむ。(OO)</li> </ul> <p><b>応援部長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 応援団長として青軍を引っ張り、声をしっかりと出す。(OO)</li> </ul> <p><b>副部長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全員で盛り上げられるよう工夫する！3年生だからこそ、バカになって頑張る。最後、声が出なくなるまでやる。(OO)</li> </ul> <p><b>応援リーダー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 誰よりも声を出す。最後の運動会、勝ちたいけど、その前に全力で楽しむ。(OO)</li> </ul> <p><b>パナル係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全力で取り組み結果を残す。最後に悔いのないようにする。(OO)</li> </ul>	<p><b>会計長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 最後の運動会はあまり結果にこだわらず、みんなと元気に楽しみたい！(OO)</li> </ul> <p><b>道具係</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「絶対勝つ！」その気持ちも大切にして、「祭り」がテーマで、最後の運動会なので楽しんでやりたいです。(OO)</li> </ul> <p><b>みんな</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中学生生活最後の運動会なので、声を大きく出してみんなを応援します。頑張ります。(OO)</li> <li>• 勝っても負けても悔いのないように全力を出す。(OO)</li> <li>• 役割のある人だけがやっても成功はしないと思います。僕も仕事もっていませんが、全力で行おうと思います。(OO)</li> </ul>
--	--

教師は、思いを掲示やたよりなどによって発信し、全体の共通理解を図るようにする。

### (2) 異学年交流を活性化させる工夫

体育祭では、3年生を中心に団を形成することが多い。応援練習を通して、上級生が下級生の応援歌やダンスの指導・支援をしている光景も多く見られる。下級生は、上級生の指導する姿から学び、得ることが多い。

この際に注意すべきことは、上級生やリーダーへの事前指導を念入りに行うことである。困難やトラブルに直面した際に、いちいち教師を頼るようでは生徒が自立しない。あらかじめ、何をいつまで、誰がどのように、など詳細を全体練習の前に打ち合わせておくことが必要である。教師は黒子に徹し、生徒に活動を通して成功感や成就感を味わわせることができれば、「OO中が最高！」と胸を張って言える集団形成が図れる。さらに、事後にはメッセージを交流して、互いの頑張りを讃え合い、活動を締めくくりたい。



- リーダー、メンバーの双方向の思いを共有させ、「自分はこの集団のために何ができるのか、何をしたいのか」を自己決定させる。生徒同士をつなぐ支援をする。
- 教師は陰から生徒の活動を支え、「自分たちでできた！」という成就感を味わわせる。

## 第2章 いじめの未然防止

### 5 「学校行事」「生徒会活動」を通して（高等学校編）

小・中学校に比べ学校行事が少ない高等学校では、学級あるいは学年の枠を越えた絆や団結力を強めたり、学級のアイデンティティを確立したりする重要な絶好の機会として学校行事を位置づけることが大切である。

一方、集団の構成員が多くなることから意思疎通が困難になるなど、後のトラブルやいじめに発展する要素も多く、行事の準備期間から当日、事後まで教師が生徒を注意深く観察し、必要に応じて関わる場面も発生する。しかし、こうしたトラブルを生徒自身で解決し乗り越えていくことで、問題解決や人間関係を構築する力を高めるための大きな学びの場ともなる。

いじめ防止の観点からは、「教師の観察と支援」と「生徒自身の困難を乗り越える力の育成」という2つの視点をもつことが重要となる。

#### 1 「体育祭」の取組を活かしてよりよい集団づくりを

学校行事の中でも体育祭は生徒の自主的活動の時間も関わる人数も多いことなどから

- ・同じ目標に向かって意欲的に活動する中で生まれる連帯感や達成感、集団の団結力。
- ・任された役割をまっとうすることで得られる自己有用感。

といった集団づくりや個々の成長の上でのプラス面が大きく、こうした特長を生かすことで実効性のあるいじめ防止の取組となり得る。教師がまずこのプラスの側面を大切にし、適切に関わることで、いじめを未然に防ぐ力が学級や生徒に培われる。

#### 2 「体育祭」において予想されるトラブル

体育祭は、勝負へのこだわりから生徒間にストレスや不満がたまりやすいことから

- ・リーダーなど特定の生徒のみに熱が入り、過度に順位にこだわったり、自分たちの理想を他の生徒に押し付けたりすることによる人間関係のこじれ。
- ・活動の進捗状況の遅れから始まる、そのきっかけとなった特定の生徒への個人攻撃。
- ・リーダーや責任者を希望する生徒が複数いた場合のトラブル。
- ・縦割りの活動における上級生に対する下級生の（下級生に対する上級生の）不満の蓄積。

など、いじめに発展しかねない状況の発生が予想される。そこで、教師は準備段階から行事終了後に至るまで生徒の様子を見守り、小さな兆候も見逃さないようにする。「あくまで生徒の自主的活動」として生徒の活動から距離をとることは、いじめを見逃すことにつながるおそれがある。

教師の関わり方のポイントとしては

- ・トラブルや問題点を予想し、その対策やルールを事前に考える（生徒に考えさせる）。
- ・それでも問題は起こる場合は総力をあげて解決する体制づくりをする。
- ・問題が発生した際は状況判断を的確に行い、生徒自身で問題を乗り越える観点を保持しながら適切な助言を行う。

といった点があげられる。

#### 3 教師の関わりの実践例…リーダーとなる生徒の事前打ち合わせを例に

##### (1) 指導目標

ア 体育祭を通じて集団の団結力と個人の自己有用感の両方が育まれるよう、自発的・自主的活動を尊重しながら、教師が適切な指導や支援を行う。

イ 集団内に他者を尊重し、互いを思いやる雰囲気醸成する。

ウ リーダーを中心に生徒自らが予想される失敗やトラブルを話し合うことで、いじめに発展しかねない現象を生徒自身で防ぎ、困難を乗り越えることができるよう導く。

## (2) 指導計画（放課後およびロングホームルーム等 3 時間分）

1 時間目（本時）	リーダーによる事前打ち合わせ	企画内容等の決定、ルール決め
2 時間目	担当パート、種目決め（ロングホームルーム）	分担の決定、打ち合わせ
3 時間目	1～3 年全体で結団式	企画や今後の予定の説明

## (3) 本時の流れ

ア 学級委員、正副団長、パネル、衣装等の各リーダーを招集し、次回ロングホームルームで検討する団のコンセプトや企画内容、作業手順などの原案を作成する。その際に、体育祭を通じて学級が目指す姿を考えさせ、さらには作業の過程で予想される困難やトラブルをあげ、あらかじめその対応策を検討し簡単なルールを決める。

## イ 展開（50 分）

	活動内容	指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師による、事前の準備の必要性とこの時間の意義・目的の説明を聞く。学級委員が進行役をする。【5分】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の自主的・自治的活動の部分は尊重する。</li> <li>体育祭を通して個も集団も成長するために「目指す姿」の必要性を説明する。</li> </ul>
展開①	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育祭を通して学級が目指す姿を設定する。</li> <li>過去の学校行事等の経験を参加者みんなできり返り、「よかった工夫」「うまくいかなかった場面」などを出し合い、これを踏まえて今後予想されるトラブルや心配事について整理する。</li> <li>予想される問題点について、対策や事前に決めておくべきルールについて話し合う。【25分】</li> </ul> <p>※ルールとしては、次の例が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎他の用事や部活動などで活動に参加できない生徒を攻撃しない。</li> <li>◎SNSの使い方について。</li> <li>◎下級生への接し方（威圧的にならないなど）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級が目指す姿については、教師が「団結」「全員参加」「協力（協働）」などキーワードを用いながら、適切な方向に導く。</li> <li>目指す姿を設定することで、問題が生じた時にはそこに立ち返って検討・相談ができることを伝える。</li> <li>ルール決めにおいては、学校行事の場面で人間関係がこじれるケースが多いことをあらかじめ生徒に伝える。</li> <li>真剣に議論でき、かつ自由に自分の意見が話せる雰囲気があるか観察する。</li> <li>教師の立場から想定できるトラブルについて意見が出ているか観察し、必要に応じて助言する。</li> </ul>
展開②	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画内容（コンセプトなど）のアイデア、各係に必要な人数、道具等を出し合う。【15分】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級委員が展開①で決めた目指す姿やルールに沿って公平に意見をまとめられるよう導く。</li> </ul>
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的話し合いをまとめ、ロングホームルームで適切に他の生徒に伝えられるように準備する。【5分】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>決定した内容について、参加生徒全員の合意形成がなされたか確認する。</li> </ul>

## ウ その後のロングホームルームの展開（50 分）

	活動内容	指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>本時の目標と、体育祭を通して学級が目指す姿の説明【5分】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本時で決めることと、その説明・進行を確認する。</li> <li>団長がリーダー会議で定めた学級が目指す姿について適切に説明したか、学級全体が理解しているか観察する。</li> </ul>

展開	①係分担決め 【10分】 ②今後の計画作成 (グループ協議) 【15分】 ③出場種目決め 【10分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員は疑問や不安についてリーダーに自由に問うことができるよう配慮する。また、リーダーは他の生徒の意見を聞き、全生徒が主体的に話し合いに参加できるようにする。</li> <li>・ 問題が生じた際には、学級が目指す姿に立ち返って、解決への方策を考えさせる。</li> <li>・ 係分担が公正に決定し、希望がかなわなかった生徒に対しては適切な配慮をするよう促すことで、全体の合意を形成する。</li> </ul>
まとめ	①本時の決定事項の確認 ②リーダー会議で話し合った団の「ルール」の説明 【10分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団内のルールについて、その理由も含めて適切に説明がなされているか確認する。また、構成員も団内のルールについて理解しているか観察する。</li> <li>・ 直面した困難に対しても団全体で乗り切る決意を促す。</li> <li>・ 必要があれば教師に相談するよう助言する。 (例：団長によるルールの説明)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事が特定の人に偏ると不平不満が大きくなり、参加できない人の悪口など団の団結を損なう事態が予想されます。そこで、活動に参加できない場合は事前にリーダーに連絡し、できるときに協力してください。作業の遅れについては、係の枠を越えてみんなで協力して作業に当たりましょう。</li> <li>・ 参加できない人を攻撃することはやめましょう。特にSNSへの悪口の書き込みはいじめに発展する危険もあるので厳禁です。その場合は先生に相談します。もし困った事態が起こったら、まず団長の私に相談してください。</li> </ul> </li> </ul>

#### 4 「それでもトラブルは起こる」という認識を

丁寧な活動を進めていても、予期せぬ人間関係のこじれやいじめに類する行為が発生する場合があります。共同作業の場面が多い体育祭では、特に意見のすれ違いや思うように作業が進まない苛立ちから思わず他者を攻撃してしまったり、人間関係が変化(仲良しグループの構成員が変化)してしまったりすることで、対立が生じるケースが考えられる。

そこで教師による注意深い観察と的確な判断が必要となるが、必要以上に関わると生徒自身の問題解決力の育成を損ねたり、学びの場が失われたりすることになる。いじめ防止の観点から考えると、「いじめが悪化しないようにする」視点と「トラブルを乗り越えられる集団・個を育てる」視点の両方が必要であり、自治的活動として生徒が問題に対処するときは見守る時間を設けるなど教師が生徒を信用することで、生徒が期待に応えようとする力を引き出すこともできる。教師がどの程度問題解決に関わるかのポイントや具体例として

- ・ 状況を把握し吟味した上でリーダー会議を招集し、生徒自身で解決できるのか話し合いをもたせる。あるいは意見を聞く。リーダー達の困り感を理解しつつも、生徒自身で問題を乗り越えようとする力を引き出す。
- ・ 生徒自身が問題を解決しようとする際は、トラブルの周辺生徒(当事者以外)を巻き込んで全体で問題解決に当たるよう指示をする。
- ・ 学級全体(団全体)に対しては、先のロングホームルームで決めたルールや学級が体育祭を通じて目指す姿に立ち返って問題を考え、乗り越えることを助言する。トラブルの当事者がリーダーである場合も学級の目指す姿に立ち返らせることで自分の行為を振り返らせる。
- ・ 生徒からヘルプの声が上がった場合は中心となって問題解決に当たる。トラブルの当事者に対しての聞き取りや当事者が参加する話し合いには、必ず教師が立ち会う。

などがあげられる。

また、体育祭は結果が「順位」という形で示されるので、生徒が落ち込むなど感情的になりやすいため行事終了後も注意が必要である。そこで教師は“過程”の頑張りを評価するように努め、行事終了後は達成感や連帯感の高まり、感動を振り返らせ、今後に起こりうる困難にも同じように全体で立ち向かっていく集団であるよう伝える。

【体育祭後のショートホームルームの例（20分）】

活動内容	指導上の留意点
・教師による、体育祭の感想と生徒全員の頑張りの評価・賛辞を聞く 【5分】	・順位（結果）ではなく軍団全体が結束できた「過程」に価値があることを伝える。 ・過程で起こった困難についても自分達で解決し乗り越えたことを評価する。
・団長をはじめ各リーダーが1言ずつクラスメイトへの感謝の言葉を述べてもらう。 【5分】 ※感想ではなく、感謝の言葉にすることでクラスメイトの自己有用感が向上し、リーダーのリーダーシップの高まりも実感できる。	・1人ずつに拍手をすることで、リーダーをはじめとした全員の達成感・満足感、学級への所属感を再確認できる。 ・本番で味わった「感動」をかみしめる雰囲気醸成する。
・生徒全員が「自分が頑張ったこと」「仲間との関わりで気付いたこと」などを簡単な振り返りシートに書く。 【10分】	・特定の生徒の頑張りではなく、下級生も含めた全生徒が貢献していたことを客観的にも評価する。 ※リーダー以外の生徒は、リーダーへの感謝や賛辞も書かせると、後でリーダー達への評価としても利用できる。

※ロングホームルーム等で時間が確保できる場合は、より細分化された振り返りシートを用意するとよい。

※学校新聞等で体育祭の各軍団の成功の様子を全校生徒に知らせたり、保護者に発信したりすることは、生徒の活動がより広く評価されることになる。それにより生徒の感動や自身で問題を乗り越えたという成長実感はより高まる。

体育祭だけにかかわらず、学校行事においては、集団の目標や評価は「頑張った」「楽しかった」といった連帯感や達成感を第一とできるような導きをすることが、人間関係のトラブルを防ぐ上で必要である。そして、行事を通して得た感動や一体感、問題解決力や人間関係構築のスキルは、自己有用感を高めることにつながり、いじめの未然防止の最大の武器となる。

また、いじめを未然に防ぐ力のある集団、あるいは個人の育成は今後の生き方・あり方にも通じる。人間関係や生き方・あり方につながる学びを促す機会として学校行事をとらえる姿勢が大切である。

- 教師が生徒間の温度差や活動の進捗状況を適切に把握し、いじめやトラブルのきっかけが生じやすい場面では必要な助言で活動の成功に導くことが、学校行事をいじめ防止につながる充実した体験にする。
- 一方で教師は生徒を信じる姿勢をもつ。その中でリーダーを中心に自分たちで予想されるトラブルや困難を考え、事前に対応策を立てることで、生徒自身の問題解決力が磨かれる。
- 学校行事のもつ自主的・協働的活動のよさを活かして集団としての連帯感や問題解決力、個人としての自己有用感を育む活動にすることが、いじめの未然防止への大きな力となる。

## いじめ対応記録カード

### 1 いじめの聞き取りメモ

◆被害の訴えがあった場合や訴えはなくてもいじめの疑いがあると少しでも感じた場合は、その日の内に記載し、いじめ対策組織に報告する。 報告日 年 月 日 ( )

被害者 年 組	記載者
① いつ	年 月 日 ( ) 時 分
② どこで	
③ だれに	
④なにをされ ⑤どのような 気持ちなのか ⑥きっかけは	

◆すでに対応した場合に記載する。

対応	
・事実確認 ・指導内容	

### 2 対策ミーティングメモ

◆教頭が記載し、校長が重要度を決定する。

開催日時	年 月 日 ( ) : ~ :	記載者	事案No.
参加した校内いじめ 対策組織メンバー	校長 ・ 教頭 ・ 生徒指導 (いじめ対策推進教員) ・ 担任 ( ) 学年主任 ( ) ・ 養護教諭 ・ SC ・ その他 ( )		
重 要 度	高	高…被害者が欠席、教室に入れない、保護者からの訴え、等。 今後解決に向けて不安が残る。	
	中	中…その日のうちに、すでに一定の解決をしたと判断できないもの。	
	低	低…その日のうちに、すでに一定の解決をしたと判断できるもの。 被害者・加害者ともに、事案後、普段通りに接している。	
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な支援策</li> <li>・役割分担</li> <li>・家庭連絡</li> </ul>		

※生徒指導ファイルを作成し、適切な場所に保管する。全職員がいつでも確認できるようにする。

「こまっていることはないかな？」アンケート [小学校低学年]

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまったことについておしえてください。

1 [ぜんいん]

ともだちから、下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもったことがありますか。(あったら○、なかったら×)

できごと	○か×
からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた。 たとえば…「バカ」「しね」などといわれた。いやなあだ名をつけられた。	
なかまはずれや、みんなからむしされた。 たとえば…ひる休みに、あそびのグループに入れてもらえなかった。	
かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうときに、からだをぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかをつよくたたかれた。足でつよくけられた。	
お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうだい」「かして」としつこくいわれて、じぶんのものをとられた。	
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえの中からじぶんのものをかってにとられた。くつをかくされた。	
いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。人のもちものをじぶんだけがもたされた。	
パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名まえやしゃしん、わる口を、かってにながされた。	
そのた たとえば…あそびのグループの中で、いやなことをいわれたりされたりした。 このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもうようなことをされた。	

2 [1で1つでも○をつけた人だけ]

こまったことはいまもつづいていますか。(どちらかの [ ] に○)

まだつづいているものがある [ ] つづいていない [ ]

3 [ぜんいん]

いやなことをいわれたりされたりして、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。

(どちらかの [ ] に○)

いる [ ] いない [ ]

ありがとうございました。こまったことや、なやんでいることがあったら、たんになの先生やほけんしつの先生、そうだんたんとうの●●先生にいつでもそうだんしてください。

ねん くみ ばん なまえ

※なまえは、かきたくなければ、かかなくてもかまいません。

「こまっていることはないかな？」アンケート〔小学校中・高学年〕

●月●日～●月●日の間で、あなたがこまったことについて教えてください。

### 1 〔全員〕

友だちから、下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」と思ったことがありましたか。あれば「ある」に、なければ「ない」に✓をかいてください。

できごと	ある	ない
からかわれたり、わる口やいやなことを言われた。 たとえば…「バカ」「しね」などと言われた。いやなあだ名をつけられた。		
なかまはずれや、みんなからむしされた。 たとえば…昼休みに、遊びのグループに入れてもらえなかった。		
かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうときに、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。		
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかを強くたたかれた。足で強くけられた。		
お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうだい」「かして」としつこく言われて、じぶんのものをとられた。		
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえの中から自分のものをかってにとられた。くつをかくされた。		
いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。人のもちものを自分だけがもたされた。		
パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名前やしゃしん、わる口を、かってにながされた。		
その他 たとえば…あそびのグループの中で、いやなことをいわれたりされたりした。 このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」と思うようなことをされた。		

### 2 〔1で1つでも○をつけた人だけ〕

こまったことは今もつづいていますか。(どちらかの〔 〕に○)

まだつづいているものがある〔 〕 つづいていない〔 〕

### 3 〔ぜんいん〕

いやなことを言われたりされたりして、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。

(どちらかの〔 〕に○)

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。こまったことや、なやんでいることがあったら、たんになの先生やほけん室の先生、そうだんたんとうの●●先生にいつでもそうだんしてください。

年 組 番 名 前

※名前は、かきたくなければ、かかなくてもかまいません。

「仲間とのかかわり」についてのアンケート〔中学校・高等学校〕

●月●日～●月●日の間で、あなたが困ったり悩んだりしたことについて教えてください。

1〔全員が回答してください〕

あなたは、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありますか。あれば「ある」に、なければ「ない」に、✓を記入してください。

できごとの内容	ある	ない
冷やかしかからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。 「バカ」「死ね」などと言われた。		
仲間はずれ、集団による無視をされた。 例) 誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。 グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。		
軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。 通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。		
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。 プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。		
お金や物をたかられた。 例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。 「ちょうだい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。		
お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。 掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。		
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。 例) ズボン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いつ走り」をさせられた。 万引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。		
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 名前や顔写真などの個人情報を、無断で Twitter などの SNS に流された。 悪口や事実ではないことを Twitter や LINE などに書かれた。LINE はずしをされた。		
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや痛い思いをさせられた。		

2〔1で一つでも「ある」に印をつけた人だけ回答してください〕

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある……………〔 〕

現在、困ったできごとは一つも続いていない……………〔 〕

3〔全員が回答してください〕

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり悩んでいたりする人はいますか。当てはまる方に、○を記入してください。

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。困ったことや悩みがあったら、一人で抱えずに、相談担当の●●先生や相談しやすい先生にいつでも相談してください。

年 組 番 名 前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

## 第3章 いじめの早期発見（認知）

### 1 実態把握の方法

いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師は気づきにくい場合が多い。日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候を見逃さず、「いじめではないか」との危機意識をもって、的確にかかわり、積極的な認知に努める。いじめ発見のきっかけには、アンケート調査、教職員による発見、本人からの訴え、他の児童生徒からの情報、保護者・地域からの情報等がある。ここでは、実態把握の方法としてアンケートと教師による観察のチェックポイントを示す。

#### 1 アンケート調査

##### ア いじめに関するアンケートの目的と内容

いじめに関するアンケートは、教師がいじめを許さない、見逃さない、一人一人の児童生徒をいじめから守り抜く、という児童生徒及び保護者への強いメッセージにもなり、アンケートの実施自体に教育的効果がある。

アンケート調査は、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。記名式で行う場合は児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。深刻な事例であるほど、記名式では回答しづらいものである。記名式アンケートで訴えのあった事例にだけ対応すればよい、という姿勢では、深刻な事例ほど見落としかねない。特定の児童生徒だけが記入のため鉛筆を動かすことのないように、全員に記入を求める自由記述欄を調査用紙に加えたり、周囲の目を気にすることなく記入できるように自宅で記入、翌日提出させたりするなど、回答することへの抵抗を和らげる工夫も必要である。

##### イ 実施にあたって

- ・全ての児童生徒を対象として、年3回以上、定期的を実施する。
- ・欠席した児童生徒については、後日、速やかに調査を実施する。
- ・長期欠席者等については、家庭訪問などを通して状況の把握に努める。

##### ウ 調査方法

- ・実施にあたっては、調査の目的を説明する。
- ・アンケート実施後、即日、複数の教員でチェックする。1つでも「ある」と答えた児童生徒については、アンケート原本とともに校内いじめ対策組織に報告する。
- ・いじめの訴えがない児童生徒の中にもいじめを受けている場合があることに注意する。

##### エ 正確な実態把握

- ・いじめの訴えや気になる記述のある児童生徒だけでなく、全ての児童生徒と個人面談を行い、アンケートを基に最近の様子について話を聞く
- ・いじめが疑われる事案があった場合は、いじめ対応記録用紙（資料「いじめの聞き取りメモ」を参考）を活用して話を聞く。「いつ（いつから）」「どこで」「誰に」「何をされ」「どのような気持ちなのか」「きっかけは何か」等を、必要があれば図示しながら丁寧に確認する。メモは即日、校内いじめ対策組織へ提出する。
- ・いじめの訴えや疑いが確認された場合、被害児童生徒、加害児童生徒、関係した児童生徒の全てから、個別に話を聞く。聞き取り対象が多い場合は、複数の教員で分担する。食い違いがあれば、再度確認する。

### オ 対策ミーティング（情報共有と対応）

- ・いじめ対策組織でミーティングを開き、情報を共有する。
- ・いじめの「認知」について組織的に判断し、今後の対応を検討する。
- ・対応状況（生徒や保護者の状況）を確認しながら進めることを確認する。
- ・話し合った内容を記録する（資料「対策ミーティングメモ」を参考）。
- ・教職員への情報共有の内容や方法を検討する。

### カ その他

- ・アンケート用紙（原本）といじめ対応記録カードは、5年間保管する。
- ・Q-U、アセスなどの調査を実施している場合、「からかわれる」「無視される」等の項目に「ある」と答えた児童生徒の情報も校内いじめ対策組織に報告する。

## 2 教員による観察のチェックポイント

深い児童生徒理解に基づく観察は、日常的、実践的ないじめの発見の有効な方法である。いじめのサインは被害者だけでなく、加害者の側からも出ている。ここでは、学校生活でのいくつかの場面における、観察の際のチェックポイントを示す。なお、観察により、いじめの疑いが少しでもある場合は、いじめ対応記録カードを活用し、積極的な認知に努める。

### ア 児童生徒の様子

#### 【休み時間】

- おどおどした様子で友達についていく。
- 笑わない。作り笑いが多い。
- 服が汚れている。ボタンがとれている。

#### 【クラブ・部活動・委員会】

- 活動の準備や後片付けを押しつけられる。
- 「声が小さい」「足が遅い」などと非難される。
- 早退や欠席をしたがる。
- グループ分けで、仲間に入れてもらえない。一人で離れて活動する。

#### 【給食時間】

- 特定の児童生徒に盛り付けをしない。あるいは、わざと多く盛り付ける。
- 机を寄せて席をつくらうとしない。グループを作る際に机を離される。
- 笑顔がなく、黙って食べている。

#### 【放課後及び下校時】

- 下校が早い。あるいは、いつまでも学校に残っている。集団登（下）校をしなくなる。
- ほかの人荷物を持たされる。
- 靴や持ち物が紛失する。

### イ 日々の学級の様子

- 生活のルールが守られていない。
- 授業中の誤答に対する冷やかしかや、ばかにした態度が見られる。
- 児童生徒同士があだ名で呼び合う。
- 学級のリーダーが固定化している。

○アンケートや観察、教育相談等を活用し、いじめの早期発見に努める。

○校内いじめ対策組織でいじめを積極的に認知し、即時対応する。

\*参考文献 「いじめ防止学習プログラム 前編」（新潟県教育委員会）H12.3

< アンケート > 「いじめ対策に係る事例集」（文部科学省）H30.9

< いじめ対応記録カード > 「いじめ対策に係る事例集」（文部科学省）H30.9

「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」（新潟市教育委員会）H30.4

「こまっていることはないかな？」アンケート [小学校低学年]

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまったことについておしえてください。

1 [ぜんいん]

ともだちから、下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもったことがありますか。(あったら○、なかったら×)

できごと	○か×
からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた。 たとえば…「バカ」「しね」などといわれた。いやなあだ名をつけられた。	
なかまはずれや、みんなからむしされた。 たとえば…ひる休みに、あそびのグループに入れてもらえなかった。	
かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうときに、からだをぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかをつよくたたかれた。足でつよくけられた。	
お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうだい」「かして」としつこくいわれて、じぶんのものをとられた。	
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえの中からじぶんのものをかってにとられた。くつをかくされた。	
いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。人のもちものをじぶんだけがもたされた。	
パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名まえやしやしん、わる口を、かってにながされた。	
そのた たとえば…あそびのグループの中で、いやなことをいわれたりされたりした。 このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもうようなことをされた。	

2 [1で1つでも○をつけた人だけ]

こまったことはいまもつづいていますか。(どちらかの [ ] に○)

まだつづいているものがある [ ] つづいていない [ ]

3 [ぜんいん]

いやなことをいわれたりされたりして、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。

(どちらかの [ ] に○)

いる [ ] いない [ ]

ありがとうございました。こまったことや、なやんでいることがあったら、たんになの先生やほけんしつの先生、そうだんたんとうの●●先生にいつでもそうだんしてください。

ねん くみ ばん なまえ

※なまえは、かきたくなければ、かかなくてもかまいません。

「こまっていることはないかな？」アンケート〔小学校中・高学年〕

●月●日～●月●日の間で、あなたがこまったことについて教えてください。

### 1〔全員〕

友だちから、下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」と思ったことがありましたか。あれば「ある」に、なければ「ない」に✓をかいてください。

できごと	ある	ない
からかわれたり、わる口やいやなことを言われた。 たとえば…「バカ」「しね」などと言われた。いやなあだ名をつけられた。		
なかまはずれや、みんなからむしされた。 たとえば…昼休みに、遊びのグループに入れてもらえなかった。		
かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうときに、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。		
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかを強くたたかれた。足で強くけられた。		
お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうだい」「かして」としつこく言われて、じぶんのものをとられた。		
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえの中から自分のものをかってにとられた。くつをかくされた。		
いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。人のもちものを自分だけがもたされた。		
パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名前やしゃしん、わる口を、かってにながされた。		
その他 たとえば…あそびのグループの中で、いやなことをいわれたりされたりした。 このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」と思うようなことをされた。		

### 2〔1で1つでも○をつけた人だけ〕

こまったことは今もつづいていますか。(どちらかの〔 〕に○)

まだつづいているものがある〔 〕 つづいていない〔 〕

### 3〔ぜんいん〕

いやなことを言われたりされたりして、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。

(どちらかの〔 〕に○)

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。こまったことや、なやんでいることがあったら、たんになの先生やほけん室の先生、そうだんたんとうの●●先生にいつでもそうだんしてください。

年 組 番 名 前

※名前は、かきたくなければ、かかなくてもかまいません。

「仲間とのかかわり」についてのアンケート〔中学校・高等学校〕

●月●日～●月●日の間で、あなたが困ったり悩んだりしたことについて教えてください。

1〔全員が回答してください〕

あなたは、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありますか。あれば「ある」に、なければ「ない」に、✓を記入してください。

できごとの内容	ある	ない
<b>冷やかしやからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。</b> 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。 「バカ」「死ね」などと言われた。		
<b>仲間はずれ、集団による無視をされた。</b> 例) 誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。 グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。		
<b>軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。</b> 例) 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。 通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。		
<b>ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。</b> 例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。 プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。		
<b>お金や物をたかられた。</b> 例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。 「ちょうだい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。		
<b>お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。</b> 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。 掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。		
<b>いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。</b> 例) ズボン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いっ走り」をさせられた。 万引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。		
<b>パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。</b> 例) 名前や顔写真などの個人情報を、無断で Twitter などの SNS に流された。 悪口や事実ではないことを Twitter や LINE などに書かれた。LINE はずしをされた。		
<b>その他</b> ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや痛い思いをさせられた。		

2〔1で一つでも「ある」に印をつけた人だけ回答してください〕

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある……………〔 〕

現在、困ったできごとは一つも続いていない……………〔 〕

3〔全員が回答してください〕

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり悩んでいたりする人はいますか。当てはまる方に、○を記入してください。

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。困ったことや悩みがあったら、一人で抱えずに、相談担当の●●先生や相談しやすい先生にいつでも相談してください。

年 組 番 名 前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

## いじめ対応記録カード

### 1 いじめの聞き取りメモ

◆被害の訴えがあった場合や訴えはなくてもいじめの疑いがあると少しでも感じた場合は、その日の内に記載し、いじめ対策組織に報告する。 報告日 年 月 日 ( )

被害者 年 組	記載者
① いつ	年 月 日 ( ) 時 分
② どこで	
③ だれに	
④なにをされ ⑤どのような 気持ちなのか ⑥きっかけは	

◆すでに対応した場合に記載する。

対応	
・事実確認 ・指導内容	

### 2 対策ミーティングメモ

◆教頭が記載し、校長が重要度を決定する。

開催日時	年 月 日 ( ) : ~ :	記載者	事案No.
参加した校内いじめ 対策組織メンバー	校長 ・ 教頭 ・ 生徒指導 (いじめ対策推進教員) ・ 担任 ( ) 学年主任 ( ) ・ 養護教諭 ・ SC ・ その他 ( )		
重 要 度	高	高…被害者が欠席、教室に入れない、保護者からの訴え、等。 今後解決に向けて不安が残る。	
	中	中…その日のうちに、すでに一定の解決をしたと判断できないもの。	
	低	低…その日のうちに、すでに一定の解決をしたと判断できるもの。 被害者・加害者ともに、事案後、普段通りに接している。	
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な支援策</li> <li>・役割分担</li> <li>・家庭連絡</li> </ul>		

※生徒指導ファイルを作成し、適切な場所に保管する。全職員がいつでも確認できるようにする。

## 第3章 いじめの早期発見（認知）

### 2 教育相談の充実

#### 1 教育相談の意義

教育相談を含むカウンセリングとは“個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うこと”と定義されている（中学校学習指導要領解説 特別活動編 平成29年）。この定義から明らかなように、教育相談は個々のニーズに沿って行われるものであり、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスとは異なる機能をもっている。

教育相談においては、顕在化した問題のみを取り扱うのではなく、児童生徒の話を丁寧に聞き、一緒に考えていこうとする教師の姿勢が求められる。また、丁寧に事実を確認したうえで、適切なアセスメントに基づき、どのように児童生徒の内面にアプローチしていくのか、環境のどの部分に働きかける必要があるのかを検討することで、より効果的な対応につながるであろう。教師が児童生徒の表面的な行動や状態にとらわれず、その背景にある気持ちを理解しようとすることで、児童生徒の自己治癒や自己成長に向かう力がわいてくることも期待できる。

#### 2 教育相談の基本姿勢

個別の教育相談においては、時間や場所等の話しやすい環境の確保や、守秘義務の徹底など安心して話ができる枠組みを設定したうえで行うことが推奨される。その際、カウンセリングの技法（下表参照）を活用することで児童生徒が話しやすい環境をつくり出すことができる。ただし、大切なことは技法そのものではなく、目の前の児童生徒に対して積極的に関心をもち、より適切に理解しようとする姿勢である。特に、非言語のメッセージ（表情、アイコンタクト、口調など）はこちらの想像以上に相手に伝わりやすいことは心に留めておくようにする。

表 教育相談で用いるカウンセリング技法

つながる言葉 掛け	いきなり本題から始めるのではなく、初めは相談に来た労をいたわったり、緊張をほぐしたりするような言葉掛けを行う。 <例>「待っていたよ」「よく話してくれたね」
傾聴	相手の話を遮らずに丁寧に耳を傾ける。よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問する。 <例>「そう」「大変だったね」「それから？」
受容	反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを脇におき、相手のそうならざるを得ない気持ちを押し量りながら聞く。
繰り返す	相手がかすかに言ったことをゆっくりと返す。相手は自分の言葉が届いているという実感を得て、自信をもって話しやすくなる。
感情の反映	相手が感情を表現したらそれを伝えたり、相手の感情を押し量ってそれを伝えたりする。 <例>「それは寂しかったね」「腹が立ったんだね」
明確化	相手がうまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝う。 <例>「あなたとしては、こんなふうに思ってきたってことかな？」

（文部科学省「生徒指導提要」、平成22年）

#### 3 心理的事実と客観的事実

教師からみれば問題と思われる行動も、児童生徒本人にとっては「その状況において、そうせざるを得なかった。これまではそれでうまくいっていた」ものとしてとらえることが大切である。その前提を踏まえることで、「それがどういう状況であったのか」「そのことをどういうふうに考えたのか」と思いを巡らせてみるができるようになる。その際、児童生徒本人の感じている心理的事実と実際に起こっている客観的事実とは異なるかもしれないが、児童生徒の立場に立って心理的

事実を受容し、教師の立場に戻って客観的な事実に基づいてどのように行動すればよいのかを一緒に考えていく姿勢が求められる。次の事例におけるAさんとBさんのそれぞれの心理的事実と客観的事実やそれぞれへの対応について、教師間で話し合うことも有効であろう。

Aさんはある日の朝、家で母親にひどく叱られて、いらいらしたまま登校した。登校して教室に入るとクラスメイトであるBさんの挨拶を無視して席に座り込んだ。Aさんのその態度にBさんは「バカにされている」と不快な気持ちになり、そのことを他の友人に訴え「今度は私たちも無視しよう」という話になった。

#### 4 原因追及モードから問題解決モードに

教育相談においては、行動上の問題や辛い感情などネガティブな点について話題になることが多い。しかし、そのネガティブな点は、その時点で注目されていることであり、児童生徒の全てを表しているわけではない。問題を解決していく際には、下記のように、ポジティブな点や解決や予防につながるリソース（資源）に焦点を当てることで、問題解決の糸口が見付けやすくなる。

よいところ探し	児童生徒のよいところに焦点を当てて、それを伝える。 <例>「今日は学校に来るのが嫌だったって言うけど、嫌なのにがんばって登校したね」
例外探し	問題と思われることも、常に起こっているわけではない。問題が起らないのはどういう状況なのかを一緒に探る。 <例>「授業中に集中できないって言うけど、少しは集中できるのはどんなとき？」
リフレーミング	ネガティブな側面でも見方を変えればポジティブになる。それを伝える。 <例>「優柔不断だって言うけど、じっくり考えることができるんだね」

#### 5 「訊く」ことの大切さ

教育相談において、「聴く」と同時に「訊く（質問する）」ことも大切である。自分は「分かっていない」ということを自覚し、教えてもらう姿勢で相手に対峙することが求められる。

<ポイント>

- ① 児童生徒の話をよく聞き、言語情報も非言語情報も含めてよく観察する。
- ② 相手が感じている感情や、なぜその感情になっているのかを推測して尋ねる。
- ③ 児童生徒の行動を確認し、具体的に何をしているのか、何が起っているのかを明確にする。
- ④ 児童生徒の感情や考えを引き出す。
- ⑤ 何ができそうだと考えているのか、児童生徒に訊きながら、教師と一緒に考えていく。

#### 6 教育相談が機能するには

教育相談が機能するには、その目的について学校全体として共通理解を図り、計画的、組織的に運営されることが大切である。以下の観点を参考に、学校の教育相談体制を確認する必要がある。

- 児童生徒や保護者が相談したいと思ったときにどうしたらいいのかが明確になっている。
- 教師や学校の対応がフロー図等で明確になっており、共通理解が図られている。
- 対応した事例について、教職員全体で情報共有する機会が保障されている。
- 対応した事例の記録や保管の方法が周知されている。
- 学校の課題に応じた校内研修が実施されている。

- すべての教員が教育相談の基本について理解し、実践できることが求められる。
- 児童生徒の話を丁寧に聞き、一緒に考えていこうとする教師の姿勢は、児童生徒の気持ちや状態を理解する上で欠くことができないものである。

## 第4章 再発防止の取組

### 1 再発防止に向けた取組（小学校編）

#### 1 学級の外に向けた活動を通して人間関係を結び直す～ボランティア活動を中心に～

いじめや仲間外し等の問題を一度抱えた学級や児童にとって、学級という枠の中だけで、問題を解消することは簡単ではない。学級や学校という物理的な枠組みを超えた、地域社会とのつながりが、当該児童や学級全体の自己有用感を育み、学級の再構築を促すことにつながる。



例えば、学校外の高齢者施設や保育園へ出向いてのボランティア活動や地域の人と一緒に地域貢献活動を積極的に取り入れることなどが考えられる。

学級の友達とは異なる高齢者や幼児等に触れ合い、理解し、共感するとともに、自分自身を見つめ直し、自分について考えることができるようになる。また、様々な課題や予想していないことに対して、協力したり、話し合ったりしながら取り組む中で、学校とは違った友達のよさを見いだして、理解しようとしたり、尊重しようとしたりする姿が期待される。

#### ○活動例

- ねらい
- ・高齢者や地域の人々、園児との関わりを通して、思いやりの心、助け合いの心を育て、地域社会の一員として役に立つ行動がとれるようにする。
  - ・自分の気持ちを相手に伝えることの大切さを感じ、人への優しい接し方や思いやりの気持ちをもつことができるようにする。

	学習活動	留意点等
事前活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問に行ったときに自分にできそうなこと、やってみたいことなどを考え、高齢者や園児に喜んでもらえるような計画を立てる。</li> <li>2 ソーシャル・スキル・トレーニングを通して、高齢者や園児との接し方を体験的に練習する。</li> <li>3 相手を想定した読み聞かせや歌、遊びの練習をする。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者施設、保育園職員との情報連携を図る。</li> <li>○エクササイズにおける抵抗やグループメンバー等に配慮する。（配慮児童には事前に活動内容を伝え、確認する。）</li> </ul>
学習活動	<p><b>【高齢者施設訪問】</b> 「『大きな声で優しく話す』に気を付けて高齢者に話しかけてみよう」「高齢者とうまくコミュニケーションとれるかな」「私もできる限りのことをして役に立ちたい！」</p> <p><b>【保育園訪問】</b> 「泣いてしまったら、どのように話しかけようかな」「喜んでもらえて嬉しい」「『目線を合わせて話したり聴いたりする』に気を付けて関わろう」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や幼児との関わりのための練習や実践活動が、児童同士の理解や受容的な態度、一人一人の自己有用感の高まりにつながる。</li> <li>・活動の中で教師が児童一人一人を理解し、よさを引き出し、学級全員で共有することが最も重要。</li> </ul> <p>○訪問グループメンバーに配慮する。</p>
事後活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童の感想や体験を交流する。うれしかったことや感じたこと等をもとに、さらに学級全体で事前活動や学習活動を振り返る。</li> <li>2 今後の友達との関わりについて思いや願い、めあて等を書く。</li> <li>3 発表し合い、お互いの理解を深める。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関わりの中での学びや一人一人のよさ、自己有用感の高まり、思いやり、助け合いの大切さへの気付きを共有する。</li> <li>○児童の活躍を学校・学年便り等で地域・保護者に伝える。</li> </ul>

## 2 いじめ再発防止に向けたPTAや地域の取組

### (1) 学習支援ボランティアやPTA、保護司会、民生委員・児童委員との連携

#### ①学習支援ボランティアとの関わり ～一人一人のよさや個性を認めていく～

地域の人々や保護者との活動や交流を繰り返す中で、児童は多様な価値観や文化に触れ、自分の生き方をより深く考えるようになる。学習支援ボランティアとの関わりは、児童の社会性や人間関係形成の力を育成する上で重要である。学習支援ボランティアは、担任や教職員とは異なる視点から、児童のよさや魅力を見つけたり、児童にとって心のサポーターとなったりする。また、いじめの未然防止、再発防止について、地域と学校が共に考え、行動するつなぎ役にもなる。

#### ②参加型の講演会 ～児童と共に学び、共有する～

SNSが急速に普及する中、SNSいじめから児童を守る親子学習会等が各地で開催されている。携帯端末を個人で持ち始める高学年での学習会の実施が多いが、家族や親の携帯端末で遊び始める低学年での実施がより効果が高い。児童だけでなく親子で「これから持つ自分」「いつか持たせる保護者」として、安全な使い方やルールについて学ぶことが重要である。また、児童が自らどのような行為がいじめに繋がるのかを考え、学ぶことが必要である。講師を招聘した講義形式の受け身的な学習ではなく、児童が主体的に話し合ったり、親子で使い方のルールを考え「My家族ルール」を作成したりする等の参加型の学習会を開催していくことが重要である。



### (2) みんなで児童を守る取組の推進 ～児童の心の声やSOSを聴く～

いじめられた児童が大人に相談できないこともあることを踏まえて、児童からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組としてCAPプログラムがある。CAPプログラムでは、教職員と児童がそれぞれ研修を受けるだけでなく、保護者や地域ボランティア、民生委員などが研修会に参加し、地域全体で児童を守る取組を進めている。児童のSOSに気付き、丁寧に児童の内なる声を聴くことは、「いじめを見逃さない」、そして、「いじめの再発防止」に地域全体で取り組む意識の醸成にもつながる。



特に、再発防止については、被害児童、加害児童の双方、また保護者の話を丁寧に聴く相談活動を継続的に実施することが重要である。また、様々な問題を抱えた児童に対して、その内面にある不安や心配といった心の動きを適切にとらえられるよう、児童の心理や、行為・行動の背後にある児童の人間関係をとらえる教職員の能力を高める研修を実施することも重要である。

(CAPプログラムの詳細については、平成12年新潟県教育委員会発行「いじめの起きない学校づくりのために ―いじめ防止学習プログラム― 後編〈カリキュラム・学習ユニット編〉」参照。)

○児童を学級の外の人とつなげ、温かな人間関係のある学級を再構築していくことが、いじめの再発防止の特効薬である。

○保護者、地域とともに、児童の心の声を丁寧に聴く。

## 第4章 再発防止の取組

### 1 再発防止に向けた取組（中学校編）

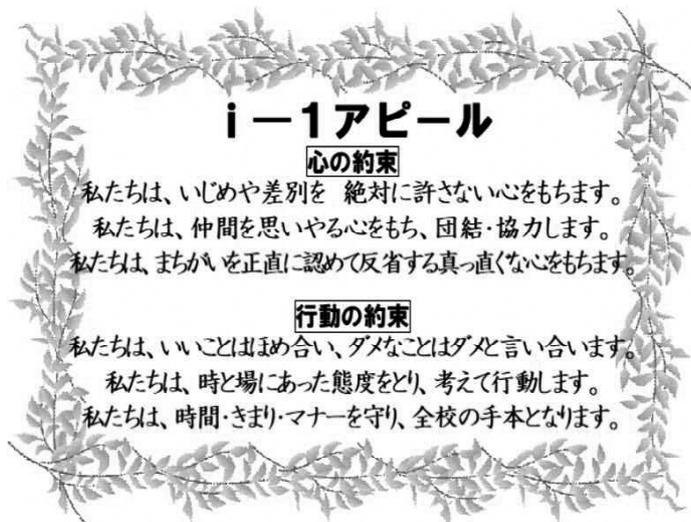
#### 1 いじめが起きにくい集団づくり

生徒自らがよりよい学校生活を目指し、主体的な活動をしていくことで、集団内に自治的な力が高まり、結果として「いじめ防止」につながっていく。

次の取組は、中学1年生の生徒が主体となり、不要物の持ち込みや遅刻等、集団内に何らかの問題が発生した際に、ピンチをチャンスに変換した例である。

取組後は、生徒同士が互いに励まし合ったり、注意し合ったりする集団内の自治的な力が高まり、「いじり」や「からかい」などの不適切な言動を止めさせるような姿が見られるようになった。

この活動は、集団全体の負の雰囲気やを払拭し、エンパワーメントを図ることができるとともに、いじめに発展しかねない事案が発生した際も、「傍観者」を減らし、「仲介者」を増やす働きとなる。いじめの再発防止にも有効に働くことが期待できる。



#### 2 「i-1 アピール」 ～宣言文づくりを通じた自治的な力の向上～

「i-1」（アイワン）とはある中学校の1学年の愛称である。学年内で学校のルールを破るなどの問題が発生した現状を受けて、1学年級長会が中心となって学年の約束や宣言文を作成する活動に取り組んだ。

##### (1) 目的

- ・生徒一人一人が学年全体やその課題に関心を持ち、改善策を真剣に考えることによって集団の自治的な力を高める。
- ・「i-1 アピール」を生徒の学校生活の指針とし、気持ちが緩みがちな時期などに生活の振り返りを行う。

##### (2) 策定までの流れ

###### ①学年朝会で級長会長からの呼び掛け

「…この学年の約束・宣言をつくりましょう！…学年の全員が安心して、安全に過ごせる学年、正直者が馬鹿を見ない・一生懸命に頑張っている人が損をしない集団にしていきましょう。そのためには、今、一人一人が本気になって私たち i 学年のことを考えなければいけません。…」



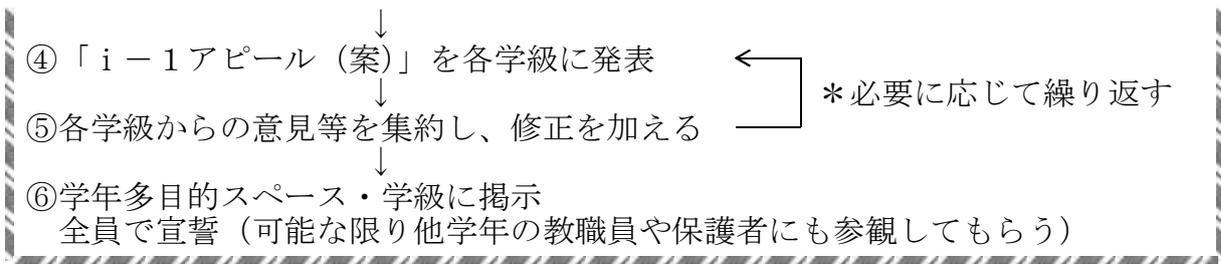
###### ②学活で学級ごとの原案を作成（個人→班→学級）



###### ③級長会で各学級の原案を基に「i-1 アピール（案）」を決定



【学級での原案作成の様子】



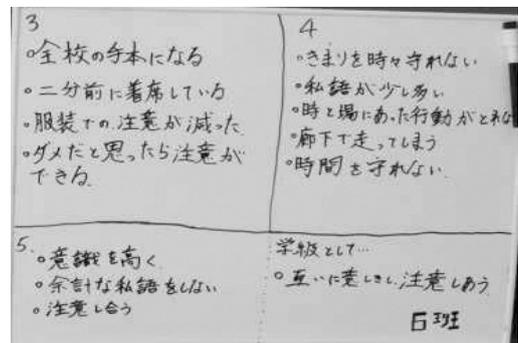
### (3) 留意事項

- ・級長会と教職員で入念に打ち合わせを行うが、あくまでも生徒が主体的に活動していけるように配慮する。
- ・「級長会や学校から与えられたルール」ではなく、「自分たちが作り上げた約束」として受け止められるように、班や学級での話し合い活動を重視する。また、同様の観点から、各学級からの意見を可能な限り「i-1アピール」に反映させる。  
(2)の④⇔⑤)
- ・策定、宣誓後も折に触れて「i-1アピール」を活用し、生徒が生活を振り返ることができるように活動を仕組む。
- ・新たな学年の問題が発生した際には、「i-1アピール」を修正したり、加除したりすることも視野に入れる。

◎宣言文を策定することだけがねらいではなく、策定前後の活動を重視することが大切である。策定までの様々な過程や振り返りの場面での話し合い等において、適切に評価したり、励ましたりすることで、生徒が自分が所属する集団に正面から向き合い、主体的に解決しようと問題に切り込んでいく勇気を育む。

以下は宣誓2か月後に行った話し合い活動の様子である。「個人 → 班 → 学級 → 学年」といった段階を経て、自分たちの学校生活の現状と「i-1アピール」とを照らし合わせて、成果や課題等を共有して改善策を探り、具体的な行動目標を確認し合った。(右下の3は「実践できていること」、4は「改善すべき点」、5は「具体的な改善策や行動目標」を班内でまとめたもの)

教師が話し合いの過程や結果を丁寧に見取り、ほめて、勇気づけることで、生徒は仲間や集団のためにアイデアを提案することや行動することに喜びを感じるようになる。さらに、望ましい思考や言動が強化され、いじめの前兆に気づき、問題を解決する力が身に付いていく。



【「学校生活の振り返り」ホワイトボードを用いた話し合い活動の様子】

- 生徒が自分が所属する集団のことを真剣に考え、よりよい集団を目指して主体的に活動していくことで、集団内の規範意識や自治的な力を高め、いじめが発生しにくい集団づくりを目指す。
- 与えられたルールよりも、自分たちで作ったルールの方が守ろうとする意識が高まるため、策定・修正の過程で、班や学級からの意見を大切に、可能な限り反映させる。
- 折に触れて約束を活用して学校生活を振り返り、改善に向けた取組を継続することで、個や集団全体を向上させるとともに、よりよい集団づくりを目指す雰囲気醸成する。
- 生徒間で注意し合う際に、そのこと自体が「攻撃」とならないよう、「心の約束」を守って「仲間を思いやった」言動になるように配慮させる。SSTの一環として「相手を傷つけない注意の仕方」等を学ばせることも有効である。

## 第4章 再発防止の取組

### 1 再発防止に向けた取組（高等学校編）

生徒の自主的な活動により問題の解決を進める前提として、その集団において規律が守られている、生徒一人一人が尊重されている、教師の働きかけに生徒が反応しているなど、集団として機能しているかという点が重要になる。その前提がなければ生徒自身が「正義」に基づいてアクションを起こすことは難しい。そのために

- 平素から教育活動全体を通じて心の教育の充実を図ること。
- その上で、いじめは人権に関わる問題であるという観点から規範意識の醸成を図ること。
- いじめられた生徒や、いじめがあることを告げたことによりいじめられる恐れがある生徒については、徹底して守り通す態度を示すこと。

などは事前に行っておく必要がある。

それでもいじめ事案が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、以下の点をポイントにその集団に働きかけて生徒の自主的な問題解決行動を引き出すことが、再発防止に向けての大きな力となる。

#### 1 いじめ認知後の集団への働きかけの例

- ①事実の冷静な受け止めや自らの行動の反省を促し、事実確認の中から「気づき、学ぶ」方向に導くことで前向きに今後を考えさせる。
- ②生徒集団が前向きになったタイミングで、何かしら今後の「目標」を設定させる。  
…いじめ案件が発生した場合は、上記のように「失敗から学ぶ」という視点のもとに、同じことを繰り返さないためにきちんと向き合わせ、当事者も周囲の生徒も含めて目標を設定し、達成させることで自信を回復させることが肝要。
- ③期間を定めて、自己や集団の状況や目標の達成状況を振り返らせる。
- ④ある程度、集団として本来の姿に近づいてきたタイミングで、責任をもたせる。

#### ＝ 事例1 部活動内でのいじめを克服した事例 ＝

ある高等学校の野球部において、2年生でエースだったAを中心とする数名が、同じ学年の控え選手Bを日常的に“パシリ”として扱ったり、「態度が生意気だ」という理由から直接に暴言を浴びせたりするなどのいじめ事案が発生し、Bは部活動に参加することができなくなった。また、チームも春季大会への参加を辞退せざるをえなくなった。

その後、平素から選手間のミーティングを指導してきた顧問は、まず3年生を集めて「いじめの反省だけでなく、前向きに今後の野球部の目標を話そう」と働きかけた。やがて、キャプテンCを中心に3年生の選手のみで自主的にミーティングが行われるようになった。そこでは、自分たち3年生が後輩を指導できなかった反省とともに、春季大会に出場できなかった悔しさから、より一層結束を深めて最後の大会では必ず上位進出しようという決意が生まれた。

また3年生のみのミーティングでは、このままでは自分たちの引退後には部員が減少して野球部の存続が危ぶまれるのではないかという話題にもなり、やがて、Cの呼びかけで下級生もその話合いに加わるようになった。そして、前向きなミーティングが繰り返されるようになったタイミングで、顧問は、いじめ事案の中心であったAを話合いに加えることを提案した。最終的にはAも含めて「2度といじめはしない。」ということを確認し、再びBを野球部に迎え入れることができた。

## ＝ 事例2 学級内のいじめを部活動の仲間が救った事例 ＝

ある高等学校で、口数の少ない2年生の女子生徒Dが学級内で男子生徒数名のいじめの標的となり、SNS上で継続的に悪口を書かれるという事案が発生した。やがては直接悪口を言われるまでに発展し、Dは教室に入れなくなってしまった。特に、Dには親しい友人が学級には少なく、いじめに加担しなかった生徒も含めて「怖い」と思うようになっていた。

Dは女子バレー部に所属していたため、女子バレー部の顧問は、部活動がDの支えになると考え、キャプテンのEをはじめ他の部員と話し合いをもった。女子バレー部内では、顧問が日頃から仲間の大切さを説いていたため団結力も強く、選手はDを支えることを快諾し、Dの担任に「教室に入れない間も放課後の部活動にはDを参加させてほしい」という旨の提案をした。

Dも、しばらくは放課後に登校して部活動のみ参加していたが、Eを中心としたバレー部員の支えから自信を取り戻し、少しずつ授業に参加できるようになった。

3年になってからも、Dはバレー部に居場所があることが強い心の支えになっていると担任に話していた。また、Eらも、顧問の働きかけを受けてバレー部引退後もDを支え続けたため、Dは無事卒業することができた。

## 2 部活動といじめ

高等学校に入ると部活動は活動時間も長くなり、部室など教師や保護者の目の届きにくい場所もあり、時としていじめが起こりやすい環境になる場合もある。そこで、以下に示すような部活動の特性を踏まえたいじめを起こさない対応が必要である。

### ①生徒（部員）同士が非常に密接な関係にある

フォーマル、インフォーマルの区別なく、密接な人間関係になりすぎて軋轢を生む可能性が高まる。また、仲間意識が強いため、容易にいじめの加害者側に加わったり、いじめの実態があっても他者に相談しにくかったりすることもある。

### ②競争的な関係である

部活動では、いわゆる「レギュラー争い」など、仲間との競争が当然のこととして起こる。本来は仲間との競争が自己を切磋琢磨し、自分をより高めるためのよい環境となるはずであるが、上級生がレギュラーの下級生をいじめるなどの歪んだ行動が生じることもある。また、過度の競争が「競争に勝った者と負けた者」という意識や上下関係をつくることも考えられる。

### ③目標や結果を共有する関係である

部活動では、部員が目標を共有し、「一人の成功や失敗は、全体の成功や失敗である」と結果も共有することがある。この目標や結果の共有は、より凝集性の高い集団づくりに作用することが期待できるが、「失敗の共有」が過度に強調されると、失敗した生徒に対する批判が生まれ、いじめの引き金となることがある。

### ④教師の方向性が色濃く反映される

「勝利至上主義」など、部活動顧問の方針や価値観が反映されやすいため、生徒は他者のミスや欠点を受容できなくなったり、存在を否定的にとらえたりするケースが起こり得る。

○平素から、教育活動全体において、人権意識や規範意識の醸成など心の教育が重要であり、こうした教育が充実していれば、生徒間でいじめを克服する行動に向かうことが期待できる。

○いじめ事案が発生したことを失敗と捉えるばかりではなく、そこから「気づき、学ぶ」方向に教師が導くことが、再発防止への大きな力となる。

## 第5章 いじめ関連事項

### 1 ネットいじめ

#### 1 ネットいじめの背景

「ネットいじめ」とは、携帯電話やパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトや掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。（文部科学省、平成20年）

昨今は、スマートフォン（以下、スマホ）やソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）の普及・活用により、無料通信や短編動画共有などのアプリケーションによるいじめが多発している。このような中で、高等学校におけるいじめの態様において、ネットいじめは「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」に次いで高い割合を占めるようになってきた（資料1参照）。

スマホやSNSの普及は急速に低年齢化していること（資料2参照）や、今後インターネットの使い方の変化や新しいシステム・サービスの出現により、新たな形態のいじめが生じることも考えられる。教員が常に必要な情報を得て、発達段階に応じた系統的な指導や啓発活動を行うことが必要不可欠である。その際、児童会や生徒会を巻き込み、児童生徒が自ら考え、行動するような取組となることが望ましい。

資料1 いじめの態様の区分

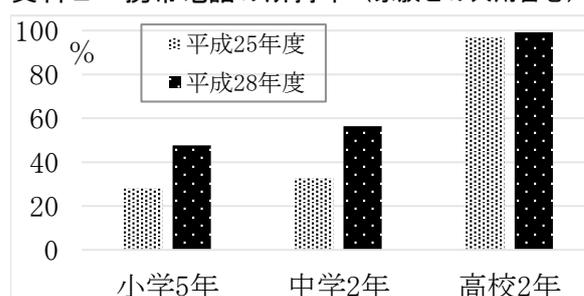
	区分	構成比 (%) *
1	冷やかしかからかい等	62.5
2	パソコンや携帯電話等で誹謗 中傷や嫌なことをされる	17.5
3	仲間はずれ、集団による無視	14.0

（平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 文部科学省）

\* 高校生の全国平均値

\* 構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

資料2 携帯電話の所持率（家族との共用含む）



（平成25年度及び平成28年度新潟県青少年健全育成実態調査結果 新潟県福祉保健部児童家庭課）

#### 2 ネットいじめの特徴

##### (1) 加害者を特定しづらい

インターネット空間は匿名性が高く、対面によるいじめのように実際の暴力を伴わないため、加害児童生徒が特定しづらい傾向にあり、陰湿化しやすい。

##### (2) 加害者に被害者の顔が見えない

インターネット上では、相手と面と向かって言葉を発するわけではないので、加害者は言葉の重みを感じにくく、結果として安易に誹謗中傷し、エスカレートしやすい。

##### (3) 加害者と被害者が非常に流動的である

児童生徒にとってSNSでのやりとりが日常化していることに加え、上記(2)の特徴から、いつの間にか被害者と加害者が逆転していることも多い。

##### (4) 逃げにくい

対面的ないじめでは、その場を離れるなど物理的にその環境から逃れることも一つの手段であるが、ネットいじめではそれが難しく、インターネット上で執拗に追われる可能性がある。また、被害者は、誹謗中傷の書き込みや画像・動画の再生が何度でも可能であることから、恐怖心や羞恥心、抱え込みが助長される。

(5) いじめの規模が広域化し、拡散も速い

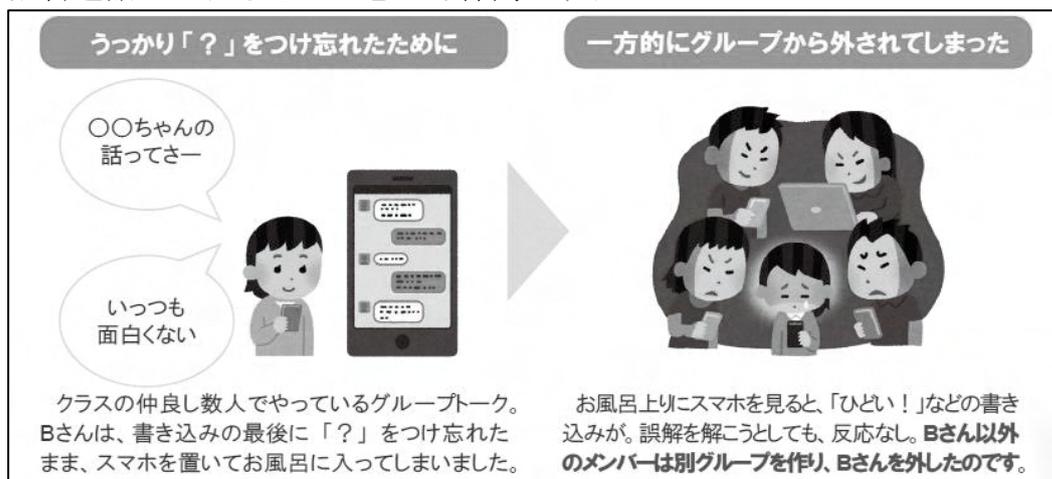
学校内や地域内にとどまらない空間でネットいじめは展開され、しかも加速度的に拡散することから、学校としての把握が遅れ、把握した時点で事態が重篤化していることもある。

(6) 従来型のいじめの延長線上にある

様々な統計により、従来型のいじめの加害・被害経験がある児童生徒がネットいじめの加害・被害の経験があると答える割合が高い。つまり、ネットいじめ特有の対策が求められるものがある一方で、「いじめをしない児童生徒を育てる」が基本的な対策となる。

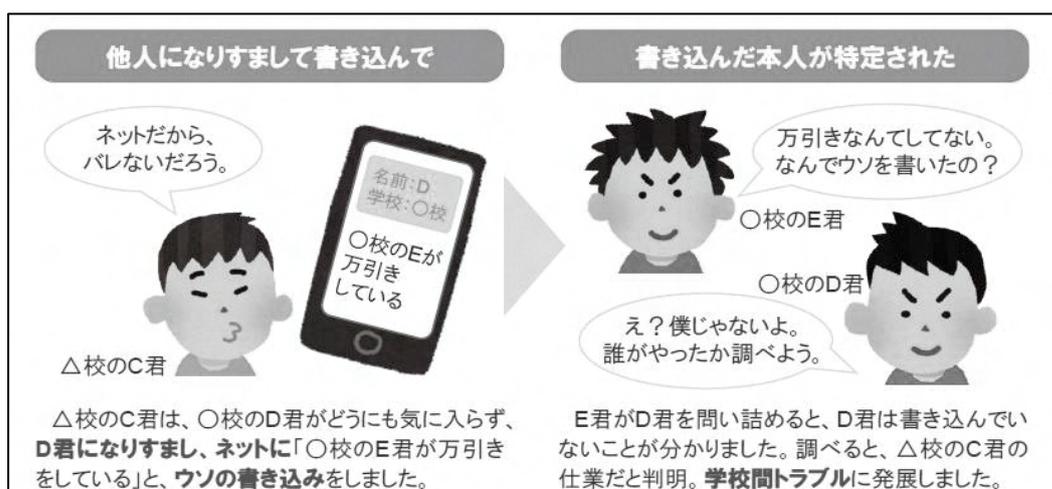
### 3 ネットいじめの代表的事例 (図は「インターネットトラブル事例集 平成29年度版」総務省より引用)

(1) 無料通話アプリなどでの悪口や仲間はずれ



グループトークはテンポが速いことに加え、文字だけの会話となるため、誤解や行き違いが生じやすい。途中から参加する場合は流れが掴みにくく、なおさらである。また、流れの中で周囲と違う意見が言いづらかったり、同調せざるを得なかったりする雰囲気がつくられ、いじめにつながりやすい。

(2) なりすまし投稿による誹謗中傷



誰かになりすますことや、それによって誰かを陥れるような書き込みをすることは多くのSNSの利用規程で違反としている。最近では、グループ内の書き込み内容に苦痛を感じて友人になりすましを依頼することや、なりすましの被害を受けた生徒の書き込みそのものが誹謗中傷にあたるケースもあり、問題は複雑化している。

## 4 ネットいじめの対応

### (1) 不適切な書き込み等の削除措置

＜削除措置の基本的な流れ＞

- ①いじめの被害にあった児童生徒は、証拠保全のため不適切な書き込みのある画面をスクリーンショットや印刷で保存する。
- ②書き込んだ児童生徒、グループ作成者、掲示板管理人や運営会社、プロバイダに書き込みの削除を速やかに依頼する。

学校では、上記の対応を日頃から児童生徒・保護者に周知すると共に、児童生徒から相談があった場合には、指導上の理由から、児童生徒の承諾を得た上でスマホの画面やスクリーンショットの保存データの提供を依頼する。

また、被害を最小限にするため早急な対応が必要であり、特に違法又は命に関わる内容の場合、最寄りの警察に即時、通報・相談する。

### (2) 保護者との連携

ア 児童生徒の変化を察知して、情報共有する

特に家庭において、次の様子が顕著に見られるときには、ネットいじめの兆候が疑われることを、保護者に伝えておくことよい。

- ・携帯電話のパケット通信量が異様に増大している。
- ・携帯電話の着信音を無音にするようになった。
- ・電話に出たがらない、ネット利用を極端に避けるようになる。
- ・集中力がなくなり、常に何か考え事をしているように見える。
- ・SNSを肌身離さずチェックしている。
- ・親に利用しているネットサービスの画面を極端に隠す。
- ・深夜にスマホなどでネット利用をするようになった。

(Norton 子供をネットいじめの被害者、加害者にさせない実践的解決法より)

イ フィルタリングサービスと家庭内ルールの設定

児童生徒に安易にスマホ等を与えた結果としてトラブルやいじめの被害・加害になることも多いことから、危険回避のためにフィルタリングサービスや家庭内ルールの設定を保護者に依頼する。例えば、PTA総会等で、実際にスマホを用いて保護者にフィルタリング設定の手順を周知することも有効な手段である。

### (3) 関係機関との連携

児童生徒の生命、財産に重大被害の生じる可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。また、インターネット上の人権侵害に関する相談窓口（「子どもの人権110番」等）を児童生徒や保護者に周知する。専門家による教員研修の機会充実も今後ますます必要である。

### (4) 情報モラル教育の推進

インターネットやスマホ、SNSの利便性と危険性の両方を理解させるとともに、適切なコミュニケーションについて指導することが今後ますます重要となる。また、インターネットの特性として、次の2点は児童生徒に確実に理解させる。

ア インターネット空間で情報が拡散したら、すべてを消すことはほぼ不可能である  
過去に拡散した情報がもとになって、進学や就職、結婚など人生の節目で足かせになる可能性がある。(デジタルタトゥー)

イ インターネット空間は匿名状態ではない

発信者情報の開示も請求できる法整備もなされていることから、インターネットに完全な匿名状態はなく、加害者として社会的非難や制裁を受ける可能性がある。

## 5 ネットいじめの対応…SNS上のやりとりを考える

	学習活動	指導上の留意点
導入	<p>① SNSを日常的に使ってみて、メリットを自分で考える。</p> <p>② グループで共有する。</p>	<p>挙げられたメリットの中にいじめに関するものがないか注意する。</p>
展開	<p>① 次の SNS の事例を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(無料通話アプリのグループトークにて)</p> <p>部員A：「練習メニュー決めるから、16時部室集合ね。」</p> <p>部員B：「OK」</p> <p>部員C：「習い事の時間と重なってるから、行くの無理。」</p> <p>部員D：“既読”はついたが、返信なし (2時間後)</p> <p>部員A：「メニュー決まったよ。ノルマ未達成は罰ゲーム。」</p> <p>部員C：「罰ゲームは無理。」</p> <p>部員B：「その場にいなかったやつに発言権無し。」</p> <p>部員E：「Dはまたも既読スルーかよ。むかつくな。」 (その夜)</p> <p>部員B：「KSは最悪、お仕置きが必要かな。」</p> <p>部員E：「そうだな、ついでに“わがまま”も同罪ね。」 (翌朝)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨日から具合が悪かった部員Dは、朝起きてグループトークを確認しようとしたが、なぜか入れなかった。</li> <li>・部員Cは、自分の顔が面白おかしく加工されて、ツイッター上で拡散されていることをクラスの友人から教えてもらった。</li> </ul> </div> <p>② 上記のやりとりの中で、どのような問題点があるかどうかをグループで話し合う。</p> <p>③ グループの代表が意見をとりまとめ発表する。</p>	<p>問題点の共有について、次の点に留意させる。</p> <p>① 部員Bの発言「KSは最悪」について ※KS…既読スルーのこと</p> <p>② 部員B・Eの行為について</p> <p>③ 部員Cの文面について</p>
まとめ	<p>今日の授業を通じて、無料通話アプリやツイッター等、SNSでは、何に気をつけるべきかを整理する。</p>	

- インターネット環境のめまぐるしい進歩・変化により、ネットいじめは多様化・複雑化している。教師は必要な知識を備えて、対処療法的視点にとどまらず未然防止的視点をもって指導・啓発にあたらなければならない。
- ネットいじめやネット依存が社会問題となっている中、児童生徒が自ら考えて行動を改善していくようなきっかけを、学校と保護者、関係機関が連携して用意する。
- インターネット社会を生き抜くために必要な「想像力」「自制心」「判断力」を育てる。

### \*参考文献

- 『月刊生徒指導』2014年5月1日発行 学事出版
- 『月刊生徒指導』2015年5月1日発行 学事出版
- 『児童心理』2018年5月1日発行 金子書房
- 『インターネットトラブル事例集(平成29年度版)』総務省
- 『ネットワークビギナーのための情報セキュリティハンドブック ver3.00・ver4.00』内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)
- 『事例集 いじめ問題やインターネット上のトラブルへの対応』平成21年3月発行 新潟県教育委員会

## 第5章 いじめ関連事項



### 2 いじめに関する人権教育

#### 1 いじめは、重大な人権侵害

人権とは、「人が人間らしく生きていくために絶対不可欠な、だれもが生まれながらにもっているさまざまな権利」である。それは、「人間の尊厳」と「人間の平等性」という2つの価値に支えられ、一人一人の人間の生命や自由や平等を保障し、だれもが安全に、安心して日常生活を送れるようにする大切な権利や自由から構成されている。だから、人は年齢や性のちがいが、その他のあらゆるちがいに関係なく、いつでも、どこにいても、どんな状況に置かれていても、人間として尊重されなければならない。人を物や道具扱いすることは、絶対に許されることではない。※1

いじめは人権侵害そのものだ、という根本的な理由は、どんな形のいじめであれ、いじめの被害者は「尊厳をもつ、ひとりのかけがえのない人」として扱われないことになるから、ということである。

#### 2 いじめは、「ちがいの排除」から始まる

いじめの本質を人権侵害ととらえてもなお、いじめられている児童生徒に何らかの「問題」が見えることがあるかもしれない。例えば、協調性がない、社会性が育っていない、わがままで、というように。

しかし、そのような場合でも、いじめられても仕方がないなどと考えるはならない。いじめや差別は100%する側が悪い。教師は教育の専門家として、教育的な方法で解決すべきであり、一方で児童生徒が社会性や寛容さを身に付けられるような支援をする必要がある。

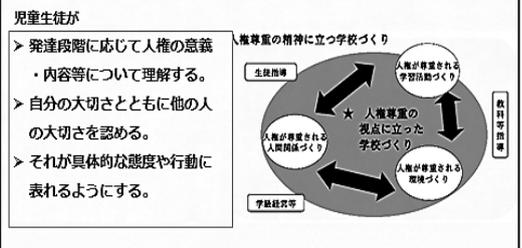
もちろん、家庭の協力も不可欠である。児童生徒がよくなること、将来自立した市民として必要となる資質や能力を身に付けることは、親や教師にとって共通の願いである。だからこそ、学校と家庭との連携・協力は可能であり、必要である。

そもそも、いじめは、「ちがいの排除」から始まる。「自分たちとちがう」「あの子だけ目立つ」そうした異質さを排除する考えが、「いじめ」という排他的・攻撃的な行動を生む。そこで、学校では、この「ちがいによる排除」を克服する教育活動、ちがいを豊かさに変え、反差別を貫く人権教育、同和教育の組織的・計画的な取組が重要になる。

人権教育、同和教育の授業では、一般的に「差別を見抜く」「差別された人の気持ちに寄り添い、その不当性に憤る」「どうすればよいか、自分にできることは何か考える」といった学習過程を設定する。そこでは、差別され（いじめられ）る人の痛みを想像できるか、が鍵になる。自分の身に置き換えて、その人がどんなにつらい思いをしたのか、思い巡らす。この共感する力こそが人権教育、同和教育の出発点であり、授業を含め、日々の学校生活の中で養うべきものである。よく、「なぜ差別されたのでしょうか」という発問がなされるが、問題は差別する側にあり、言われなき差別の理由を探すことは意味がない。



#### 学校教育における人権教育の目標



#### 学習例1 みんなちがって、みんないい（小学校高学年～）

	学習活動	留意点等
1次	1 異質同等に関する資料（例：「私と小鳥と鈴と」（金子みすゞ））を読み、どんなことを言おうとしているのか、感じたことを書き、出し合う。 2 グループで「自分のよさ」「友達のよさ」を見つけ、伝え合う。	私と小鳥と鈴と 私が両手をひろげても、お空はちっとも飛べないが、飛べる小鳥は私のやうに、地面を速くは走れない。 私がからだをゆすっても、きれいな音は出ないけど、あの鳴る鈴は私のやうに たくさんな唄は知らないよ。 鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい。

	学習活動	留意点等
1次 ※2	<p>1 ダイヤモンド・ランキングを行う。 【カード例】 ・「私たちが幸せに生きるために大切なもの」 教育、友情、お金、娯楽、家庭、医療、衣食住、 情報、夢</p> <p>2 ・「児童の権利に関する条約」条文内の単語</p> <p>①各自で9種類のカードを重要だと思う順に並べ、 ランク付けの理由をグループ内で説明する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>②グループとしての順位を決め、合意した理由を付けて全体に発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ内での話し合いを通して、多様な見方や考え方があることに気付くようにする。</li> <li>・話し合いのルール ①他の人の考え方を批判しない②メンバーの合意のもとに決める を徹底し、相手の考えを尊重しながら建設的に話し合いを進めていくことの大切さが体感できるようにする。</li> <li>・ビデオ教材の視聴を取り入れると、グループでの話し合いがより深まる。 (例：国連広報センター「レバノンのストリート・チルドレン：ラミの物語」)</li> </ul> <div style="text-align: right;"> </div>

## 学習例2 性の多様性についての理解（中学校・高校）

	学習活動	留意点等
1次	<p>1 レインボーフラッグ（画像提示）の意味を知る。</p> <p>2 性の4つの要素について説明を聞き、性の多様性に気付く。</p> <p>3 自分の性について、4つの要素から心の中で考える。</p> <p>4 性的マイノリティの例から、多様な性のあり方や基本的な用語（LGBTQ、セクシュアルマイノリティ、アウティングの禁止 等）について理解する。</p> <p>5 当事者の方の資料をもとに、感じたことをグループで出し合う。</p> <p>6 自分の性について再度心の中で考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室にマイノリティ当事者がいる可能性に配慮する。</li> <li>・例：「身体の性」「こころの性（性自認）」「社会的な性（性別役割、性別表現）」「好きの性（性的指向）」</li> <li>・男女の単純な「法的な性別」だけではないことを押さえる。プライベートな内容は書いたり発表したりしない。</li> <li>・異性愛者、同性愛者、トランスジェンダーの一例をスライド等で示し、グループ内で思いを共有する。</li> <li>・一人一人が多様で個性的な「性別」をもっていること、一人一人のちがいは尊重すべきプライバシーで、相手のプライバシーを脚気に公開することは人権侵害であることを確認する。</li> </ul>
2次 ※3	<p>1 人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために」（法務省）を視聴し、性的マイノリティの人権侵害の実態について理解する。</p> <p>2 性同一性障害者特例法等の資料をもとに、性的マイノリティの人を含め、誰もが大切にされる社会を目指して自分には何ができるのか考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映像の視聴を通して、性同一性障害等への差別的な扱いは不当であるという認識が広がりつつあるが、実際に差別や偏見があることについて考えるようにする。</li> <li>・性の多様性についての理解、差別解消のための方策等の視点を示し、個人→グループ→全体で共有する。</li> </ul>

※1 『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導の在り方編～』P4 参照

※2 『想像しよう 共感しよう ～実践学習編～』平成30年度静岡県人権教育の手引き p23 参照

※3 『多様な性を考える授業』（「個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究（研究代表者 日高庸晴）」を参照

○いじめは重大な人権侵害で、「ちがいの排除」から始まる。

○人権教育、同和教育では、「ちがいの排除」の克服を目指す。ちがいを豊かさに変え、ありのままの自分と同じようにほかの人も大切にする。

○その人の痛みを想像する力を育てる。

## 第6章 ケーススタディ

### 1 校内生徒指導体制の見直し

#### 1 概要

以下は、〇〇高校のA男に対する生徒指導の対応記録である。

- 10月21日（月） 部活動終了後、高校1年の男子生徒Aは友人と2人で、部活動顧問のD教諭に「男子生徒Bから、SNSに書き込みしたことの慰謝料として金銭を要求された。以前、一度だけ2,000円を渡したことがある。今日、いじめに関するアンケート（各学期1回実施）にも、そのことを書いた。」と相談した。Aの担任である1学年主任のE教諭は、すでに退勤していた。
- 22日（火） D教諭は、朝、E教諭に報告。E教諭はその後出張のため対応できなかった。
- 23日（水） E教諭は、各担任にAの訴えを伝達。放課後、E教諭は、Aから事情を聴く。Aは「SNSにBに関する書き込みをしたのは事実である。内容は、中学生の時のBからの無視や暴力を伴ういじめがあったこと。以前、Bに渡した2,000円は自分に非があると考えているから、しかたがないかも。」と話す。E教諭は、「しばらく様子を見よう。こういうことが繰り返されるようであれば、また相談して欲しい。」とAに伝えた。Aから話を聞いたE教諭は、今後Bからも話を聞こうと考えていることを、25日まで県外へ出張中のいじめ対策推進教員のF教諭に電話で報告した。
- 24日（木） Bが欠席したため、状況を確認することができなかった。
- 25日（金） E教諭と、Bの担任のG教諭は出張のため、Bから事情を聴くことができなかった。休み時間、Bは再度Aに金銭要求する。昼休み、Bの仲間の男子生徒Cは、Aに対し「Bに金が払えなければ、ゲームソフトを万引きして来い。」と言う。Aは、放課後、カウンセラーに金銭を要求されていることなどについて相談する。E教諭は遠方への出張のため、その日は直帰した。カウンセラーは、面談記録をH教頭の机の上に置いて帰った。
- 26日（土） Aは父親に金銭要求のことを打ち明ける。父親は心配したが、Aは「学校の先生やカウンセラーに相談しているから大丈夫。」と話した。
- 27日（日） Aは、家族に「遊びに行く。」と伝え外出し、帰宅しなかった。家族が、Aのカバンの中から落書きされた教科書やノートを発見した。
- 28日（月） 心配したAの家族から、警察署に行方不明届を提出したとの連絡を受けたE教諭らがBと面談、金銭要求の事実を認めたことから、学校は県教育委員会に電話で事故の概要を報告した。

## 2 グループワーク

### (1) 活動の流れ

	活動の内容	留意点
導入	○アイスブレイキング ○本研修の活動の流れの説明	
展開	○資料（本事案の生徒指導の対応記録）を提示 指示1：学校（教職員）として、どのような対応をとるべきだったか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 ・教職員の立場や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめる。  指示2：再発防止のために、学校は組織として何をすべきか、グループの考えをまとめてください。 ・グループごとに予防策を発表する。	・事案の人物関係を把握する。 ・予防策について協議する時間を十分に確保する。  【ポイント】 組織的な対応のあり方について共通理解を図る。 ①情報共有 ②迅速な初期対応（アンケートへの対応） ③保護者との連携 ④関係機関との連携
終末	○活動の振り返り ・振り返り用紙にまとめる。 ○管理職からの指導	

### (2) 事前準備

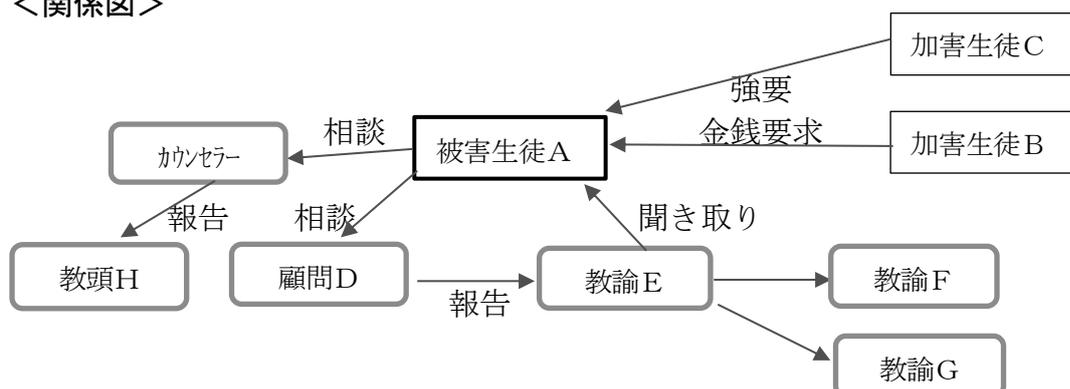
- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者等）の決定

## 3 解説

○生徒指導の対応記録から分かる情報

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| A：被害訴え、高校1年男子生徒 | B：加害疑い生徒、男子生徒、学年不明 |
| C：Bの仲間の男子生徒     | D：Aの部活動顧問教諭        |
| E：Aの担任教諭（1学年主任） | F：いじめ対策推進教員        |
| G：Bの担任教諭        | H：教頭               |

### <関係図>



日時	A	B	C	D顧問	E教諭	F教諭	G教諭	H教頭	カウンセラー	保護者
10/21	相談			→	退勤					
10/22				報告	→ 出張					
10/23					聴取・報告	→ 出張				
10/24		欠席				出張				
10/25	←	加害	加害		出張	出張	出張		← A 面談	
10/26	報告									→
10/27	家出									落書発見
10/28		←			←					警察へ

○本事案を通して、自校の生徒指導体制を振り返る視点として以下のポイントを、話し合いを進める一つの材料とする。

#### 組織的な対応について

- ・抱え込みを防ぐための情報伝達や情報共有のあり方
- ・学校いじめ対策組織のあり方
- ・被害生徒（いじめを訴えた生徒）を守り抜く組織体制づくり
- ・最悪の事態を想定したうえでの指導方針や対応策

#### 保護者との連携について

- ・客観的な事実（記録）をもとに対応する（5W1H：「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」など、事実に基づくこと）
- ・誠意をもって対応する（予断や思い込みで対応せず、事実に基づき丁寧に説明する）
- ・初期対応における留意点（傾聴、主訴の把握、記録、複数による面談）

#### いじめに関するアンケートについて

- ・アンケートの実施方法（記名または無記名の形式、ホームルームまたは自宅で回答等）
- ・実施（回収）当日のアンケートを複数の教職員でのダブルチェックと情報共有のあり方
- ・訴えや悩みは、いじめ対策推進教員へ報告
- ・管理職といじめ対策推進教員による第1次判断（対応の指示）
- ・アンケートに記載された生徒の訴えや悩み等に関する相談体制のあり方
- ・アンケートの保管（対応メモ等も含む文書の5年保存）について

#### スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携について

- ・SCやSSWとの顔が見える関係づくり
- ・生徒や保護者との面談内容（記録）の確認
- ・事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応のあり方
- ・事案発生後の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点をおいた体制づくり

## 法的根拠

- ・学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(いじめ防止対策推進法 第23条)

- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において判断する。

(新潟県いじめ防止基本方針 第1 3 )

- ・法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

(新潟県いじめ防止基本方針 第1 4 (4) )

- ・学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

(新潟県いじめ防止基本方針 第3 2 (3) )

- ・いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。

アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。

(新潟県いじめ防止基本方針 第3 3 (2) )

## 4 振り返り

勤務校の現状を振り返り、いじめの訴えに対する組織的な対応のあり方についてまとめる。

## 5 発表と記録の保存

## 第6章 ケーススタディ

### 2 教師や保護者の介入を拒む生徒への対応

#### 1 概要

高校1年の男子生徒Aは、同じ学級の男子生徒Bたちからあだ名で呼ばれたり、からかわれたりしている。周りにいる生徒たちは笑ってその様子を見たり、Bたちに「やりすぎじゃね」と声をかけたりしているが、Aはたいてい笑ってやり過ごしている。その様子を見た担任はAを呼んで面談し、いじめを受けているのではないかと尋ねたが、Aは「大丈夫です」と答えるだけであった。

7月上旬に実施したいじめに関するアンケートで、Aは特に何も記述していなかったが、同じ学級の数名の女子生徒から「Aがいじめられているのではないか」との指摘があった。担任は改めてAを呼んで話を聞いたが、「あだ名で呼ばれたりすることは嫌ではないと言えば嘘になるけど、先生が間に入ってもむしろひどくなるだけ。親にも伝えないでください。とにかく何もしないでほしい」と強く主張した。

7月中旬の保護者懇談会時に、担任が上記の内容をAの保護者に伝えたところ、初めてその事実を知ったAの保護者は学校が何も対応していなかったことに強い不信感を募らせた。

#### 2 グループワーク

##### (1) 活動の流れ

	活動の内容	留意点
導入	○アイスブレイキング ○本研修の活動の流れの説明	
展開	○資料（事案の概要）を提示 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           指示1：担任はどのような対応すべきだったか、グループ内で担任役と生徒役、保護者役になり演じてください。         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場面ごとに、担任の対応に関する課題を明確にする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           指示2：今後、担任はどのように対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列や、被害・加害・観衆・傍観者のカテゴリー等で担任の対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           指示3：問題の解消に向けて、学校はどのように対応すべきか、グループ内で相談してください。         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループごとに方針や当面の措置等の対応策を発表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールプレイを通して、担任の対応について検証してみる。</li> <li>・対応策について協議する時間を十分に確保する。</li> </ul> <b>【ポイント】</b> いじめ対策組織の開催、対応方針 ①いじめからAを守ること <ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは、Aを「いじめから徹底的に守り通す」こと</li> <li>・Aを「いじめの場から救い出す」こと</li> </ul> ②いじめからAを孤立させないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に、Aが「Bたちとの関係性を修復させる」こと</li> <li>・Aが「安心して学校生活を送ることができる」こと</li> </ul>
終末	○活動の振り返り <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返り用紙にまとめる。</li> </ul> ○管理職からの指導	

## (2) 事前準備

- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

## 3 解説

○本事案を通して、方針の確認や当面の措置についてシミュレーションしてみることで実効性のある組織的対応の強化を図るようにする。

### 【いじめ対応】

#### ★ いじめから被害生徒を守ること

まずは、生徒Aを「いじめから徹底的に守り通す」こと  
生徒Aを「いじめの場から救い出す」こと

#### ★ いじめから被害生徒を孤立させないこと

次に、生徒Aが「Bたちとの関係性を修復させる」こと  
生徒Aが「安心して学校生活を送ることができる」こと

### 被害生徒を守るための対応

#### ①保護者対応（家庭訪問等）

・保護者に事実を伝え、状況を理解していただいたうえで、「Aをいじめから守り通す」ことを伝え、保護者を安心させる。

#### ②Aに対する支援 ～居場所づくりと絆づくりの視点から～

・Aと担任との信頼関係を回復させるために、Aの自信につながる事実が見られた時には、機を逃さず認めるようにする。また、学級内で認められていることを実感できるようなフィードバックの場を意図的に設けることで、学級における所属感が高まることを目指す。

#### ③Aに対する教職員の見守り

・管理職、生徒指導部、学年部による組織的な見守りを計画的に実施する。

#### ④Aの保護者との情報連携の充実

・学校は、保護者との連絡を密にする。

#### ⑤加害者Bたちに対する指導と支援

・Bたちの承認欲求を満たしつつ、「Aに対する行為がいじめであり、よくないこと」を指導し、行為の内面化を図るようにする。

### 被害生徒を孤立させないための対応

#### ①方針の実現を阻む問題点の整理

<なぜ、いじめが見過ごされたのか>

・学校にいじめに対する危機意識（アンケートへの対応）が欠如していたこと。

<なぜ、Aは教師の介入を拒むのか>

・加害生徒が複数であることから、担任のみの対応では改善されないと考えるから。  
・教師（担任）の介入次第で、加害生徒が被害生徒へのいじめが酷くなることが考えられるから。

＜なぜ、Aは保護者の介入を拒むのか＞

- ・「親には心配かけたくない」「親に話すことで、自分がみじめになる」「親に相談することで、事態が悪化するかもしれない」等という思いから、保護者にいじめられていることを相談しない（むしろ隠す）傾向にあるから。

＜なぜ、Aの保護者が不信感を募らせたのか＞

- ・対応に対する保護者との合意形成が十分でなかったこと。学校がいじめの解消に向けて何を行ったのか、今後何を行うのか、保護者が理解していない事実があることから。

## ②本事案の解消と今後の適切な対応

＜再発を防ぎ、生徒Aをいじめから守り通すために＞

- ・担任が一人で抱え込まず、「組織」として対応する。いじめが疑われる行為を発見したり、いじめに関する情報提供があったりした場合には、「いじめ対策推進教員」（「学校いじめ対策組織」）に報告し、対応を協議し、役割分担をしたうえで、問題の解決に向けての対応を図るようにする。
- ・生徒をていねいに観察しようとする雰囲気在校内に広げ、いじめに関する情報（アンケートや生徒観察等）が教職員で共有されるようにする。
- ・担任のみならず全教職員で対応することや問題解消に向けた対応策を被害生徒本人に伝え、了解を得たうえで組織的に対応する。

＜いじめの対応に対するAの保護者からの信頼を得るために＞

- ・Aの保護者がいじめによって不安な気持ちに陥っているという心理的事実を受け止め、学校として適切な対応ができていなかったことを認める。
- ・Aの保護者に対して、対応策を丁寧に伝え、その実現に向けて適切に対応する。

### 【いじめが起きにくい学校・学級環境】

#### ★ 「心の居場所づくり」を意識した取組を行う上での留意点

- ・学校行事や生徒会活動、係活動などにおいて、生徒の自発的・自治的な活動を尊重する。

#### ★ 「絆づくり」を意識した取組を行う上での留意点

- ・特別活動の指導において、自らの生活や生き方について考える機会を十分にとり、人間としての生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。

国立教育政策研究所「絆づくりと居場所づくり」平成24年3月

### 組織的な対応を行うための改善のポイント

- ①教職員は、いじめの定義を十分に理解し、生徒との日常的なかかわりを通して、生徒の様子の変化をきめ細かく観察する。
- ②教職員は自分が担任する学級・学年にかかわらず、生徒の様子で気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「いじめ対策推進教員」（「学校いじめ対策組織」）に報告する。
- ③教職員から報告を受けた事案は、校長の指導の下、管理職と「いじめ対策推進教員」で協議を行い、第1次判断により組織的に対応する。

- ④「学校いじめ対策組織」が認知したいじめに対しては、対策組織が具体的な対応のあり方等について協議し、校長が決定する。教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

**いじめから我が子を守るための保護者の声かけ**（被害保護者の被害生徒への対応）

「あなたのことを大切に思っているよ」「お父さん、お母さんはあなたの味方だよ」というメッセージを伝え、悩みや苦しみを共有し、子どもの心に寄り添うという姿勢が大切である。

**いじめに関与した我が子と向き合うための保護者の声かけ**（加害保護者の加害生徒への対応）

子どもに対し「あなたがこれまでにどんなことをしていたとしても、あなたを見捨てることはない」「あなたが行った行為については、お父さんもお母さんもきちんと一緒に向き合う」というメッセージを伝え、子どもが安心して事実を語れる姿勢が大切である。そして、子どもが事実を語った時には、それを謙虚に受け止め、子どもと一緒に悩み考え、子どもの行為に向き合うようにすることが肝要である。

**法的根拠**

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

（いじめ防止対策推進法 第3条）

- ・いじめへの対処

ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。

イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、児童生徒の抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

（新潟県いじめ防止基本方針 第3 3（3））

## 4 振り返り

被害生徒を最優先にし、重大事態に発展しない初期対応のあり方についてまとめる。

## 5 発表と記録の保存

## 第6章 ケーススタディ

### 3 いじめにより登校渋りになった生徒への対応

#### 1 概要

5月13日（月）、高校1年の女子生徒Aは、入学後から同じ学級の女子生徒BとCと仲が良く、いつも行動をともにしている。今日もお昼を楽しく3人で食べながら、次の日曜日、一緒に遊びに行く約束をした。

その夜、BとCは、Aが入っていないSNSのグループで、今日楽しかったことや学校のことなどをやりとりし、遊び感覚で最後に「明日、Aを無視してみない」「A、動揺するよね。どっきりだね」と書き込んだ。

翌日、Aがいつも通り登校し「おはよう」とBとCに声をかけると返答がなかった。その後も、Aは理由も分からないまま、BとCから無視され続けた。

さらにその翌日もAは無視され続け、体育の授業でのバスケットボールのグループ決めるときも、BとCから外されてしまった。BとCは悪びれた様子もなく、他の生徒と仲良く話していた。また、BとCはSNSで、Aが無視したときのAの反応について楽しくやりとりした。そのやりとりを、同じグループのDがスクリーンショットにして、Aに送信した。

16日（木）、Aは欠席した。

17日（金）、Aの母親から「Aが泣いていて、登校できない状況です。」と学校に連絡があった。

#### 2 グループワーク

##### (1) 活動の流れ

	活動の内容	留意点
導入	○アイスブレイキング ○本研修の活動の流れの説明	
展開	○資料（事案の概要）を提示 指示1：本事案が自校で起きた際に、学校は組織として、どのように対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 ・優先順位や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。 指示2：問題の解消に向けて、どのように対応すべきか、グループ内で相談してください。 ・グループごとに対応策を発表する。	・対応策について協議する時間を十分に確保する。 【ポイント】 いじめ対策組織の開催、対応方針 ①情報収集、情報共有 ②被害者支援・見守り体制 ③保護者対応 ④SNSトラブルへの対応 ⑤SCやSSWとの連携
終末	○活動の振り返り ・振り返り用紙にまとめる。 ○管理職からの指導	

##### (2) 事前準備

- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

### 3 解説

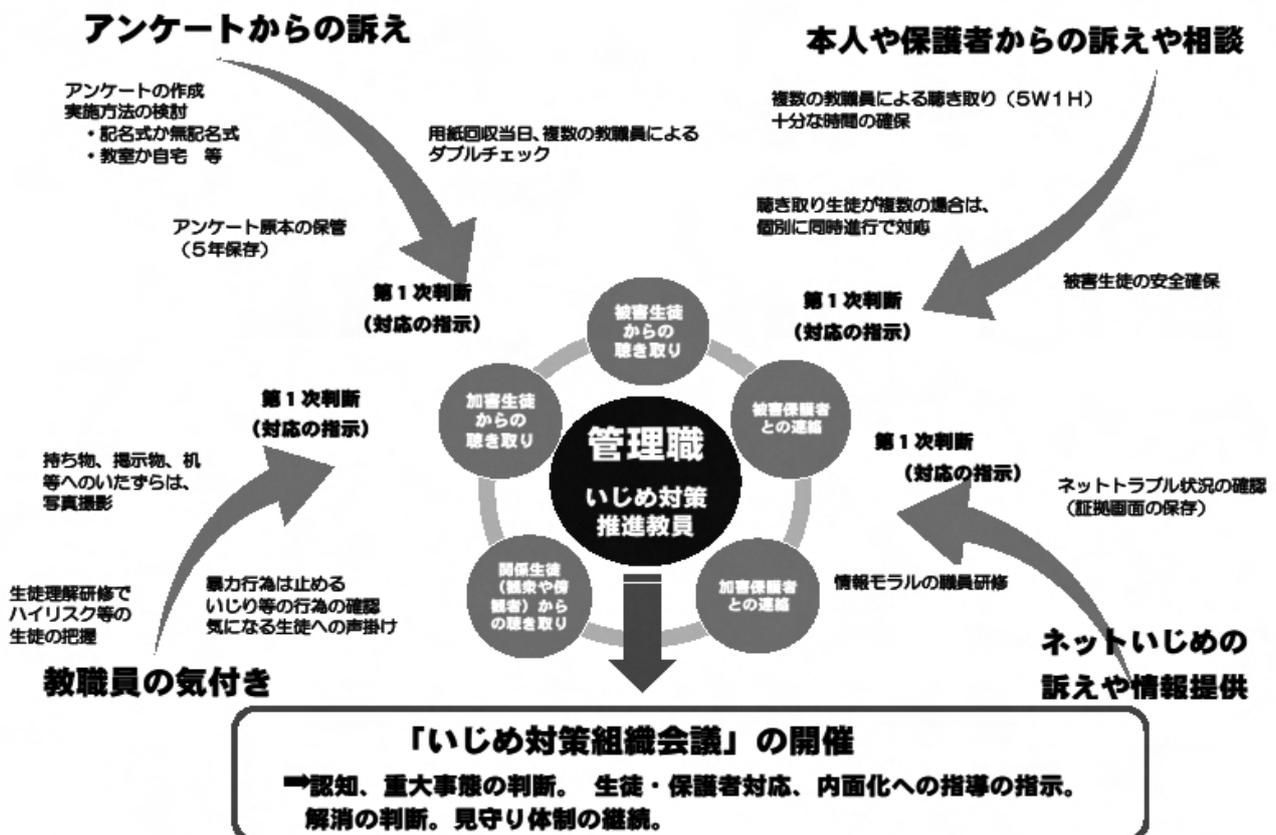
○本事案を通して、初期対応についてシミュレーションして見ることで実効性のある組織的対応の強化を図るようにする。

#### 深刻化しないための対応

- ・本事案は、不登校や自殺に追い込まれかねないケースである。重大事態に発展させないためにはいかに日頃から生徒一人一人を観察し、生徒とのコミュニケーションをうまくとることができているかがポイントである。
- ・生徒（または保護者）から訴えがあったときの初期対応により、事態が変わる。迅速かつ適切に対応することにより事態の深刻化を防ぐことができる。
- ・生徒の生命、財産に重大被害の生じる可能性がある場合には、警察に通報するなど、関係機関との連携を図る。

#### 組織的な対応

- ・訴えている当該生徒や保護者からの聴き取り、関係生徒や教職員からの聴き取りにより事実関係を究明していく。その際、情報の共有と一元化による初期対応がポイントになる。絶対に一人で問題を抱え込まないようにすることが、いじめられている生徒を守り抜くことになる。
- ・生徒本人や保護者からの訴えや相談は、些細なことであっても、いじめ対策推進教員に報告する。管理職といじめ対策推進教員は報告を受けた段階で、速やかに「第1次判断」をして、関係教職員に対応を指示していくことで、いじめの深刻化を防止するようにする。



## 生徒からの聴き取りによる事実確認

### <基本的な聴き取りの進め方>

- ・十分な時間の確保
- ・他の生徒に見聞きされないように場所を考慮
- ・対象生徒が複数の場合、個別に同時進行
- ・事実（5W1H）を正確に記録（場合によっては本人に書かせる）
- ・聴き取った情報をその都度集約し、再確認

### [被害生徒への聴き取りと支援]

- ①訴えの中に「いじめが存在する」という視点で臨む
- ②いじめから守り抜くことを伝える
- ③被害生徒の立場や心情を理解する
- ④事実を正確に記録する
- ⑤自信を取り戻せるよう言葉をかける

### [加害生徒への聴き取りと指導]

- ①聴き取りのはじめは「いじめ」という言葉を用いなくてもよい
- ②事実確認を優先し、事実を一つ一つ確認して記録する（いじめ対策推進教員は聴取内容を照合する）
- ③いじめに至る背景や心情を理解したうえで、被害生徒の立場で、自身の言動を考えさせる
- ④いじめが許されない行為であることを理解させる
- ⑤過去の自分と今後の自分について考えさせる

### [観衆と傍観者への聴き取りと指導]

- ①はじめに、事実を話すことは人を救う行為であることを伝え、観衆や傍観者であったことを責めずに事実確認を行う（いじめ対策推進教員は聴取内容を照合する）
- ②観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解する
- ③被害生徒の立場に立って加害生徒の言動を考えさせる
- ④被害生徒の立場に立って自身の言動や態度を考えさせる
- ⑤いじめを許さない気持ちをもたせる

## 保護者への対応・支援

### <基本的な対応・支援の姿勢>

- ・事実を把握したうえで対応  
（被害生徒の保護者には迅速に対応、加害生徒の保護者には確実に事実を把握し対応）
- ・必ず複数の教職員で対応
- ・つらい気持ちに寄り添う姿勢
- ・よりよい解決を目指し真摯な姿勢

## SNSトラブルへの対応

- ・まずは、証拠保全のため不適切な書き込みのある画面をスクリーンショットや印刷で保存する。
- ・生徒がインターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう情報モラル教育を推進する。

### 法的根拠

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策  
インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携していく。児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

（新潟県いじめ防止基本方針 第3 3（5））

- ・いじめへの対処

- ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。
- イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、児童生徒の抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

（新潟県いじめ防止基本方針 第3 3（3））

## 4 振り返り

被害生徒を最優先にし、重大事態に発展させない初期対応のあり方についてまとめる。

## 5 発表と記録の保存

## 第6章 ケーススタディ

### 4 いじめを訴え自殺未遂をした生徒への対応

#### 1 概要

高校2年の女子生徒Aは、進級後から、同じ学級の生徒数人からAの母親が外国人であることをからかわれていた。6月末に行われたインターハイの予選会の帰りのバスの中で、Aの周囲の同級生の女子生徒数人が制汗スプレーをまき、「臭い」と騒ぎ立てる事件が発生した。部活顧問のB教諭は、乗車マナーを守るよう部員を厳しく指導した。

その翌日からAは体調不良を理由に1週間欠席した。Aは、自らのにおい(又は服の汚れ)を日頃から気にし、制汗スプレーの件は、Aの心を深く傷つけたと思われる。Aは、7月以降、部活動に参加していない。心配したB教諭がAに声をかけると、Aは「体調を崩し通院しているためにしばらく休ませてほしい」と答えたことから、夏休みも定期的に電話で体調を確認し、部活動への参加も促していたが、Aは部活動に参加することはなかった。

9月〇日、Aが登校していないことから、担任のC教諭は保護者に連絡すると、普段通りに家を出たと返答があったが、C教諭は授業もあり何も対応することができなかった。

午前11時過ぎに警察署から連絡があった。Aは処方薬を多量に服薬し公園で倒れていたところを発見された。救急搬送され、一命はとりとめたが、Aのカバンの中からは、同級生からのいじめを訴える遺書が見つかったとのことであった。

#### 2 グループワーク

##### (1) 活動の流れ

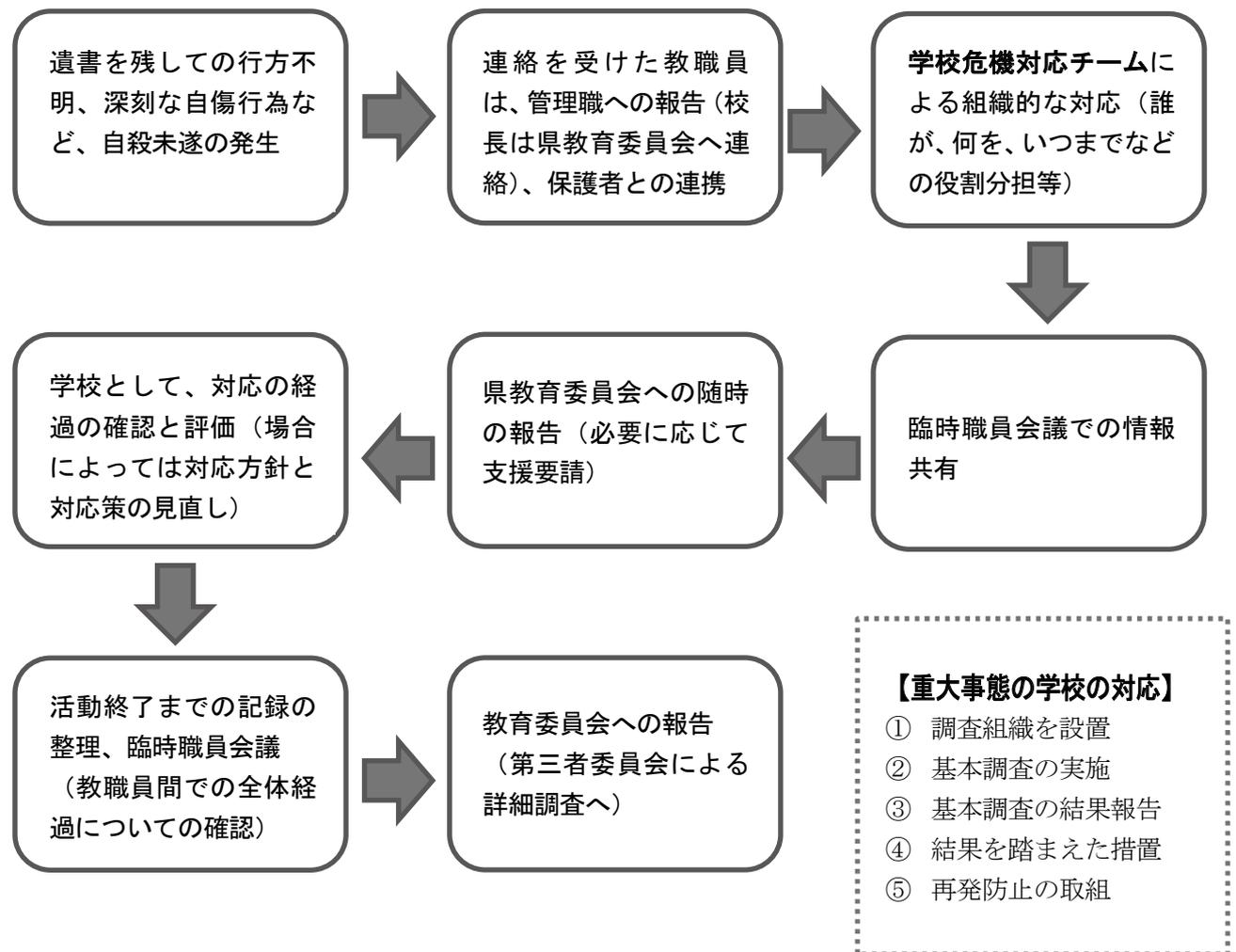
	活動の内容	留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アイスブレイキング</li> <li>○本研修の活動の流れの説明</li> </ul>	
展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資料(事案の概要)を提示</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>指示1: 本事案に対して、学校は組織として、今後どのように対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優先順位や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指示2: 再発防止のために、学校は何をすべきか、グループの考えをまとめてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループごとに予防策を発表する。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応策について協議する時間を十分に確保する。</li> </ul> <p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報収集               <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと</li> </ul> </li> <li>②保護者との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のAへの組織的な支援体制のあり方</li> </ul> </li> <li>③関係機関との連携</li> <li>④心のケア               <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の生徒への対応で配慮すべきこと</li> </ul> </li> </ul>
終末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動の振り返り               <ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返り用紙にまとめる。</li> </ul> </li> <li>○スクールカウンセラー(スクールソーシャルワーカー)からの助言</li> <li>○管理職からの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前にスクールカウンセラー(スクールソーシャルワーカー)にアドバイザーを依頼しておく。</li> </ul>

##### (2) 事前準備

- ①資料、振り返りシート、付箋紙等
- ②グループワークのメンバー(司会者、記録者、発表者等)の決定

### 3 解説

○自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂があった場合



○組織的な対応「学校危機対応チーム」

生徒の自殺未遂事案が発生した場合、生徒、保護者、報道等への対応が必要となる。また、このまま手を打たなければ、どんな問題が起こり得るのかの視点や不測の事態を想定した対応を考慮することも必要である。

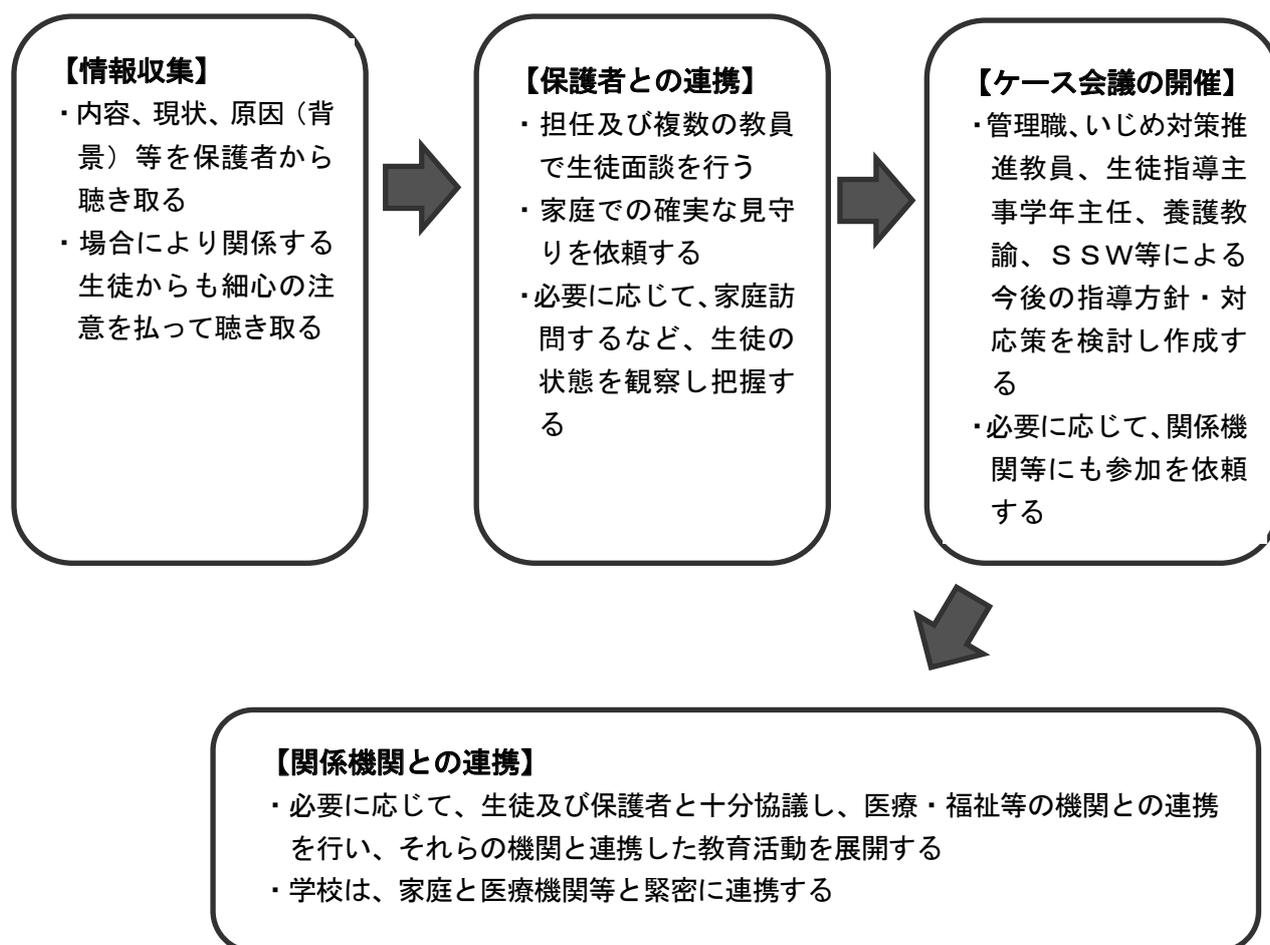
そのために、以下のメンバーで構成され、以下の役割を担う「学校危機対応チーム」の組織を、通常時から想定することが重要である。

- ・メンバー：管理職、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、担任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- ・役割分担：当該生徒の状況把握、指導記録の確認、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある生徒のリストアップ、保護者との連携、外部対応の一本化、具体的対応策（誰が、何を、いつまで等の教職員の役割分担、警察や医療機関との連携など）の検討

#### 【留意点】

- 初期段階においては、「多方面から情報収集すること」、「事実と推測、判断を区別すること」、「状況をまとめ、以降の対応経過を記録すること」などが必要

○保護者から希死念慮等の連絡があった場合



○自殺予防について、教師のできること・できないこと

- ・教師個人の力では、深刻な悩みを抱えた生徒に対処していくには限界がある。ひとりで抱え込まないでチームとして多くの教職員が関わることで、柔軟な多方面からの理解に基づいたきめ細かな対応も可能となる。

文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』平成21年3月

### 法的根拠

- ・学校の設置者又はその措置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するための調査を行うものとする。
  - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法 第28条）

・重大事態

ア 重大事態の意味

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

③その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校（県教育委員会経由）及び私立学校（県総務管理部経由）は、その旨を知事に報告する。

また、県教育委員会は、その旨を県いじめ防止対策等委員会に伝える。

（新潟県いじめ防止基本方針 第4 1（1））

## 4 振り返り

「一人で抱え込まず、チームで対応できる体制になっているか」、「教育相談担当者と生徒指導担当者の連携はとれているか」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策をまとめる。

## 5 発表と記録の保存

## 第6章 ケーススタディ

### 5 いじめによる自殺未遂事案について（インシデント・プロセス法で考える）

#### 1 概要

3学期の始業式の朝、生徒Aの母親から「朝、起きてこないで、Aの部屋に行くと、Aが薬を大量に飲んだようで意識がない。5分前に救急車で運ばれた。机の上のノートに、生徒Bたちからいじめを受けていた内容が書かれていた。」と電話連絡が入った。

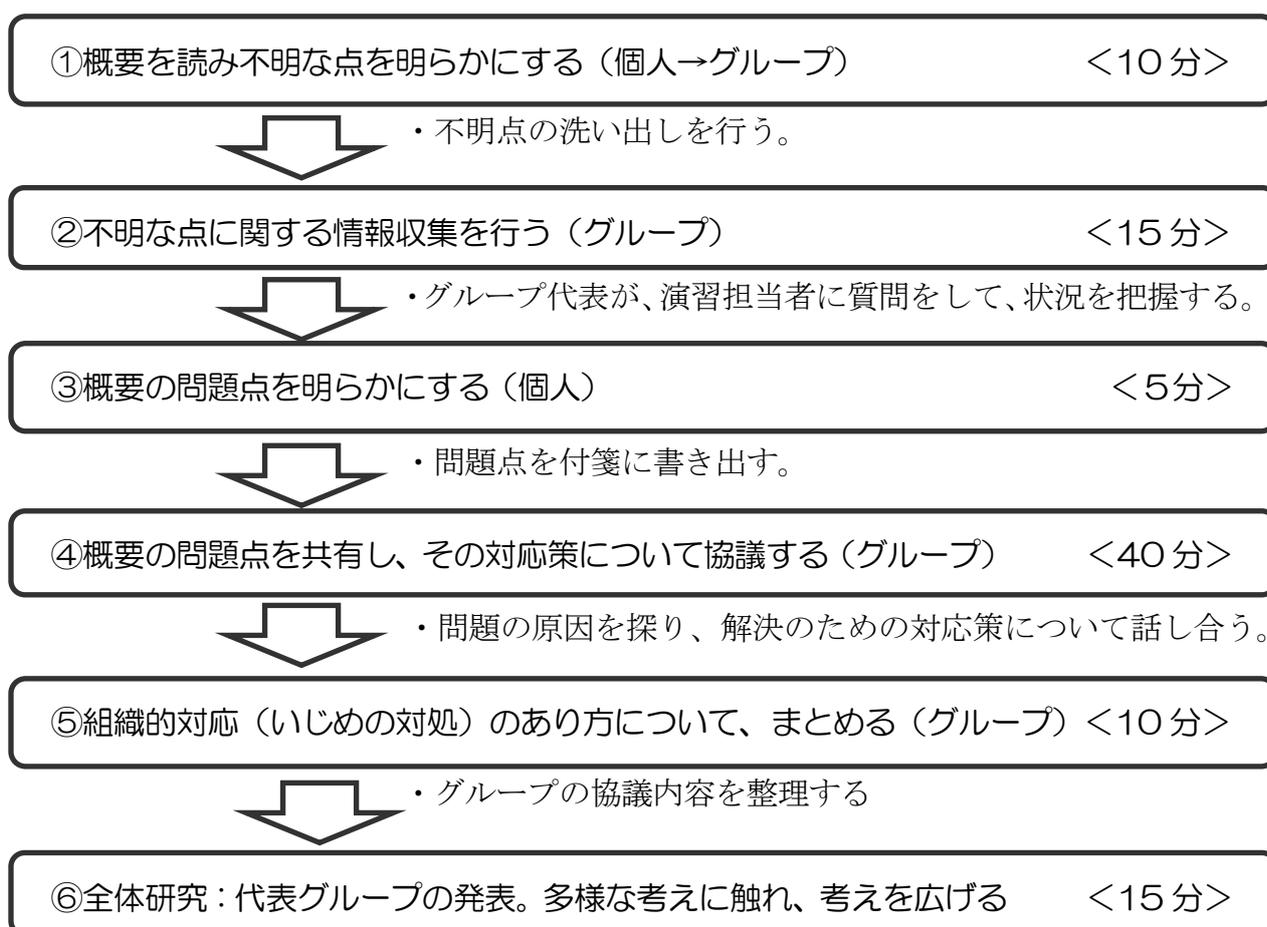
Aは、病院から処方されていた薬をアルコールとともに大量に服薬し自殺を試みたが、一命はとりとめた。

学校は、3日後、全校生徒360人を対象に緊急いじめアンケートを実施した。13人がAへのいじめを直接見聞きし、30人以上がAへのいじめに関して記述した。

また、9月上旬にAが所属する部活動でトラブルがあり指導した記録が残っていた。

#### 2 グループワーク

##### (1) 活動の流れ



##### (2) 事前準備

①資料、付箋紙等

②グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

\* 「インシデント・プロセス法の進め方」は、下記の新潟県立教育センターのHPを参照  
[https://www.nipec.nein.ed.jp/sc/seito\\_soudan/ipsyousai.pdf](https://www.nipec.nein.ed.jp/sc/seito_soudan/ipsyousai.pdf)

### (3) 活動の流れ②における、不明な点に対する回答

#### 【生徒Aについて】

- ・高校1年生（当時16歳）女子
- ・家族構成は、両親と妹（小5）、祖母の5人家族である。
- ・この高校の1年生は8校の中学校から入学してきているが、Aは一番小さな中学校から入学してきた。中学校時代は、生徒会や学級でサブリーダー的存在であった。
- ・ソフトボール部に所属。運動神経は普通である。
- ・学力は中の上で、得意科目は国語と美術である。
- ・おとなしい性格で、1人で小説を読むことも多いが、周囲の友人からは話せば面白い印象をもたれていた。

#### 【加害生徒Bについて】

- ・BはAと同じソフトボール部に所属し、学級も同じである。
- ・両親と姉（高3）の4人家族である。
- ・この高校の1年生は8校の中学校から入学してきているが、Bは一番大きな中学校から入学してきた。中学校時代は、生徒会や学級のリーダーになることはないが、ムードメーカー的存在である。
- ・自己中心的な性格である。
- ・高校に入学すると、Bは、周囲に遠慮することなく大声でしゃべり、誰彼構わず悪口を言う女子グループを主導していた。所属するソフトボール部でも、加害生徒ら重複するメンバーとグループを形成し、学級と部活動で影響力をもっていた。
- ・Bは、人の悪口を言って話題の中心になろうとするタイプであり、その都度、学級担任が注意すると、ごまかすような言い訳をする。
- ・Bは、自分たちのグループに対して積極的に関わろうとしないAの態度に嫌悪感を抱いていた。

#### 【他の加害生徒について】

- ・Aのノートには、Bの他に7名の女子生徒の名前が書かれていた。そのうち、Aと同じ学級でソフトボール部に所属していた生徒が3名いた。
- ・その3名は、Bに同調して行動する生徒たちで、A以外の生徒のことも悪口を言ったり、からかったりしていた。軽いノリで、周囲の生徒たちをいじっては笑いを誘っていた。
- ・ノートに名前が記載されていた7名は、Bや同じグループの仲間と一緒にないときには、Aに対しては普通に接していた。

#### 【Aと同じ学級の生徒・緊急アンケートの結果について】

- ・Aに関する緊急いじめアンケートに38人の学級の生徒のうち、Aが深刻ないじめにあっていたことに気づいていたのは4名だけであった。多くの生徒は、AがBたちに「いじられていた」生徒の一人という認識だった。しかし、半数近くの生徒が、白紙（無記入）であった。
- ・生徒の記述内容は以下のとおり。（学校は把握していなかった内容）
  - 「Aは“キモイ”や“ウザイ”などの悪口を言われていた」
  - 「部活動の時に、わざと捕れないボールを投げている」
  - 「授業中に、Aの悪口を書いた手紙を回していた」
  - 「筆箱を隠されていた」等
- ・多くの生徒が、体育祭や合唱コンクールなどの学校行事に団結することができて「よい学級」だと思っていた。

### 【学級担任について】

- ・20代後半の男性教諭。2校目の勤務で、穏やかな性格である。また、学級だよりを定期的に発行するなど誠実に職務をこなしていた。
- ・50代の学年主任（女性教諭）が学級の副任としてサポートしていた。

### 【部活動の顧問について】

- ・30代の男性教諭。県高体連の強化部長も務めるソフトボールの経験者。副顧問（40代女性教諭）もいるが、実質独りで部活動を運営している。
- ・全国大会出場を目指し、厳しく指導をしている。

### 【Aのノートの記述内容】

- ・「Bから、いじめられている。Bの他に、CやD、E、F、G、H、I」  
「何をやっても無駄。もう、どうにもならないよ」  
「学校に行くのがイヤ。部活動、サイアク」  
「ダレカ、タスケテよう」  
「“汚れるから、新校舎に入るな”と言われた」  
（3学期の始業式の日が、新築した校舎をはじめて使う日であった）

### 【いじめの始まりと、1学期のAの状況について】

- ・5月下旬、BのグループによるAへの悪口が始まった。Aは表情を変えることなく、聞いていない、気にしていない雰囲気を漂わせた。
- ・7月上旬、「私、何か言われてる？」と同級生に尋ね、普段は感情をあらわにしないAが、Bのグループからの悪口への不満を、同じ学級の生徒に漏らした。
- ・1学期の欠席はなし。

### 【9月上旬の人間関係トラブルと学校の対応について】

- ・夏休み明け、Aから部活動での嫌がらせに困っていると相談を受けた学級担任は、部活動の顧問に、そのことを伝えた。
- ・9月上旬、主顧問は、1年生だけの部活動のミーティングで、部員に対して「陰口を言ったり、無視したりしない。何かあれば、みんなの前で堂々と言うこと。」を指導した。またAも「仲間外れにしないでください」と泣きながら1年生部員に訴えた。
- ・Bら加害生徒の悪口や行動を非難する声が上がったことから、放課後の指導会で加害生徒はAに謝罪した。
- ・部活動のミーティングをきっかけに、加害生徒BらはAに対しての逆恨みの感情を抱き、陰口や無視はエスカレートした。逆にいじめが激しくなる。
- ・2学期のはじめ、Aは誰も名乗りを上げないクラスの役職に立候補するなど、積極的な様子を見せていた。

### 【いじめの経過と、2学期のAの状況について】

- ・9月上旬の部活動のミーティング以降、陰口や無視がエスカレートしていく。
- ・部活動では、ペアを組む練習でいつも1人余る存在にされ、相手を探し回る姿を嘲笑されたり、捕れないボールをわざと投げられたりした。
- ・11月になると、悪口は言葉や黒板への書き込みを含め日常化した。加害生徒Bらは、他の生徒に対して無視や、仲間外れにするよう働き掛けた。
- ・Aは授業中までノートに絵や小説を書くことに没頭するようになり、教師にも、その行為を注意されるようになった。
- ・11月頃から友人としゃべらなくなり、周囲からも見て分かるくらいの孤立感が表れるよう

になった。

- ・12月から、Aは精神科に通院を始めた。悪口は、冬休み前最後の部活の練習まで続いた。
- ・2学期の欠席日数は3日、体調不良を理由にしたものだった。

### 【Aや保護者の学校へのSOSと、学校の対応について】

- ・1学期早々、Bら加害生徒の悪口は学級内で問題化していた。5月中旬頃、Aは他の女子生徒と一緒に学級担任に相談。担任は承知していたものの中学校からの引き継ぎでも把握していたことから「またBか・・・」と思い、事態を過小評価していた。
- ・母親は2回、学級担任に相談していた。
- ・1回目は、7月の個別懇談で、「部活動で仲間外れになっているようで心配だ」と伝えた。担任は、顧問にそのことを伝えたところ、顧問は、夏休みはじめに「仲良く協力して練習に励むように」とくぎを刺しただけ。担任も、顧問も、直接Aから話は聞いていない。
- ・2回目は、10月上旬、体調不良のため2日連続で欠席をした際に、「何か、学校であったのではないのでしょうか。部活動で何か問題があったのではないのでしょうか。表情も暗く、部屋から出てきません」と電話で伝えた。担任は、学年主任に母親からの連絡を伝えた。翌日、登校してきたAに「大丈夫か」と学級担任が声をかけると、はにかみながらAが「大丈夫です」と答えたことから、何も対応していない。
- ・10月中旬、学校は「こころの点検票」という定期アンケートを実施した。Aは、友人関係について、不安のレベルを5段階の「3」から「4」に上げて回答した。担任は、「4と出ているけど、何かあるの？」と尋ねた。Aは笑いながら「いや、大丈夫ですよ、先生」と答えたため、それ以上、具体的な対応を取らなかった。

## 3 解説

○本事案を通して、深刻ないじめに発展しないようにするための学校の組織的対応や、いじめへの対処（被害生徒の支援、加害生徒の指導）について考える。

- ・生徒誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、日常からきめ細かな観察や、些細な変化であっても見落とさずに確認することが重要である。

### 法的根拠

- ・児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

- ・学校の設置者又はその措置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

## 4 振り返り

本研修を通して、いじめの対処のポイントをまとめる。

## 5 発表と記録の保存

# 新潟県いじめ防止基本方針

平成30年2月（改定）

新潟県・新潟県教育委員会

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本県においては、平成19年度から取組を開始した「いじめ根絶県民運動」や平成22年度からの「深めよう 絆 県民運動」、平成25年度からの「いじめ見逃しゼロ県民運動」において、学校はもちろんのこと、家庭や地域と一体となった県民ぐるみのいじめの防止等の取組を行ってきました。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、国民的な課題であり、この問題に社会総がかりで対峙するための基本的な理念や体制を整備する必要があることから、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が制定されました。

これを受けて新潟県では、本県におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法第12条の規定に基づき「新潟県いじめ防止基本方針（平成26年3月）」を策定しました。

この度、法の施行から3年が経過し、国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。これら国の方針等を参酌するとともに、地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめの防止等のための対策を一層推進していくため、本県の基本方針を改定することとしました。

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

## 第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず第一に、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、県、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

### 2 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係<sup>※1</sup>にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響<sup>※2</sup>を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある<sup>※3</sup>ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による)

### 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下 学校いじめ対策組織）」において判断する。
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生していることがあること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめたとする行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。  
(例：インターネット上での悪口等)
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応することが重要である。

#### (1) いじめの防止

児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努める。

- ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。
- ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようにストレスに適切に対応できる力を育む。
- エ いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

## (2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたとされる児童生徒が在籍する学校へ通報する等、可能な限り早い段階で、適切な措置を講ずる。

## (3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

また県立学校は、いじめの認知を県教育委員会に報告し、指導の方向性や保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用について相談したり、派遣を要請したりする等緊密に連携する。

## (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築する等、連携を図る。

家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多く

の大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、県教育委員会及び学校は、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催等、日頃から情報共有体制を構築しておく。

## 第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策

### 1 新潟県いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項の規定に基づく組織として、新潟県いじめ問題対策連絡協議会<sup>※4</sup>（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を円滑に進めるため、学校、県教育委員会、市町村教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察、PTA等、必要と認められる機関及び団体等の代表・担当で構成し、次に掲げる役割を担う。

- いじめの防止等に関係する機関等相互の連絡調整
- いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- いじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議
- 関係機関等の相談窓口等の周知 等

※4 新潟県いじめ問題対策連絡協議会条例 平成26年3月31日 条例第60号

### 2 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の設置

法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会<sup>※5</sup>（以下「県いじめ防止対策等委員会」という。）を設置する。

県いじめ防止対策等委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、次に掲げる役割を担う。

- いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議、問題解決を図るための当事者間の関係の調整
- 県立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- 自殺等に至った県立学校児童生徒の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査

※5 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例 平成26年3月31日 条例第61号

### 3 新潟県いじめ等に関する調査委員会の設置

法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく組織として、新潟県いじめ等に関する調査委員会<sup>※6</sup>（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法

律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、法第30条第2項及び第31条第2項の調査を行う。

※6 新潟県いじめ等に関する調査委員会条例 平成26年3月31日 条例第32号

#### 4 県及び県教育委員会の施策

県教育委員会においては、本県におけるいじめの防止等のための対策として、「第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策 3 いじめの防止等に関する措置」に基づき実施する県立学校の取組について、指導・助言を行うとともに、県及び県教育委員会においては、以下の施策を行う。

##### (1) いじめの防止等の対策

ア いじめに関する相談や通報を受けるために、児童生徒が相談しやすい窓口の環境整備に努めるとともに、「新潟県いじめ対策ポータルサイト<sup>\*7</sup>」を通じていじめ防止に関する情報を発信する。

イ 法第23条第1項における通報を受けた県立学校又は私立学校から、いじめの事実の有無を確認する措置<sup>\*8</sup>の結果について報告があったときは、必要に応じ、当該学校に対する支援や指示を行う。

ウ 学校が当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」の調査又は調査の支援を行う。

エ 解決困難な状況にあるいじめの問題等に対応するため、指導主事等で構成するチームを当該学校に派遣する等、解決に向けた取組を支援する。

オ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。

※7 いじめ対策ポータルサイトは、「深めよう 絆 にいがた県民会議」が運営するサイトで、個人サポーターのメッセージや各種相談窓口、いじめ克服体験談、教職員用のいじめ対策に関する研修資料等が掲載されている。

※8 法第23条第2項では、学校は、いじめの通報を受けた場合、「いじめの防止等の対策のための組織」が中心となって関係児童生徒から事情を聴き取る等して、速やかにいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を学校の設置者に報告しなければならないとしている。

##### (2) 関係機関等との連携

専門的知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への派遣や医療機関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各機関へ取次ぎを行う。

また、いじめの防止等の対策を適切に行うため、連絡協議会及び県いじめ防止対策等委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。

##### ○ 学校警察連絡協議会

児童生徒の非行防止や健全育成を目的として、学校や教育委員会と警察が情報交換や行動連携を図るための組織。庁内や市町村、県立学校等の単位で定期的に会議等を

開催する。

○ 深めよう 絆 にいがた県民会議

いじめの防止等に県民全体で取り組む気運を高めるため、マスメディアや青少年健全育成団体、企業等が広報・啓発活動を行う「いじめ見逃しゼロ県民運動<sup>※9</sup>」（以下「県民運動」という。）の推進母体である。

※9 いじめ問題等生徒指導上の諸問題に対して、学校だけではなく、家庭や地域等県民一体となった取組を展開するために、平成19年度に「いじめ根絶県民運動」として開始した取組。平成25年度から現在の名称とし、主にマスメディアや集会等を活用した啓発活動を展開している。

**(3) 教職員の資質能力の向上及び人材の確保**

ア 全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

イ 「生徒指導研修資料<sup>※10</sup>」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提供し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。

ウ いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を、学校の求めに応じて計画的又は緊急的に派遣する。

※10 平成29年3月に発行した生徒指導用の研修資料。ケーススタディー用の事例をはじめ、生徒指導に関連した資料を掲載している。

**(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策**

ア 児童生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発に関する施策の推進に努める。

イ 携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関との連携の下、適切に対応できるよう教職員対象の研修会を実施する等、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を講ずる。

ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対して適切に対応するため、ネットパトロールを実施する等監視の体制を拡充する。

**(5) 啓発活動**

ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性等について、県民運動等の取組を通して、広く県民に対して広報その他の啓発活動を行う。

イ 法第9条に示された保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。

**(6) 学校間における連携協力体制の整備**

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない

場合においても、関係児童生徒又はその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるようにするため、学校間の連携協力体制を整備するよう促す。

#### (7) いじめの防止等の取組の点検

「学校いじめ防止基本方針」及び具体的な取組の定期的なアンケート調査、個人面談等が確実に実施されているかを適宜点検・指導する。

#### (8) 学校評価・教員評価への指導・助言

学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。教員評価においても同様であり、児童生徒の理解やいじめへの適切な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。

#### (9) 私立学校に対する支援等

県は、私立学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、相談窓口の活用、各関係機関との連携、啓発活動等の施策について、必要に応じて私立学校も対象とする等、支援に努める。

また、私立学校がいじめ防止対策に当たり私立学校を所管する県総務管理部は、必要に応じて、県教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に県教育委員会と連携する。

### 第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策

#### 【県立学校】

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

県立学校は、法第13条に基づき、以下の内容等を踏まえて、いじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

#### (1) 学校基本方針を定める意義

- ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

#### (2) 学校基本方針の内容

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じた学校いじめ対策組織

の活動を具体的に定める。

- イ いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ イを徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方について具体的な取組を盛り込むよう努める。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための、具体的な対応方針を定めるよう努める。
- エ 「生徒指導研修資料」を活用した校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。

### (3) 学校基本方針の策定上の留意事項

- ア 策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- イ 策定した学校基本方針は、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載する等して、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。
- ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、P D C Aサイクル<sup>※11</sup>を盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。

※11 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

県立学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員<sup>※12</sup>、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。

また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※12 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員等から、学校の実情に応じて選出する。

### (1) 学校いじめ対策組織として想定される役割

- ア いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」環境を構

築する。

- イ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ウ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。
- エ 児童生徒のいじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- オ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

## (2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項

- ア 学校いじめ対策組織は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同組織が行う。
- イ 校長は学校いじめ対策組織を設置し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかを常に点検する。  
また、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等自校のいじめの防止等の取組について改善を図る。

## (3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

## 3 いじめの防止等に関する措置

県立学校は、国の『いじめ防止等に関する基本的な方針』の別添2等を参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行う。

### (1) いじめの防止

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ウ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。
- エ 「いじめ見逃しゼロスクール<sup>\*13</sup>」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成

に努める。

オ 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

カ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。

キ 児童生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等で学校いじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

ク 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※13 児童生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロスクール集会」や、地域との交流・異年齢交流等を進める「いじめ見逃しゼロ強調月間」等、家庭や地域と連携・協力して児童生徒の社会性を育成する各学校の取組。

## (2) いじめの早期発見

ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

イ 児童生徒が自らSOSを発信した場合、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。

エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。

アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。

オ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。

## (3) いじめへの対処

ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。

イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめ

の非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

#### (4) 関係機関等との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会や「深めよう 絆 にいがた県民会議」、民間団体等との連携を推進する。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

また、教職員はネットパトロールの結果等を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における子どもた

ちの様子を注視する。

#### (6) 家庭、地域との組織的な連携・協働

ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

イ 学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員・児童委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

#### 【私立学校】

私立学校においては、法及び国の基本方針に基づき、学校基本方針及びいじめの防止等の対策のための組織を整備するとともに、県立学校の施策も参考に、学校の実情を踏まえながら、いじめの未然防止やいじめの早期発見、いじめへの対処等に取り組むものとする。

## 第4 重大事態への対処

### 1 県立・私立学校及び学校の設置者による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

#### (1) 重大事態

##### ア 重大事態の意味

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

##### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校（県教育委員会経由）及び私立学校（県総務

管理部経由)は、その旨を知事に報告する。

また、県教育委員会は、その旨を県いじめ防止対策等委員会に伝える。

## (2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は県立学校及び私立学校が行う。詳細調査は、県立学校にあっては、県いじめ防止対策等委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを県教育委員会が判断する。私立学校にあっては、学校又は学校法人が設置する調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施する。

なお、調査にあたっては、被害生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聞き取る。

### ア 基本調査及び報告

- ① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、県立学校にあっては県教育委員会に、私立学校にあっては学校法人及び県総務管理部に報告する。
- ② 基本調査に当たっては、以下の事項に留意する。
  - 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
  - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先して行う。
  - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
  - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
  - いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
    - ・ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
    - ・ いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
    - ・ いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等の場合)
    - ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

イ 県いじめ防止対策等委員会が行う詳細調査及び報告

- ① 県教育委員会は、県いじめ防止対策等委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝え、詳細調査の実施を要請する。
- ② 県いじめ防止対策等委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を県教育委員会に報告する。
- ③ 県教育委員会は、県いじめ防止対策等委員会による調査結果を知事に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、県教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて知事に報告する。
- ④ 県立学校は、県いじめ防止対策等委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組むものとする。

ウ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

- ① 県教育委員会は、県立学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。
- ② 学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ③ 県教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ④ 学校は、調査結果を県教育委員会に報告し、県教育委員会は知事に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、県教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて知事に報告する。

エ 私立学校における調査及び報告

私立学校又は学校法人は、県立学校の調査の取り扱いに準じ、専門家等を含む公平性・中立性が確保された組織において、速やかに事実関係を明確にするための調査を開始し、その結果を県総務管理部を通じて知事に報告する。

(3) 調査結果の提供

県教育委員会又は学校は、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。私立学校においても学校又は学校法人が同様の対応を行うこととする。

- ア 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- イ 他の児童生徒のプライバシーの保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。

#### (4) 重大事態への対処の留意事項

県教育委員会又は学校は、県立学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。また、私立学校においても、イ、ウ、エ、オについて、学校又は学校法人が同様に対応する。

- ア 教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学する等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担う等、積極的な支援を行う。
- イ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。
- ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査において県教育委員会及び学校は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。
- エ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、県教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、県教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。
- オ 学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

## 2 知事による再調査及び措置

### (1) 調査委員会が行う調査及び報告

- ア 法第28条第1項の規定による調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同調査の結果を調査委員会において調査（以下「再調査」という。）する。
- イ 調査委員会は、再調査の結果を知事に報告する。
  - また、県立学校における再調査の場合、知事はその結果を議会に報告する。その際には、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。
  - なお、再調査についても、基本調査等と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ア 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 上記の「必要な措置」としては、県教育委員会においては、例えば、指導主事等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の追加配置等を検討するものとし、知事部局においては、必要な予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。

ウ 私立学校においては、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

## 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 県の基本方針の検討

県及び県教育委員会は、国の動向等を考慮して、3年を目処として基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 2 地方いじめ防止基本方針等の策定状況の確認及び公表

県教育委員会は、市町村におけるいじめ防止等のための対策に関する「地方いじめ防止基本方針」及び県立学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

### 3 市町村に対する支援等

県及び県教育委員会は、市町村及び市町村教育委員会に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請するとともに、次のような支援等を行うこととする。

#### (1) いじめの防止

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実について指導・助言に努める。

イ 市町村立学校が「いじめ見逃しゼロスクール集会」等いじめを防止するための児童生徒の主体的な活動を支援する等、自治的な能力や自主的な態度の育成に努めるよう助言を行う。

ウ 「いじめ見逃しゼロスクール」や「深めよう 絆 地区の集い」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、地域住民、教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努めるよう助言を行う。

エ 市町村立学校の教職員に対して、児童生徒が関わり合って学ぶ授業や他者と協力しながら問題解決を図る活動等の社会性を育成するための研修会を開催し、いじめを防止する生徒指導の取組を支援する。

## (2) いじめの早期発見

ア 市町村立学校の教職員に対して、いじめを把握するための日常的な観察方法や児童生徒に対する効果的なアンケート調査の実施方法等に関する実践的な研修を開催し、「いじめ見逃しゼロ」の取組の徹底を図る。

イ 相談窓口として「新潟県いじめ相談電話」「新潟県いじめ相談メール」や「県立教育センターいじめ・不登校等悩み事相談テレフォン」の設置等、いじめ問題等に悩む児童生徒本人や保護者の相談に応じる体制を整備し、周知に努める。また「新潟県いじめ対策ポータルサイト」を通じていじめ防止に対する情報を提供する。

## (3) いじめへの対処

ア いじめをはじめとした生徒指導上の課題や困難事例に対処できるよう、効果のあった対応を共有する等の研修を定期的で開催し、市町村教育委員会や学校の対応力の向上を支援する。

イ 解決困難な状況にあるいじめ問題等に対応するために、指導主事等で構成するチームを学校に派遣する等、解決に向けた取組を支援する。

## (4) 教職員の資質能力の向上及び専門家の配置等

ア 全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

イ 生徒指導体制の充実のために、必要に応じて教員の加配を行うとともに、生徒指導に係る指定校を通じた研究及びその成果の普及に努める。

ウ いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を、学校の要請に応じて計画的又は緊急的に派遣する。

## (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ア インターネットを通じて行われるいじめに対応できるよう、児童生徒及びその保護者に対して授業や入学説明会等の機会に実施する情報モラル教育及び普及啓発が、より効果的に行われるように関係機関等と連携して支援する。

イ 市町村立学校の教職員を対象とした研修会を実施し、携帯電話やインターネット利用に係る実態把握や、それを踏まえた対応・対策ができるよう支援する。

ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対処するため、インターネット監視の体制を拡充する。

## 4 私立学校に対する支援等

県は、私立学校において、いじめの防止等のための取組を適切に講ずることができるよう、必要な情報を提供するとともに、相談体制の整備等に係る支援を行うほか、上記3の市町村を対象とする取組等について、必要に応じて私立学校も対象とする等、支援に努めるものとする。

# 主な相談窓口一覧

## 新潟県の相談

- 新潟県いじめ相談電話（24時間） 025-285-1212
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- 家庭教育・子育て電話相談  
「すこやかコール」13:00～19:00（平日） 025-283-1150
- 新潟県いじめ相談メール8:30～18:30（平日） ijime@mail soudan.org

## 県立教育センターの相談

- 【電話相談】9:10～16:00（平日）
- いじめ・不登校等悩み事相談テレフォン 025-263-4737
- 【来所相談・電話相談】9:00～17:00（平日）
- 県立教育センター教育相談 025-263-9029

## 児童相談所の相談

- 【子ども・女性電話相談】9:00～22:00（年中無休）
- 子ども・女性電話相談 025-382-4152
- 【電話・面接(予約制)相談】8:30～17:15（平日）
- 中央児童相談所 025-381-1111  
佐渡駐在（佐渡地域振興局）0259-74-3390
- 長岡児童相談所 0258-35-8500
- 上越児童相談所 025-524-3355
- 新発田児童相談所 0254-26-9131
- 南魚沼児童相談所 025-770-2400
- 新潟市児童相談所 025-230-7777

## 法務局の相談

- 【電話・面接・メール相談】8:30～17:15（月曜日から金曜日）
- みんなの人権110番(全国共通ナビダイヤル) 0570-003-110
- 子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル) 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン(全国共通ナビダイヤル) 0570-070-810
- 新潟地方法務局 025-222-1564
- 十日町支局 025-752-2575
- 新津支局 0250-22-0547
- 柏崎支局 0257-23-5227
- 三条支局 0256-33-1375
- 南魚沼支局 025-772-3742
- 新発田支局 0254-24-7102
- 上越支局 025-525-4163
- 村上支局 0254-53-2390
- 糸魚川支局 025-552-0356
- 長岡支局 0258-33-6901
- 佐渡支局 0259-74-3787

## 警察の相談

○けいさつ相談電話（24時間） 025-285-0110

### <サポートセンター>

- 新潟少年サポートセンター 025-285-4970 8:30~17:15（平日）
- 長岡少年サポートセンター 0258-36-4970 8:30~17:15（平日）
- 上越少年サポートセンター 025-526-4970 9:00~17:45（平日）

### <警察署> 24時間対応（但し、平日夜間、土、日、休日は当直員が対応）

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ○新潟警察署 025-249-0110   | ○新潟南警察署 025-373-0110 |
| ○新潟中央警察署 025-225-0110 | ○西蒲警察署 0256-72-0110  |
| ○新潟東警察署 025-279-0110  | ○燕警察署 0256-94-0110   |
| ○新潟西警察署 025-260-0110  | ○加茂警察署 0256-52-0110  |
| ○江南警察署 025-382-0110   | ○見附警察署 0258-63-0110  |
| ○新潟北警察署 025-386-0110  | ○長岡警察署 0258-38-0110  |
| ○佐渡西警察署 0259-74-0110  | ○与板警察署 0258-72-0110  |
| ○佐渡東警察署 0259-27-0110  | ○小千谷警察署 0258-83-0110 |
| ○新発田警察署 0254-23-0110  | ○小出警察署 025-793-0110  |
| ○村上警察署 0254-52-0110   | ○南魚沼警察署 025-770-0110 |
| ○阿賀野警察署 0250-63-0110  | ○十日町警察署 025-752-0110 |
| ○津川警察署 0254-92-0110   | ○柏崎警察署 0257-21-0110  |
| ○五泉警察署 0250-42-0110   | ○上越警察署 025-521-0110  |
| ○秋葉警察署 0250-23-0110   | ○妙高警察署 0255-72-0110  |
| ○三条警察署 0256-33-0110   | ○糸魚川警察署 025-552-0110 |

## その他の相談機関

- 新潟いのちの電話（毎日24時間） 025-288-4343
- チャイルドライン（毎日16:00~21:00） 0120-99-7777

### 【参考】

【新潟県いじめ相談 SNS（LINE）】※学校で配付されたプリントから登録

【新潟県いじめ対策ポータル】 <http://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>



[2019年（平成31年）3月現在]

# 本資料集の活用について

## 作成の背景

- 2000年（平成12年）3月に、小・中学校向けに「いじめの起きない学校づくりのためにーいじめ防止学習プログラムー」を作成しました。その後の国や県の動向、いじめ問題の現状を踏まえ、見直しを行うこととしました。
- 2017年（平成29年）3月に、高等学校向けに「生徒指導研修資料」を作成しました。その続編として、新たな内容や事例等を加えることとしました。

## 内 容

- 取組のポイントや具体的実践事例を中心に掲載し、学校での日々の実践や研修、いじめ対策の推進等に活用できるようにしました。

## 構 成

- 第1章では、いじめの定義や対策等のポイント、組織的な対応の在り方等、概論的な内容を掲載しました。
- 第2章～第4章では、いじめの未然防止→早期発見→再発防止という流れを踏まえて内容を構成しました。小・中・高等学校それぞれにおける取組のポイントや具体的実践事例をできるだけ掲載し、異なる校種の内容を参考にしたり活用したりできるようにしました。
- 第5章では、近年の動向を踏まえて、ネットいじめ、いじめにつながる新たな人権問題に関する内容を掲載しました。
- 第6章では、5つの事例を想定したケーススタディを掲載しました。
- 第7章では、「新潟県いじめ防止基本方針」等、参考となる情報を掲載しました。

## 活 用 例

- 本資料集を、次のように活用願います。
  - ・校内研修の資料として
  - ・教職員の自己研修資料として
  - ・保護者や地域等を対象とした研修会等の資料として
  - ・学校のいじめ対策における指導方針作成、「学校いじめ防止基本方針」の見直し等の参考として
  - ・日常の学級経営や授業実践、学校行事等の指導資料として
  - ・教材作成の資料として

※掲載されているものについては、コピー、印刷等を自由に行って構いません。  
また、本資料集のデータを「新潟県教育支援システム」「新潟県いじめ対策ポータル」に掲載しています。該当ページをダウンロードして活用できます。